いのちとくらし

第8号 2004年8月

目 次

○巻頭エッセイ「アメニティと協同」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	和弘	1
特集:非営利・協同と文化		
座談会「非営利・協同と宗教」若井 晋、日隈 威徳、高柳 新、司会:石塚 3	秀雄	2
論文「今日の日本のスポーツ状況と非営利・協同への期待」森川 5	貞夫	17
論文「非営利・協同と文化・労働を担う人間の発達」池上	惇	27
論文「協同社会の追究と家族の脱構築」佐藤 利	和夫	33
インタビュー「前進座・総有と分配」大久保原	康雄	39
○論文「国際会計基準と協同組合の出資金をめぐる最新動向		
—— I A S 32号解釈指針案と農協法の改正——」堀越 🦪	芳昭	47
○論文「フランスの社会的経済の現状と事例」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	秀雄	52
○団体会員訪問①「千葉県勤労者医療協会」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	務局	60
○文献プロムナード⑦「平和の脅威」野村	拓	62
○書評「二木立『医療改革と病院』」	啓子	67
○研究所関連ニュース59,6	36,69,	, 74
○2002・2003年度バックナンバー紹介		·71
○FAX送付書(入会、機関誌購読)		

智斯正为也介

アメニティと協同

植田 和弘

人にとっての良好な環境とは何か。環境とは「人間を取り巻き、それと相互作用を及ぼしあうところの外界」である。自然だけではなく、人間社会が過去から作り上げてきた歴史的・文化的ストックも環境を構成する重要な要素であり、その状態によって環境の状態も大きな影響を受ける。したがって、健康を害する汚染が無いことは最低限の条件であり、良好な環境をつくるためには街並みや景観などを含むアメニティを大切にしていかなければならない。

アメニティの概念は英国の都市計画の中で形成されてきた。1909年の住宅都市計画法において、「望ましい衛生状態、利便性の確保」と並んで、アメニティが都市計画の全体的目標の柱の1つに位置づけられたのである。

アメニティとは、しばしば「しかるべきものがしかるべき場所にあること」と定義されるように、地域社会の中で、どういうところに、どんなものが、どんなふうにあることが快適な暮らしであるかについて、人々の間で共通了解があることを意味する、地域ごとに具体化される概念である。

日本の都市、特に戦後の都市は、スクラップ・アンド・ビルド方式で建設されたので、ストックが大切にされなかった。歴史的建造物や街並みがあると、欧州ではそのまま残しながら内部だけ近

代化することが多い。個々の建造物は私有物だが、同時に公共空間を構成する一要素でもあるという 認識が定着し、その考えが都市計画制度にルール 化されているのではないか。そしておそらく、実 際に街並みを保全する方が個々の土地や建造物の 資産価値も高まるのであろう。

日本の場合は、土地の所有権が利用権に優先することにまず問題がある。地価が高いこともあって土地所有者は土地生産性を上げることを追求するので、歴史的建造物でも全部壊して高層ビルに建て直したほうがいいということになりがちである。個別の土地の採算性が、アメニティを壊すのである。

住み心地のよいまちをつくるには、土地や建物に協同の発想を取り入れることが必要であろう。 自分の土地や建物の一部を出資―それは物理的に 提供するということだけではなく、高さ、色やデ ザインを調和させることを含む―しあってアメニ ティのある公共空間をつくりだすのである。真の 都市再生はこうした協同の精神から始まるように 思われる。

(うえた かずひろ、京都大学大学院経済学研究 科、地球環境学堂教授) 特集:非営利・協同と文化

座談会「月宮村」「協同と宗教」

なぜ医療NGOに取り組むのか

司会 この座談会は「非営利・協同と宗教」というテーマですが、もともと非営利・協同という分野というのは、その発生からしまして宗教と非常に関係があるものと思っております。

また、NGOそれからNPOの分野も、この非営利・協同の一分野であろうかと思っております。たとえば国連で協同組合というものが世界最大のNGOだというふうに規定しておりますけれども、日本でも、たとえば賀川豊彦というキリスト教の人が、政党をつくったり労働組合をつくったり、無産者の診療所をつくったり、農民運動をやったりということで、非常にオールマイティーな活動をした人がいて、彼が目指したものは、やはりこの当時の世界的な思想である、今われわれが言う非営利・協同の運動ではないかなと思っています。

そういった伝統を引き継いで、私たちの非営利・協同組織運動というものを考えていこうということで、今回掲げましたテーマは極めて新しい、あまりこれまで取り上げてこなかった問題かなということで、あえて「非営利・協同と宗教」ということでお話をしていただくと。

まず、若井先生は、『平和・人権・NGO』なたくされている書を別の本さればもう列のというな書きはいいてなるますけれどなられば、たいらいれたまないがらいるのというものののというもののというものののである。



座談会出席者

若井 晋 (わかい すすむ、東京大学医学 部国際地域保健学教授)

日隈 威徳 (ひぐま たけのり、宗教学者)

高柳 新 (たかやなぎ あらた、研究所副 理事長・医師)

司会:石塚 秀雄(いしづか ひでお、研究

所主任研究員)

のの現在の役割について、先生のお考えやNGO になぜ熱心に取り組まれているのか、お話いただ けたらと思います。

若井 わたしがNGOに関わりはじめたのは、ま



だ世の中がNGOという言葉を知らない時代だったのですね。私はキリスト教徒なので、日本キリスト教海外医療協力会という、日本でもかなり早い時期に設立された、すでに40年を経過している保健分野でのNG

Oに若いときから参加していまして、私が卒業してしばらくしてその会があるのを知り、参加しました。

1981年にその団体から台湾に派遣されまして、 1年間そちらで働いた経験があります。その関係 で私が、この団体の責任を4年間臨床を辞めて、 といっても臨床も多少やっていましたが、そこの 事務局をやりました。

そういう関係で、その後もNGOに関しては関心をもっています。他のNGOに関してもかかわっている次第です。

そのNGOとNPOという言葉が併記される形でいわれていますが、私は全然違うと思っているのです。これは私の主張の1つですが。

NPOというのは単に、非営利ということを謳っているだけであって、政府との関係で自分たちの立場はどうかということは何も言っていないのですね。

高柳 この研究所もNPOなのですが。

若井 NPOが、その明確な政治的主張を持っているかどうかが重要です。政治的という意味は、良い意味できちっとした自分たちのよって立つ基盤をもっているという意味で、もともとのNGOが発生した根拠はそこにあります。

最初に、英国でNGOというのが発生して、かなり大きな力を持っているわけです。そういったところでは、明確な政府に対する政策の違いというものがある場合には、それを批判するとか、批判的に対峙している。あるいは、一緒にやれることはやるというようなことが明確になっているのです。日本の場合は、NPO法人という名前でひとくくりになってしまったために、そういう意味での政治的な自分たちの信念とか、方針が曖昧になってきているのではないかと思います。

司会 先生はこういう運動に、ご専門の脳神経外科というようなことをちょっと差し置いてというか、それと一緒に、同時に、いろいろな第三世界の人たちのためにやってきました。先生の個人的なヒストリーといいますか、どういう思いでNGOといった運動に挺身なされたといいますか、そういうところをちょっとお話いただければと思います。

若井 私は、最初卒業してから医師になって、研修を2年ほどいたしまして、そのあと外科が自分は向いている、と。中でも脳神経科というのは、まだできた頃のかなり新しいところでした。そこで面白そうだというので入ったのです。

その後いろいろな紆余曲折を経て、基本的にはその頃からすでにNGOに関わっていたということもありまして、1981年に台湾に行ったのも、NGOの日本キリスト教海外医療協会というところから派遣されて台湾に1年間行ったわけです。それは、自分の専門の脳神経外科を行ったわけです。

私のライフヒストリーというか、ずっと脳神経外 科をやろうとは思っていなかったのです。

自分がこの年にはどういうことをしたらいいかということをある程度頭に描きながらやっていたものですから。外科医というのは非常に短命ですから、そんなに長くは自分でプラクティスできないですね。

私も実際に脳神経外科医としてやったのは10年 そこそこです。そのあとNGOでやったり、その あと幸いなことに大学で教えたり、研究したりす るチャンスができてきたわけです。

そういうなかで、私の今のライフヒストリーの 最終的な段階として、世界にどうしてこれだけの 不公正、不公平な構造があるのかということを、 これはNGOの立場からもそうですし、私が国際 地域保健学講座というなかで、国際保健の働きを している理由は、とくに発展途上国からの留学生 が半数いる、その人たちと、日ごろ英語で全部コ ミュニケーションするわけです。そういった第三 世界の人たちの、実際の現場も私ももう何百回と 見ています。そういったなかで、そういう不公正 を、私たち大学にいる者も、大学にいない人たち も、NGOの人たちも、どうしてこういう不公正 がその世界に存在しているのかということを、き ちっと1人ひとりが認識して、それに立ち向かっ ていくことが必要である。その意味では、国際保 健学というのは非常に政治的な意味を持ったアプ ローチをしているというふうに言っても過言では ありません。

実際に欧米の有名な医学雑誌にしても、そういう点では、非常に社会的な関心が高いのです。それにたいして非常に悲しいことに、日本で発行されている医学雑誌は、そういう世界の問題などは扱わないで、非常にテクニカルなことを中心にしています。東大の医学系研究科のなかでは、ほとんどがバイオメディカルリサーチで、「ネイチャー」などの雑誌に出すような、実験系のものが主流なわけです。

そういったことは、自分たちの関心としてはいいでしょうけれども、世界の62億の人たちのうちの、ほんの僅かな数%くらいの人たちにしか利益をもたらさないということに、私が力を注ぐことは全然意味がないのではないかということです。

今の職場で集中してそういう問題を、どうしてこのような、健康に関しても、それからさまざまな自分たちの発言とかそういったものが、発展途上国を中心にして、ほとんどの国で、むしろ疎外されているということに何とか立ち向かっていく。

実際には、私たちが研究をやっているのも、だいたいそういった視点を基盤に据えてやっております。

●宗教は本来非営利である

司会 私どもの非営利・協同セクターというのも やはり、社会的連帯ということが非常に重要なテーマなのですが、往々にしてコミュニティという ことで、非常に顔の見える範囲でかなり止まって しまう、グローバル化の視点が弱いというところ があります。

続きまして、日隈先生はインド哲学からスタートされたということですが、人権とか平和とか、われわれがスローガンに掲げている問題について、宗教的な立場、とくにアジアの世界で宗教者が果たす役割について、まずお話をお願いします。キリスト教の人たちは比較的ミッションで外に出て行くと思うのですが、アジアの宗教というのは、その点がまだまだ不十分と言っていいのかわかりませんけれども、あまり政治的な問題にコミットしたり、貧困の問題に大きくコミットしたりするということが、歴史的にキリスト教と比較すると相対的に弱いような気がするのです。平和とかく権といった問題を、今後どういう方向をとっていけばいいのか、先生がよってきた由縁も含めながらちょっとお話いただければと思います。

日隈 この座談会に出るようにと高柳さんに言われたのは、私がNGOにもNPOにもほとんど関



わりのない平均的な社会人だと思われたのかもしれません。もちろん、関わりはありました。たとえば、先年亡くなったキリスト教の関屋綾子さん、仏教の近江幸正さんらの宗教NGOというのがありました。反核

平和運動の大事な一翼を担ったのです。今ちょっと開店休業状態になっていますが。

一方では創価学会も国連にNGOとして登録されていますし、立正佼成会が中心になっている世界宗教平和会議というのがありまして、これもNGOです。立正佼成会の庭野財団もNGOになっている。それから、かの悪名高い統一協会も、世界平和女性連合の名でNGO。こういうものについての関心が、それなりにいつも私にはあるわけですから。

数年前、営利を目的としない民間の団体に法人格を与えることを目的としたNPO法が制定されましたときに、文化関係の仲間たちは、NPOの議論をしていましたが、あの17分野の中には宗教は入っていないのです。

若井 そうでしょうね。

日**隈** 宗教法人はすでに税法上の優遇措置を受けている、公益法人とみなされているわけです。宗教法人は、本来、非営利でもあるわけです。

若井 そうですね。

日隈 営利をやっているところも結構ありますが。

高柳 お寺さんなんか、建て前と違うところもある。

日隈 営利団体以上に上手なところもあったり、 あくどいところもあったりしますが、建て前は非 営利です。宗教団体イコール宗教法人ではありま せんけれども。

私は日本共産党の宗教委員会で長く働いていたのですが、共産党と宗教というのは一番縁の遠い存在で、いわば水と油、かたき同士ではないか、といわれたのですね。共産党が勢力を増してくと、宗教活動が侵害されるとか、いろいろな誤解などがあって。それからわれわれの方にも宗教に対するせまい見方もあった。それらを克服し、平和や人権に立ち上がっている宗教者、宗教団体と協力、共同するというのが、私たちの課題です。だから、この研究所の非営利・協同というスローガンは、

そのまま私たちのスローガンでもあるわけです。

私は、学生時代セツルメントをやったのです。 当時1957、8年の頃、後にブント(共産主義者同 盟)、これは安保闘争、60年安保で破産した学生 組織ですが、当時は、日本共産党に代わる革命組 織と彼らは考えていたわけで、セツルメントのな かにもそれが影響して、地域転換論争があったの です。私たちは世田谷の引揚者住宅、当時の日本 の、まだ貧困地帯です。そこでセツルメント活動 をしていた。しかし、こういうところでやってち ゃ駄目だ、日本の革命運動の担い手は労働者階級 だから、もっと労働者の町に行かなければいけな い、と。学生は、そういうものを指導するために そこへ行くべきだという、簡単に言えば、セツル メントの場所を転換しようということですが、学 生イコール革命運動の指導者という思い上がりが あり、これには私たちはもちろん反対した。だか ら私たちは地域主義者あるいは地元主義者といわ れたりもした。後に東大の教授になった広松渉氏 は、筆名で『日本の学生運動』(共著)という本 を出していますが、この中に、セツルメント活動 というのは、本来、ブルジョア的イデオロギーに 立脚するもので、女学生的センチメンタリズムだ、 救済事業で資本主義の諸悪が解決されるという幻 想を植えつける反革命行為だと規定しているので

大学を出てから今日まで、原水爆禁止運動や信 教の自由・政教分離を守る運動で、仏教、キリス ト教、天理教などの方々とずっと一緒にやってき ました。

当時、世界を動かしている原動力は何かというと、これは3つあるというのが、われわれの常識だったわけです。第1は、社会主義の世界体制。第2は、資本主義国における労働組合運動をはじめとする変革の運動。第3が、民族解放運動。第2次大戦後、植民地体制が崩壊し、1960年に国連の「植民地独立宣言」がありました。

司会 60年代は、植民地解放の時代ですね。

日隈 植民地解放の時代だった。この3つが原動力だと。いま社会主義世界体制はなくなった。しかし、世界資本主義の矛盾は依然としてある。南

北問題といわれたアジア、中東、アフリカ、ラテンアメリカの貧困の増大の問題はますます大きくなってきているわけで、そういう意味では、この1月の日本共産党の第23回大会で、今の世界情勢の第1に植民地体制の崩壊を挙げ、非同盟諸国の運動の発展と平和の国際秩序の重要性が指摘されているのはうなずけます。

私たちは、第2次大戦後の新しい植民地支配の 方法や形態のことを新植民地主義という言い方を してきたのです。つまり、一応形の上では独立さ せるけれども、アメリカなどが経済的、政治的に もその国を握り、軍事援助や軍事同盟で反動政権 を支持していくやり方です。その頃、アジア・ア フリカ研究所というのが東京に設立され、先年亡 くなった岡倉古志郎さんが所長、私はそこの所員 になりました。

当時は、アジア・アフリカの経済の自立が大きな課題でした。自力更生というのがスローガンになって、そのアジアの自力更生に対して、日本の経済力がどういうふうに援助できるかというのが1つの問題でした。

そしてアジア・アフリカ連帯運動の経済版を目指して、アジア・アフリカ経済委員会というのができまして、私はそこからスリランカに派遣されることになったのです。ちょうど64,65年、大学院を一時、中退して。スリランカのバンダラナイケ内閣が、中国やその他アジア諸国との友好関係を結んでいる。そこで、スリランカにビューローをつくって、日本からビューロー員として派遣されることになったのです。ところが準備している間に、バンダラナイケ内閣が倒れちゃったのです。

高柳 面白いよ、先生の話。はじめて聞いた。

日隈 それでビザをもらいに大使館に行ったら、 おまえにはビザは出さないというのです。そこで 私はまた大学院に帰ったわけです。そういうこと があってアジア・アフリカ研究所に入った。

しかし、宗教の分野のほうがいよいよ忙しくなり、党の専従にもなったものですから、研究所は、 一向ご無沙汰していますが。今でも名前だけは所 員です。

そこへもってきて、ここのところの世界情勢の

変動の中で、とりわけNGOの諸分野での、諸地域の活動を見ていて、うーんと思ったわけです。

つまり私たちがあのころ、たとえば世田谷のどこかでセツル活動をしていた、それが世界的な規模で活動するようになったのだなという風に感じたわけです。

私たちの世代は世界に出て行くということは考えられなかった。だから小田実氏の『何でも見てやろう』は刺激的でした。研究所の学生たちが夏休みにアジア・アフリカに出かけていくというのにショックを受けてから30年、40年たちまして、国際的なそういう活動に日本の若い人たちが参加してきていると。

●地域活動の担い手としての 宗教系組織の伝統

司会 セツルメントの話は、お医者さんの加賀乙 彦さんが最近出された小説『雲の都』の中で、ち ょうどその頃のセツルメントで今おっしゃられた 批判があったことをエピソードとして描いていま す。例えばイタリアで今、社会サービス、介護、 障害者運動の社会的協同組合というものがつくら れているのですが、それらは90年代くらいからす ごく伸びてきたのですけれども、やはり日本の50 年代と同じような議論がありました。すなわちイ タリアではカソリック系のグループがそういうこ とに熱心で、それは白い協同組合といわれていた わけです。一方、赤い協同組合というのがあって、 イタリアのレガという、非常に政治的にも強い社 会党、共産党系の協同組合グループがあって、社 会的連帯の協同組合については後追いになってい た。その考えはやはりセツルメントの時と同じで、 つまり労働者中心だと。社会的弱者、ルンペンプ ロレタリアートはあまり政治的パワーはないから、 相手にしないわけです。マルクスの時代の発想と よく似ていて、世の中の社会的弱者に視野がなく て、やはり中核であるワーキンググループを中心 にやればいいんだというところがあったと思うの です。

現代はやはりそういう視点ではもうすでに世の中は変えられないということで、もっと広い社会的連帯の、われわれはスローガンとして非営利・

協同といっているのですが、そういった社会的連帯のあり方が必要だろうと。この非営利協同セクターで有名なものは、今いったイタリアのそういった社会的協同組合、カトリックグループの推進するもの。それからスペインにモンドラゴンという、これは労働者の自主管理の、労働者協同組合というものです。労働者企業ですけれども、5万人クリアの規模があるのですが、これの創設者もカトリックの神父さんだったわけです。カナダをカトリックの神父さんだったわけです。カナダをあっていまして、それから第三世界に対してかなり支援活動、NGO的な活動をしているグループがあるのですが、これもやはりキリスト教的な理念をもっている。

日隈 カナダのどこですか?

司会 ケベック州です。フランス語圏であるのです。反グローバル化で、ヨーロッパでは若者がかなりそういう反対運動をやっているのですが、日本の学生などはそのへんの感覚は非常に薄いという点では、日本の問題点かなと思います。



高柳 セツルメントの話が あったので、ちょっと笑い 話のような話をしますけれ ども。

1961年に私は東京医科歯科大学の教養に入ったのです。それで最初にやったのはセツルメントだったわけ

です。日隈先生などはお分かりだと思いますけれども、文京区などといっても実に汚い町で、有名な共同印刷だとか凸版印刷などがあって、社長や何かは西片町の高台に住んでいるわけです。ところが共同印刷の周辺は、路地に入るとそこがハモニカ長屋、まさに「太陽のない町」です。何が起こっていたかといいますと、「文京地区、ナンタイ協」というのがあったのですけれども、今の学生に聞けば難病対策協議会と思うでしょう。ところが違う。「南京虫対策協議会」というのです。それは文京の区議会でも本当に超党派で、それから医科歯科大の公衆衛生の先生たちも本気を出し

て取り組んでいた。それから労働組合や地域各組織が全部出て、南京虫撲滅運動をやっていたのです。それで私はそこにセツラーとして入ったのです。

せっかく医学部に来たので、私も何か医学的に 貢献しなくてはいけないというように考えました。 一晩に人間の身体に何匹南京虫が襲ってくるもの かを調べようと考えました。布団の周りにはえ取 り紙をおいて、朝起き、はえ取り紙を見れば何匹 か寄ってきた奴が捕まるはずだというような実験 をした。また、モルモットをおい人間の大きさと 比較して、これだけのモルモットに何匹いるんだ から人間の場合には何匹ぐらいいることになる、 その実験がことごとく失敗したのです。私は仕方 ないから、白衣を着て、区役所に行くと消毒液を ばらまく体制があって、それを持って文京の町を 消毒して歩いた。そのセツルメントの拠点になっ ていったのが、氷川下病院。あそこにおんぼろの 木造のたまり場があって、そこに医学部の学生、 それから教育、それから法律をめざしている連中、 いろいろな人が集まっていた。それが私が民医連 に突っ込んできた幕開けですね、きっと。

今の学生と、まるで違うなと思うのは、当時は 日本自身の中に激しい抜き身の貧乏というのが、 目の前にあった。当然のようにその中に医学生も いた。医学生がマンションに住んで、車で学校に 乗り付けるなんていう、そんな奴はいやしなりなん。 仮に経済的にそういう条件を持っている奴だって、そんなバカバカしいことは、みんなからが って、そんなバカがらしやしない。この45年会もが のあいだに、日本ががらっと変わった。社会もが らっと変わった。その中で日本の若い世代の、 のを感じたり掴んだりするものもがらっとをわった。 をあったり掴んだりするものもがらっと変わった。 というのは、非政治的、非社会的、何を考えて いるんだというように思うことがある。この天下 分け目の時代に。

●若い医師は世界の現場を踏め

司会 今の学生に聞きますと、比較的将来やりたいことはNGOで、海外でいろいろ貢献したいという学生が結構多いのです。

高柳 多くなってきたのですか。民医連は日本の中で、地域でずっと実践してきた。それに比べてアジアをはじめ世界的なレベルでは、あまりにもほとんど仕事をしてこなかった。時に民医連の紹介を頼まれて海外に出かけていくと、大変な共感を受けます。そんな組織が日本にあるのという評価をされて、もっとどんどん紹介してほしい、力を貸せよ、というような話が返ってくるのです。それで若井先生などがなさっている仕事からヒントを得て、民医連も日本のなかに縮こまって、おしの大将みたいになっているのはまずいし、壁を破ろうというのが、私の個人的な認識なのです。

若井 発展途上国のどこかの国のいくつかにプロジェクトを持ったらいいじゃないですか。

高柳 そう、そう思っているのです。

若井 具体的にそういうふうに関わらないと、第三世界のことは分からないですよね。実際に、一番グローバリゼーションの影響を受けているのは、アジア・アフリカ地域の貧しい人たちですから、その現実を知らないでは、そういった人たちと一緒に歩むということはできません。

高柳 そういう実践とか、体験とか、感覚とかがないと、今度は日本の中でやっていること自身が、 非常にかみ合わなくなってくるのでしょう。

若井 それに関連してですが、医学生の実習で自由研究があって、研究室配属があるのです。そうすると、1学年100人のうち20人くらいが私のところに来たいというのです。

高柳 すごいね。

若井 それでいろいろなところにアレンジして、今、ニカラグアに行っているのもいますし、ネパール、バングラディシュとかに、みんな行きたいというのが多いのです。彼ら自身が、今のバイオメディカルなものを中心にした医学教育とか、そういったもので本当にいいのかなということを思っているのではないかと。大学でメインストリー

トとして教えられるのはバイオメディカルなリサーチで、実際、先端医療を中心に教えられるわけです。そういう点ではむしろ若い学生たちのほうが、そういうことは盛んに行っているのではないかと思います。

高柳 私は今の学生は全然遅れていると思って、 ムカムカしていたのです。

司会 そういった派遣プロジェクトというのは、 NGOルートでやられるのですか、それとも政 府?

若井 いや、政府というよりも、政府はなかなか 難しいので、だいたい私が知っているというか、 関連のあるNGOとか、そういったところを中心 に。あるいはよく理解してくれるような、JIC A (国際協力機構)のプロジェクトで、私がたま たまニカラグアのプロジェクトの国内委員長というのをやっていることもあり、そういうルートを 通して、昨日もニカラグアに3人行ったのです。 そういったことでいろいろなチャンスをつかまえ ては、学生たちは実際に行ってみたいと。

司会 それは50年前のセツルメントの海外版みたいなものでしょうか。

若井 学生たちも結構自分で見つけて、今までも 3、4人そういう人がいましたが、1年休学し、 アジア・アフリカの地域を1年かけて回って来る というのが結構いるのです。

司会 そういう医学生はプライマリケアに、それとも先端医療に戻るのでしょうか。

若井 戻る人もいるのでしょうけれども、私も実際フォローアップしたわけではないので分かりませんが、たとえその先端医療の現場に戻っても、またどこかで何年かやったあとに、自分は満足しないと思うのです。ですからまたそのプライマリケアとか、プライマリヘルスケアの現場、あるいはJICAとか、あるいはもっとアジア・アフリカとかそういうところで、自分の生きていく道を

探そうというようなことはあると思います。

司会 「国境なき医師団」というのがありますが。

若井 あれはインターンシップがあるのです。

司会 あれはやはりNGOですね。

若井 保健医療系のNGOでは最大のところですね。実際にその現場をつい最近、アフリカのアンゴラというところで見ました。わずかな給料しかもらわないで、だいたい1年、せいぜい2年なのですが、本当にローカルな何もないようなところで働いています。

高柳 帰ってきているお医者さんたちの東京のたまり場の1つが、私がいた大田病院です。大田病院で働いて、また友だちを連れてきたりしているようです。間接的には少しはつながっているのだけれども、先生が指摘されているような面で、民医連が組織的にきっちり自分たちの仕事の1つというふうにはほとんど位置付けてこなかった。

司会 NGOの問題でよく言われるのは、援助のし方といいますかアプローチのし方で、地域の本当の幸せといいますか、社会開発を内発的にやるのか、あるいは援助を与えっぱなしにするのかという難しい問題があると思う。地域が医療水準も上がって生活、命と暮らしをよくしていくための貢献というものを考えていかなければいけない。その時に、ダブルれれている。ではいけないということがよく言われている。のまり先進国は先進国の理屈でやって、こっちはこっちないということでは、本当のグローバルな幸せに対ちないということではないかなと思います。以前キューバが医師団をよく海外派遣しておりましたが。

若井 今でもです。

司会 今でもそうですか。あれはどういうミッション性といいますか、思想で行っているのでしょ

うか。国境なき医師団と同じような感覚で出して いるのですか。

若井 キューバには私も行きましたが、1つは、 キューバは医者あまりなのです。

司会 あまっているのですか。

若井 ええ。医者を中心にしてヘルスケアを構築 してきたので、看護師の数のほうが少ないのです。 それで発展途上国の至る所に送っています。実際 キューバがあれだけ保健医療で先進的な働きをし て、先進医療もやっていますし、プライマリケア のレベルでもやっているのです。とくに中南米と アフリカを中心に、たくさんの医者を、うんと山 奥とかに派遣しています。彼らがその後どうなる のかということを考えると、非常に難しいと思う のです。医者を中心でやってきた保健医療でした ので、看護師とかあまり育っていないのです。そ ういう問題がありますけれども、でもカストロの 偉いところだったと思うのですが、やはり基本的 に人々の健康の問題を中心に据えて国造りをやっ てきたのです。それで米国の圧力に屈せずにやっ てきたということがやはり、あれだけ目と鼻の先 にある国でよくやってきたなと思います。カスト 口もだいぶ年をとってきて、非常に小さいストロ ークですけれども麻痺を起こしたり、実際には発 表されませんでしたけれども。対米政策としては かなり米国と一緒にやって行かなくてはいけない という方向に急速に進んでいます。

高柳 余談ですが、9.11の前後に、向こうの女性 の厚生大臣みたいな人が全日本民医連に現れる予 定だったのです。それで文京区にある健生病院の 胸部外科の木村文平氏が連れて行くから話をして くれというので、楽しみにしていたが、9.11で来 日が中止になってしまいました。

●仏教と医療、宗教と社会問題 への取り組みの伝統

日隈 さっき仏教の話をおっしゃったのですが、 宗教的な遺産というか、伝統というものをどう考 えるかということ。それは考え直さなければいけないと思っているのです。たとえば、古代や中世に、寺院で医療をやってきた。奈良の般若寺などはハンセン病患者の救済にあたっていたお寺だったのです。そういう古代からの伝統があった。けれども近現代になって、医療施設が発展して、とり公的な医療というのができる。社会保障というものもやれるようになってきた。そうするというところから宗教は後退していく。それはをするかといったら、それはいわば人間の内面の問題、心の問題に限定されていく。それはむしろ宗教の純化なのだという考え方がありました。

しかし、今、考え直さなければいけないなと思っているのです。古代や中世において宗教のもっていた医療の行為というものをどうみるか。私はそれはもっと積極的に評価していかなければいけないのではないか、と。単にその当時に公的医療がなかったから、宗教やお寺がそれを代わりにやっていたというものではないのではないか。

もう1つはこういう面もあります。たとえば簡単に言うと宗教、教団が社会事業などをやるのは、それは邪道までは行かなくとも、宗教本来のあり方ではないと。これは実は1950年代の終わり頃、有名な仏教学者ですが、渡辺照宏という人が岩波新書で『日本の仏教』というのを書いて、現実の問題と取り組まない日本仏教を批判しました。土木事業などいろいろな問題に取り組んだ空海などを高く評価し、親鸞、日蓮などは低く評価しました。当時、この『日本の仏教』は、学界をあげて叩かれましたが。

高柳 渡辺先生がやられた。

日隈 つまりその当時の、私たちの常識というのですか、それ、宗教というのは本来、医療だとかそういうものに関わるものではないのだと。本来、心の救済なのだからというとらえ方がどうしてもあった。ですからそういう両方の面から見て、歴史的な遺産としての宗教を考え直すことと同時に、先ほど問題提起された、現代の宗教の取り組み方、それはどうだろうか。それについて言えば、日本の仏教教団は大変遅れていると思います。ようや

く、例えば国際的NGOでいいますと、アーユスという若手中堅のお坊さんたちの組織ですが、そういうものが生まれておりますし、有志のボランティアの組織や、例えばカンボジアで井戸を掘っているお坊さんが出てきている。終末期医療に取り組むところも出てきた。けれどもそれが教団となると、それは大変なのですね。

最近、西本願寺が、戦争中に出した本願寺から の通達の失効宣言を出したのです。ようやく、60 年近くたってね。これは国政の段階でいうと、明 治憲法と教育勅語の失効宣言というのは、戦後い ち早く国会でやったわけです。それをまだ蒸し返 す勢力があるわけですが、教団ではそれがずっと 生きていたわけです、実際は効力はなくても。戦 争中、本願寺でいいますと、親鸞の『教行信証』 の中に天皇批判があるのです。そういうところを 削除するとか、戦争中そういうのをずっとやって いるわけです。それを失効すると。これを初めて、 60年近くたって本願寺がやった。それぐらい教団 の保守性は根強いですから、なかなか現代世界に 対して教団レベルで発信するというのは、難しい 面があると思います。しかし私は希望を持ってい ます。そういう若い人たちに協力しなければいけ ないと思っています。

司会 ヨーロッパで近代的国家ができる時に、チャリティーを担っていた宗教、教会のところが、だんだん公的な国家に、そういった福祉、病院だとかいろいろな福祉的なサービスを移行していくということがあったと思います。それが今また、政府の失敗とか、市場の失敗とかということで国家の役割が縮小に向かい、民衆とか市民自らの手で、いろいろ国内のこともグローバルのことも、取り組んでいかなきゃいけないという、新しい動きが出てきた。

また教団全体の保守性云々というのは、やはり、カトリックの場合でも、例えば、一時「解放の神学」というのが、バチカンからがんがん言われたということもありますし、一方で、ヨーロッパでいうと1931年ピオ11世の回勅「クワドラシモ・アンノ(40年目)」が、社会正義を実現しなきゃいけないというスローガンを出して、ファシズムとスターリン主義的な共産主義に対抗して、非常に

個人を大事にする、ヨーロッパでいうと人格主義 的思想というのが出てきて、それは大きな役割を 果たしてきたのだと思います。また、聖書を読む と、やっぱりキリストは癒しの人で、病気とかを 治したからみんなに信用されたというところがあ るんじゃないでしょうか。

若井 それはもちろんあります。でもそれ自体が中心的なものではないですね。結果として癒されるのであって、癒されるために信じるというものではなかったんですね。メッセージとしては。

高柳 もしそうだとすると、それはもうほとんど 新興宗教の領域ですよね。「病は治るし、商売繁 盛」という調子の。

司会 キリスト教は、貧困者に対する救済ということをかなり重視していたという普遍性を持ったと思いますね。日本では貧困の問題は、なんとなく隅に置かれてしまうけれども、実は、われわれの豊かさとどこかの国の貧困が密接にリンクしているという意識がないと、結局、自分達の豊かさも、どんどん崩れていくという危険が今あるのだろうと思います。

日隈 ちょっと若井さんにお伺いしたいのですが、カトリックのほうでは、1962年からの第二バチカン公会議がカトリック世界を大きく変える契機なった。そして、1991年にヨハネ・パウロ2世の回勅が出たのです。1891年のレオ13世の回勅のちょうど100周年を記念するものです。

100年前の回勅は、勃興してきたヨーロッパの 社会主義思想や労働運動に対して、当時のカトリック世界としてどう対応するかということだった のです。その100周年を記念して、ヨハネ・パウロ2世の回勅が出たわけです。それはソ連などの 現実社会主義は敗北したけれども、では資本主義 が唯一のものかといえば、そうではないのだと。 資本主義のなかには不正や抑圧がある。搾取もあり、云々という、非常に優れた回勅が出たのです。 経済学者の宇沢弘文さんが「日本経済新聞」で、 実は法王から意見を求められたんのだと。この回 勅には宇沢さんの考えが反映されているようです。

先ほど言われた「解放の神学」は、確か1968年 ですね。コロンビアのメジシンであった中南米の カトリック司教会議で、この中南米の現実をみる と、キリスト教共同体と彼らは言っていますが、 これを基盤にして解放のために闘わなきゃいかん というふうになっていたんですね。その後いろい ろあって、弾圧もされます。法王庁から破門され た神父もいてね。先ほど、ニカラグアの話をされ ましたが、ニカラグアの内閣にも神父が入ったり して。だから、紆余曲折というか、変動はあるん ですが、しかし、ああいう新しい神学が出来て、 貧しい、抑圧された人々と連帯し、あるいは連帯 っていうよりは、その人達とともに、新しい社会 をつくっていこうという、これは従来の世界の宗 教史では、かつてなかったことだと思っているん です。

私の1つの体験談をお話ししますと、山陰地方 でカトリックの学園の先生たちと懇談する機会が ありました。当然「解放の神学」の話にもなりま してね。神父さんは、日本は豊かだから、日本に は「解放の神学」はいらないとおっしゃるわけで す。私は、それは確かに経済的にはアジア・アフ リカの諸国から見ると豊かにはなっている。しか し、日本は原爆を受けた唯一の国で、核戦争を防 ぐ、核兵器をなくすということでは、日本のカト リックには「平和の神学」が必要ではないでしょ うかと言ったわけです。その神父さんというのは 広島教区の方ですから、原爆の問題では、それは その通りだという話になって、ようやく対話の接 点が見つかったのでした。アジアのカトリックの 場合、「民衆の神学」という。それぞれ、その土 地、民族の「解放の神学」にしていくというのが、 60年代からずっと始まって、80年代、90年代と発 展してきているのではないでしょうか。そういう 点、プロテスタントの方はどうでしょうか。

司会 プロテスタントは、ばらばらですよね。

若井 それぞれの教派で、それぞれ異なった動きをしていますし、米国で力を伸ばしているのは、 非常にファンダメンタルな、原理主義的な、そういった人たちが、かなり政治を動かしています。 ブッシュはそのようなところに支えられて動かし ているというところがありますよね。宗教と政治 が結びついていく、くっついていくという点では、 非常に危険な動きです。

日隈 でも、例えば最初におっしゃった、キリスト教海外医療協力会に、その時に入られた、いわば宗教的信条というのは、どのような。

若井 行こうというのは、ですから、キリスト教徒であり、かつ、医師として、ということですよね。

高柳 私がびっくりしたのは、さっきもちょっとお話ありましたけれど、台湾に出かけていこうと。もう、決意を固めて、それで中国語も勉強して、実行していくという、その先生の、なんだかちょっと常識はずれの覚悟というか、いったい何によるかという。私もかなり常識狂っているほうなんだけれども、本物の常識はずれの人を、久々に発見した気持ちです。

若井 別にわたしにとっては、常識的なんですけれどね。

高柳 中国語を勉強して台湾で、それでキリスト 教のお話をしているわけでもなくて、医師として 仕事をする、そんな覚悟のようなものを持ってい るのはどうしてですか。

若井 やっぱり、うーん、それはあれじゃないですか、やっぱり医師としては、必要としている人がいれば、どこでも行くという、単純な考え方ですよね。

高柳 単純というのはしつこいですね。

日隈 いや仏教では、例えば唐の時代に鑑真が、何度も日本への渡航に失敗して、弾圧も受けて、最後は目が見えなくなって、それでも日本に渡って、正しい戒律、正しい仏教を伝えなきゃいけないという。そういう、何というかな、宗教的使命感というか、そういうものを、私たちは、もっときちんと評価しなければいけない。そういう意味

で言ったら、アジア・アフリカの植民地時代に、 キリスト教のたくさんの伝道師が行った。もちろん、それは当時の帝国主義国の、植民地の拡張の 先兵になったという側面はあるのです。しかし宗 教的な使命感というものも、もっと再評価しなき ゃいかんのではないかと思う。

高柳 私はたまたま教育会館で池明観(チ・ミョングァン)さんのお話を直に聞きました。岩波新書『韓国からの通信』の筆者のT・K生です。直で見て、非常にすごいなと、人間を再確認したというような気がしました。クリスチャンですよね、あのかたは。非常に大変な時代を生きてきている。あの独裁の時代、いろいろなネットワークが国際的にもあったみたいですけれど、韓国の1つの革命を成功させたキリスト教のイニシアチブというのは、大変なものです。

日隈 韓国のいわゆる左翼は弾圧されてしまっていたからね。

司会 ラテンアメリカで、「解放の神学」のもと、 どういう組織が実際にいろいろな地域でつくられ るかというと、だいたいは自主管理型、協同組合 的な組織が多いわけですね。つまり、「解放の神 学」に基づいて、人々が貧困から立ち上がるため に、自分たちがどういう組織をつくって、生産を したり自分たちの利益を守ったりするかという時 に、私どもの言葉で言うと、非営利・協同組織が、 かなりラテンアメリカでも組織されている。それ が実際の、例えば自分たちで工場をつくるとか、 共同住宅を建てるために組織するとか、あるいは、 ちょっとした信用機関をつくるとかする。先ほど 言ったカナダのデジャルダンにしても、第三世界 に支援するときに、魚を与えるのではなくて、魚 を捕る方法を教えるということで、どうやったら 自力更正ができるかということで、非営利・協同 組織をつくっていこうというような支援をしてい ます。それは、一番最初に、いわゆるNGOとN POは違うとおっしゃったように、今の日本的な 動きは、確かに、雨後のタケノコのように怪しげ なのができて、自分たちの利益のために実はやっ ているということで、社会的なミッション性、政

治性というものが極めて欠けているわけです。実 際、世界でいろいろ真面目にやっている組織とか、 そういうものは自分たちの社会的使命というもの、 あるいは社会的価値というものを明確に出しつつ やっている。最近は、社会サービスの分野、福祉 の分野で、やはりそういった非営利・協同組織、 社会的連帯とか、社会的使命、社会的責任をもっ た事業組織というものを広げていくことが大事だ、 というふうに議論が進んできているのです。その なかで、そういうことをやってきた中心的な組織 は、ヨーロッパでいうとキリスト教的な母体をも ったところが中心になってきたというのが特徴的 で、その使命感というのは、宗教者は、個人的な 価値観から根ざしているわけですけれど、無宗教 な人は、比較的なにか組織に寄り掛かったり、属 性が私自身というところにあまり立たなくて、自 分はこういうところに属しているメンバーだから とか、そういうところで踏ん張りきれないような、 視野が狭くなるところも、一部、あるかもしれな 61

●今後の非営利・協同の世界で果たす役割

高柳 私がNPOというのをかなり意識している のは、日本でも、世界的に見ても、やっぱり帝国 主義的な流れと、今の時代の新自由主義的な流れ とを、断固拒否しなきゃいけないと思っているの です。そんな力がどこで形成されるかという1つ の場として、NPOを重視しています。NPOで は、具体的な、直接的なサービスを生みだしたり 分け合ったりということが第一ですけれども、同 時にそこで、今までパワーを持ち得なかった人た ちが、具体的に実践しながら力をつけていく。批 判されているように、NPOには国家論が弱いよ うです。国家論なしのNPO運動というのは、あ てにならない面があります。私がセツルメントの 時に、ブントの諸君は「お前、ゴミ掃除やってい るのか、日本の社会の矛盾をね、お前がやってい るのは隠蔽していることなんだ」、矛盾を激化さ せて民衆を立ち上がらせる、そんな議論だった。 ところがそこに具体的に、ゴミ掃除をしながら、 たくさんの人が力をつけていく、力をつけ始めて

いるらしいという考えに僕は立っていた。まあちょっと願望も入っているんだけれど。政治的な現局面の課題は、はっきりしてきている。世界銀行とかWTOとかのやらかしていることを、断固やっつけるというなかに、NGOもNPOもありやしないかというふうに思っているのですけれども。

司会 ヨーロッパの動きを見ていますと、NGO とNPOは、比較的リンクしているような気がす るのです。というのは、例えば若井先生たちの編 集した本にも書かれていたトービン税導入の問題 は、ヨーロッパでは5年くらい前に、国際的社会 連帯基金を設置しようという動きがあって、GN Pの3パーセントぐらいを連帯税として、第三世 界にやろうということが、かなり、国内のいろい ろな社会運動団体とか、非営利・協同組織とか、 あるいは労組が中心になって行っていたわけです。 そういう点では、日本の運動に比べると、ナショ ナルな問題とグローバルな問題は、運動している 人たちにとっては、割とリンクして考えられてい るというところがあると思います。日本のいろい ろな平和運動とか社会運動は、ヨーロッパに比べ ると、あんまり海外支援をしない。表敬訪問的な ことはやったりするけれども、先ほど、若井先生 がおっしゃったように、具体的なプログラムでつ ながらなければわからないということを、これか ら大事にしていかないと、単なる表敬訪問みたい なもので、終わってしまう危険があります。

若井 民医連もどこかに、プロジェクトを持ったらいいんですよ。いくらでもありますからね。要請はありますから。

司会 ニカラグアに一緒に行くとかですね。

高柳 若い研修医なんかも行ったらいい。

若井 1週間でも2週間でもいいですから、まずは見てきてから研修するとか、あるいは研修終わってから見に行くとか、そういうプログラムをもつと非常にいいと思いますね。研修必修化に来年度からなるために、2年間は病院にはりつけられてしまいますから、そういうところで、その前に、

頭が新鮮なうちにやらないと、2年間の研修必修 化のなかで埋もれちゃいますよね。自分はこうい うことやりたかったのに、というのが、だんだん 忙しいなかで、こき使われてしまうということに なりますので、ぜひ、そういうプログラムをやら れたらいいと思いますけれどね。

高柳 若井先生の本で、人間の価値が、先進国とこんなに違うと、何百万円で何人救えるんだと書いていますが、これはもうとても印象深いですね、あれは。これは先生の実際のネタですよね。

若井 いろいろ考えたネタです。

高柳 脳外の手術にいくらかかると。これを持っていって何人救えるだろうと。

日隈 衛星テレビで、アメリカの医療のことをやっていまして、アメリカでは保険に入っていない人は4,400万とかいるという。いかに医療を受けられない人が多いか。また何かの手術をしたが、何十万か何百万か請求されて、払えないから破産する人もいるという。

若井 日本もなりますよね。自己負担がどんどん 増えていきますね。

高柳 それですってんてんになってね、自分の家も売っていった。すってんてんになって、仕方がないから家族ぐるみでホームレスという。日本の中にも南北問題が、強烈な勢いで生まれつつありますね。それに拍車がかかってきますからね。なんとか、もちろん日本だけ幸せになろうなんにことないけれども、かなり有機的ににあるとらえれば、可能性はちょっとありそうなのに見ったが激しくて、ややこうね。しばらく絶望のほうに向かっていくのかなんていうね。世界を見ていて、若井先生は日本の現状をどんなふうに見ていますか。

若井 日本の政治には、明らかに方向がないですからね。むしろ、日本の場合は、外からの圧力に

弱いじゃないですか。だから、そういう点では、例えば外で働いている日本のNGOの人たちが、逆に、外から日本のなかに発信していくということを、もっと積極的にやる必要があると思います。NGOで自分たちがこう、自己満足と言ったら悪いですけれども、自己満足的に完結してこととですね、NGOだから政治的であるというですね、NGOだから政治的であってはいけないということは決してないので、むらろNGOだからこそ、非常に政治的であるということ、いい意味で政治性ということはやはり強調しなくてはいけないだろうと思いますよ。

高柳 若井先生は私より政治的だなと思っているのよ、あきれ返った。僕はかなり政治的な人間だと思ったのに、こんなにしつこく政治的に考えている人がいたのかと。前の本『学び・未来・NGO』時は、とても、こう心が休まるような、癒しで読んだ。『平和・人権・NGO』の方はかなり戦闘的ですね。

若井 戦闘的ですよ。

● 賀川豊彦について

日隈 賀川豊彦にふれますと、おっしゃったように、彼は非常に多面的な活動をした人ですよね。もちろんキリスト者としての宗教活動、それから平和運動、労働運動の仕事をしている。あの1921年の川崎・三菱造船所の大争議、まだ日本共産党のできる前の年で、そういう意味では先駆的な労働運動の指導者です。

それから、水平社の運動、つまり部落解放運動。 政党設立活動もしたし、おっしゃったように協同 組合運動や、今の神戸の灘生協なんかの生協運動 の先駆者でもあり、日本農民組合の運動もしまし た。そういう意味では驚異的な人で、それだけに、 戦後アメリカは、彼に非常に期待したこともあっ た。

ただ、部落問題では、彼は部落人種起源論を展開した(『貧民心理之研究』)。キリスト新聞社が 賀川全集を出したとき、最初はそのまま載せてい たのです。これに解同系のグループがくらいついたのです。歴史的な文献ですから、載せて、ちゃんと正しい解題をつければいいんですよ。攻撃されたので、今度は削除しちゃったんです。それでは正しい賀川像が伝わらない面が生まれていると思います。あの当時は、社会科学的な部落問題の研究というのがまだまだですから。彼がまだ20代の若い頃です。

司会 イギリスの社会学者のアンソニー・ギデンスが『社会学』という本を書いているのですが、その中に、日本の部落民という記述が10行ぐらいあって、エスニックグループと書いています。それは一種の誤解ですが、でも、彼らから見ると他に理解のしようがないのですね。

ヨーロッパにはジプシーとか、移民とか、エスニックがいて、彼らは少数人種民族だから、これを差別するというのはある意味で理屈がつけやすい。しかし、日本で、同じ日本人を、単に貧困で差別するのはわかりますけれども、部落差別というとまったくロジカルじゃないので、あのギデンスさえも、それはおそらくエスニックグループだからだろうと考えるのが当然だと思いますよね。

だから、賀川豊彦が当時そういう認識をしたということについては、アカデミックな文献としてはきちっと残すというのが、賀川の全体像を見るのに大事だと思います。

日隈 賀川夫人が、あとで、「賀川のこの27歳の時の書物は、その後72歳の逝去の日までの永い活動そのものを通して、訂正し償ってきたことが明らかになることが、大切ではないでしょうか」と述べていることを鳥飼慶陽牧師が紹介しています(『賀川豊彦と現代』)。そういう毅然としたものが、出版社にもほしかったと思いますが。

司会 あの当時、賀川がなぜあれだけの精神的な 社会思想とか、運動観を持ったかというと、やは り当時の世界のキリスト教の動きからそうとうの アイデアと情報をもらっているのだと思います。 そうでないと、あれだけの運動はできないと思い ます。

歴史的には、日本のいろんな社会運動の先駆的

な人々の中には、キリスト者が多く含まれていた と思います。

日隈 おっしゃるように、初期の労働運動、社会 主義運動の指導者の多くはキリスト教の出身です から、キリスト教とのつながりは非常に強い。

それからもう1つ、さっき言い忘れたのですが、 賀川の多面的な活動の1つに関東大震災での救援 活動があります。だからそれは今度の兵庫の大地 震のボランティア活動などの、本当の先駆的な活 動をした人ですよね。

上京して、関東大震災だけではなくて、その後のいろんな震災の救援活動もします。労働運動、農民運動、平和運動、それから部落解放運動に、そして、救援活動。その上に、いやその上じゃなくて、もともとその土台にあるキリスト教の、宣教活動というのがあって、そういう意味ではものすごく多面的な人だったと思います。NGO、NPOの元祖みたいな人ですよ。

●NGO、平和、人権

日隈 NGOの資金は、どういうふうにしているのですか。

若井 NPO、NGOでもメディアに出ると資金 が集まりやすくなるんですね。

司会 政府的非政府組織というGNGOというようなものもある。

日隈 若井先生が書かれたのは、その中で優れた NGOを編集されたのだろうなと思います。

高柳 それはそうですよね。

若井 いい加減なNGOは本に出していません。

高柳 本物はこれだと。

日隈 そのように感じましたよ。

高柳 私はエイズの話を担当した先生の話などを

みて、頑張れば何とかなるんだというメッセージに、ちょっと圧倒されましたね。ブラジルなどでも、頑張ってみんなが要求し始めると、政府が薬を確保し始めている。最初のうちはほとんど絶望的な感じでしたが。

若井 今や、エイズの薬は非常に安価に、1人に対して1日1ドルぐらいの値段で提供されるようになりましたけどね。ですからそれも、ある意味でこう、世界的なNGOのネットワークの力で、WTOとかそういった、それから先進8カ国のいろいろな政策に対して、対抗する形で、NGOが全体としてまとまって動いた1つのいい例ですよね。

日隈 しかし恐るべきは、貧困の危機の中のエイズ蔓延。それへの治療・対策を大製薬会社が妨害するんですからね。これはもうビックリした。

高柳 ビックリしますよね。それの中でいちばん 一生懸命に旗を振っているのは日本だというのが ね。日本の外務省と製薬会社が。たまたま日本人 が知らないだけでね。

司会 狭い顔の見える範囲としてのローカルコミュニティだけではなくて、はやり、グローバルコミュニティということも視野に入れて、今後NGOとの協力、協同ということを進めながら、両方のコミュニティをローカルにもみるし、グローバルもリージョナルに見ていく、そういう協力関係をつくらなければいけないということが、今回この座談会を通じて非常に感じたことであります。最後に一言づつお願いします。

若井 先ほど話は全部してしまったことですけれども、NGO(私はNPOという言葉は嫌いなのです)で働くにしても、あるいは、どこで働くにしても、自分の政治的姿勢というのは絶えず問われていくと思います。それはいい意味での政治性というものを、1人ひとりがもっていることだと思います。

そうでないと、私たちがどこに自分が立っているのかということを見失ってしまうと思います。

それは今、私が大学の教員をしているという中で、 やっぱり大学の中にこもってしまって、学生を指 導したりそういったことだけ、研究をやっている だけでいいということに止まってしまう危険性と いうのはいつもあるのです。

ですから、そういう点でいつも、ある意味NGOに関わったり、人々の中に入っていったりすることで、絶えず自分がリフレッシュされていくというか、新たな展開に自分がチャレンジしていくということができるのではないかと思っています。

日隈 先ほど私、世界を動かす原動力の1つとして、植民地体制の崩壊に触れましたが、それが単に崩壊しただけじゃなくて、非同盟諸国運動、非同盟運動として大きく発展して、国連の中でも大きな位置を占める。それに対して国連の決議を無視して、イラク侵略をやっているような米英との、ここも闘いですね。それは政治的な闘いだけではなくて、実は、その非同盟諸国、非同盟運動の中心になっている、アジア、アフリカ、ラテンアメリカ、中東での貧困がますます増大し、そういう貧困を原因とする諸問題が深刻化している。それにもっと目を向けていかなきゃいかんと思います。

それではどういう社会を目指すのかというと、 従来のような社会主義体制というのは崩壊すべく して崩壊したわけで、しかし、利潤第一主義とい うのは、依然として世界を支配している。これを 乗り越える社会を創っていく。それは私たちのこ れからの実験でもあるし、これはいろいろな思想、 信条、宗教の違いを超えた人たちとの協力以外に、 あり得ないのではないか。私は自分の専門の分野 が宗教ですから、とくに宗教者、宗教団体のみな さんと力を合わせる以外には、それはつくり出せ ないのではないか、というのが感想です。

高柳 私はこの本を読ませていただいた時から、かなりたくさん、いろいろな勉強をしましたけれども、この構造的暴力、今、日本が積極的にそれを拡大するような方向に動こうとしてるという意味で、日本の憲法の問題というのは極めて重大な

局面にあると思います。

日隈 そうです、そうです。若井さんが、御本の 最初に日本の憲法を、日本から発信せよというこ とをおっしゃっている。

高柳 それで具体的には、片方で戦争で、片方で その生存権を奪っていくという、国民自身も被害 者になっている。他では加害者になっているところで う、今の憲法をその平和的生存権というところで がっちりおさえて、それで広範な人たちとディス カッションを巻き起こして、それで日本の支配 が意図していることを根本的にえぐり出すという か、共通の認識にしていく。そこに、抵抗の力が 形成されてくる可能性というのが、60年の安保、 いろいろな労働戦線とか学生運動とか、そうい のが後退していますけれど、一方で、NGO、N PO、いろいろな意味での市民層の自覚というか 量も高まっている。その共通のテーマになるとい うか、ここはちょっとこの2、3年勝負なんじゃ ないかなというふうに。

若井 多分そうですね。

高柳 ここでちょっとゆるんでいると、まぁ長い歴史を考えれば「やがてその矛盾も克服される」なんて書かれたりね。その間にこっちがこてんこてんになってるなんていうんじゃね、どうも面白くないと。

若井 憲法第9条はやっぱり死守するという立場で、市民として動かないといけないと思います。 今回の選挙にしてもそうですけれど、それが曖昧になってきて、そのうち憲法改正されているという危険性があると思います。

高柳 今の発言を1ヶ月前ぐらいにすれば、選挙 の役に立ったけどね。

(2004年7月9日実施)

特集:非営利・協同と文化

今日の日本のスポーツ状況と 非営利・協同への期待

森川 貞夫

1. 社会現象としてのスポーツ の問題性

今頃はおそらくアテネ・オリンピック競技大会の報道がお茶の間を席巻し、あたかも日本国中がオリンピックの興奮でわきあがっているようなムードをつくりあげているにちがいない。またプロ野球の合併騒動も9月8日の臨時オーナー会議を前にして新聞・テレビ・ラジオでは騒々しく議論されているであろう。これも誠に「天下泰平」な世相の反映であろうか。

一昨年の日韓共催ワールド・カップ・サッカーの例を持ち出すまでもなく今やスポーツはある種の社会現象となっている。しかしこれらの例はすべてが競技スポーツ、しかもエリート・スポーツあるいはトップ・スポーツの話題である。かって日本のスポーツは一部の特権的な学生スポーツマンとそのOBを中心にした高級な「遊び」であり、庶民にとっては高嶺の花、せいぜいが「見る」か「聞く」かのものにすぎなかった。子どもたちの学校でのスポーツ活動を除くと、スポーツが一般庶民にとって身近なものになったのは戦後のことで、とくに1964年のアジア初の東京オリンピック開催が大きなターニングポイントとなった。

最新の「国民の体力・スポーツに関する世論調査」(内閣府、2004年)によると、「この1年間に行った運動やスポーツがある」と答えたのは68.2%、「運動やスポーツをしなかった」と答えたのは31.4%である。性別・年齢別でみると、男性が高く、また20・30歳代が高い。1年間に何ら

かの運動やスポーツをしたというその中味は、「比較的軽い運動やスポーツ」であり、具体的な種目でみると「ウオーキング(歩け歩け運動、散歩などを含む)」が37.2%でもっとも多く、次いで「体操(ラジオ体操、職場体操、美容体操、エアロビクス体操、縄跳びを含む)」が15.9%、その後はボウリング(13.2%)、軽い球技(キャッチボール、円陣パス、ピンポン、ドッジボール、バドミントン、テニスなど)(11.9%)、ゴルフ(8.3%)と続いている。活動頻度でみると、週1、2日以上と答えた者は運動やスポーツをしたと答えた者の全体の半分を越えている(56.5%)が、国民全体でみると1/3強(38.5%)である。

問題はこの数字が高いのか低いのかということ であろう。通常、私たちはその国の、あるいはあ る地域のスポーツ振興がどの程度進んでいるかを 測るバロメーターとしては単なるスポーツ人口で みるのではなく、何らかのスポーツのクラブや同 好会に加入してある程度持続的・系統的にスポー ツをしている人の割合を示す、いわゆる「組織ス ポーツ人口」でみる。今回の同じ調査では何らか の運動やスポーツのクラブ、同好会などに「加入 している | と答えた者の割合は15.8%、「加入し ていない | と答えた者の割合は84.2%であった。 この数字は1972年の7.2%から増え続けて1982年 には倍以上の17.6%という数字を示したことがあ るが、以後は横ばいでしかもどちらかというと下 降気味である。大雑把に言って日本の組織スポー ツ人口は15%強ということになるが、ちなみにヨ ーロッパで比較的スポーツが盛んであると言われ るドイツなどでは30%を越えている状況から考え ると、日本ではやはり一般の国民が何らかの運動やスポーツのクラブ、同好会などに加入して気軽に日常的にスポーツに親しむというよりはウオーキング、散歩、体操、軽い球技など、いわば個人もしくは数人で行うインフォーマルな活動としての運動やスポーツならまあ多少はやるということであろう(このことは後にふれるが、多くの国民のスポーツの行動特性を示している)。

いずれにしても国民にとってのスポーツは、「見 るスポーツ | はともかくとして「するスポーツ | となると事情が異なり、世間でスポーツ、スポー ツと騒がれるほどには身近なものにはなっていな いというのが実態であろう。ここでもスポーツを よくする人とほとんどしない人との二極分解が進 んでいると思われる。一方、「見るスポーツ」も 近年の企業スポーツの休部・廃部に象徴されるよ うに、ほんの一握りの人気プロ・スポーツ(野球 でいえばかっての巨人・阪神戦、サッカーでは対 日本代表戦など)を除けばいつもスタンドを観衆 で埋め尽くすという状況にはない。こうした日本 スポーツ全体にわたる分析は別の機会に譲るとし ても、多くの国民にとってはスポーツはテレビや 新聞などを通して間接的に「見聞きする」ことが 中心であって、直接球場やグラウンド、体育館な どに足を運ぶという正式の「スポーツ観戦」とな ると、やはり事情はまったくお寒い状況にある(正 月の早明ラグビー戦は例外)。同様に、あるいは それ以上に「するスポーツ」の実際となると必ず しも「すべての人のためのスポーツ」(スポーツ ・フォア・オール)とはなっていない。

したがって一方でスポーツが社会現象であると言われているにもかかわらず、それはメディアを通してのそれであって、その実態あるいは内容が乏しいところに日本のスポーツ状況の問題性がある。こうした問題状況はさらに最近の多チャンネル、多メディア化によるテレビ放映権の高騰(ワールドカップやオリンピックなどのビッグ・スポーツ・イベントの争奪戦)に典型的に見られるようにスポーツの商品化、ビジネス化によってい東京オリンピック以後急速に進展した企業スポーツの表りなど、跛行的なスポーツ状況を生み出す日本のスポーツのあり様とその背景にある

日本社会の問題性も問われなければならない。

2. 人々の暮らしとスポーツ文 化のあり様

今日ではスポーツという言葉は、多くの人にとっては競技・競争というイメージよりはむしろファッションに近い感覚であり、また大方にとってはより広く健康やいきがい、社交、あるいは交流・親睦などなど、実に幅広い概念でとらえられている。先の調査でも「運動やスポーツを行った理由」として挙げている理由を上から順に並べると、「健康・体力つくり」と答えた者が55.2%、「楽しみ、気晴らしとして」が54.5%、以下、「運動不足を感じるから」が40.9%、「友人・仲間との交流として」が33.8%となっている。一方、下からは「自己の記録や能力を向上させるため」が3.3%、「精神の修養や訓練のため」も3.6%と低い値を示している。

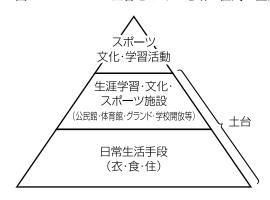
スポーツという文化は確かに身体運動の喜びと も表現できるような人間にとって独自的価値を有 するが、その文化的・社会的価値は社会の変化の 中でより拡大し、変化しているといえよう。上に 挙げた運動やスポーツを行う理由の社会的背景を 別の角度から眺めるとすれば、国民の「健康や体 力」への不安・意識からとらえることができる。 例えば「自分の健康や体力について普段どのよう に感じているか」という問いに対して多くの人が 「肉体的な疲労 | を感じている(61.3%)と答え、 また「精神的な疲労、ストレス」を感じていると 答えた人も55.0%である。さらに「体力の衰え」 を感じていると答えた人は67.6%、「運動不足」 を感じていると答えた人は66.2%であり、今日の 社会に生きている人々が「健康や体力」にいかに 不安を抱き、いかに精神的・肉体的疲労に陥って いるのかがわかる。したがって運動やスポーツを 行う理由に「健康や体力つくり」や「楽しみ、気 晴らし | が上位に来るというのもわかろうという ものである。

さて、今日の私たちの「いのちとくらし」、そしてスポーツとの関わりはどのようにとらえることができるであろうか。紙数の関係で多くは省く

が、結論的にはスポーツの土台は地域および住民の生活である。その理由はスポーツそれ自体は物を生産するわけではない。したがってスポーツが存在し続けるためにはスポーツを楽しむための人々の生活(衣・食・住を中心とする日常生活)と地域の豊かさを前提としている。着るものがあって寝るところがあって三度の食事がきちんと食

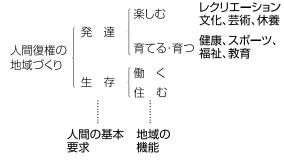
べられる、そして誰もが安心してスポーツを楽しむことができる生活条件である。次に、どんなにスポーツに対する潜在的能力があろうとも肝心のスポーツをやるための施設・用具がなければスポーツはできない。これらの関係を示したのが図1である。

図1 スポーツの土台としての地域・住民の生活を考える



したがってスポーツの客観的条件である「かね、 ヒマ、ばしょ」、「かね」は文字どおり経済的条件、 「ヒマ」はスポーツをやるための自由時間、「ば しょ」はスポーツの施設・用具を指すが、このよ うなスポーツの客観的条件は具体的には、例えば 家計調査報告(総務省統計局)の「実収入・可処 分所得の名目・実質増加率の推移」、「毎月勤労統 計調査」(厚生労働省)の「一人平均月間総実労 働時間数の推移」、あるいは毎年の「国民生活時 間調査報告書」(NHK放送文化研究所)の「日 本人の生活時間の変化し、そして「我が国の体育 ・スポーツ施設現況調査」(文部科学省) などか ら全国的平均値あるいは全体の推移は容易に知る ことができる。とくに近年の長引く不況やリスト ラ等の影響で国民の生活およびスポーツの客観的 条件は概してよくない。実際の地域で生活してい る人たちのそれぞれの状況は果たして具体的にス ポーツができる条件・環境にあると言えるであろ うか。

住民の「いのちと暮らし」とスポーツとの基本 的な関わりは、同じく図1からとらえることがで きる。地域には人間の発達の基本要求として「発 達」と「生存」の二つの側面があり、それぞれの 要求を満たすための地域の機能として「楽しむ」



参考:海老原治著『地域教育計画論』勁草書房(1981)

「育てる・育つ」と「働く」「住む」という機能がある。スポーツは人間の「発達」という観点からは、とりわけ「楽しむ」と「育てる・育つ」という地域の機能からレクリエーションや休養、健康・教育と深く関わりながら、スポーツそのものの独自の文化的要求を満たしていくことが必要であろう。

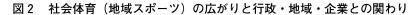
今日の地域・住民の生活はこれらの要求や機能を満たすための条件、すなわちすでに述べたように住民が安心して「いのちと暮らし」を営むための土台であり、同時にスポーツの土台でもある「生存」に関わる「働く」「住む」という機能、これもただ働く場所と住むところがあればいいというものではなく、人間的に生活し暮らしていける、総体としての地域・住民の生活が豊かで充実していることであるが、現状はそうだと決して言える状況ではない。

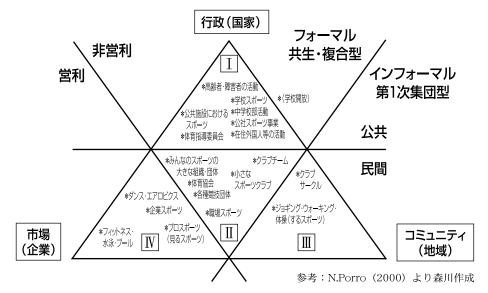
したがって地域のスポーツ、あるいは住民のスポーツも豊かに発展する「地域づくり・街づくり」の中で考えるスポーツのあり様が問われているのであり、ここから「人間復権の地域づくり・街づくり」が求められていくのである。とくに地域スポーツで見られる傾向はともすれば「自分さえスポーツができればいい」「自分さえうまくな

ればいい」「自分さえ楽しめればいい」ということになりがちなスポーツ愛好者たちが気になる・ところであるが、そこから抜け出て「スポーツも豊かに発展する地域づくり、街づくり」の中で自分たちのスポーツ活動をとらえるということは結構難しい課題である。ここからもあらためて「地域にねざすスポーツ」のあり方が問われる。これは同時にスポーツによる地域振興やコミュニティ形成の問題についても同様である。

3. スポーツと国家 (行政)、 市場、コミュニティ

以上のような問題意識の上に結論を急ぐが、今 一度理論的課題として「地域にねざすスポーツ」 の位置どりを考えてみたい。図2は真ん中の水平線より上が公共性が強く、下が民間(私事)性の強い領域を示す。左上から右下への斜線は非営利性が高く、下が営利性が強い。右上から左下に向く斜線はインフォーマルとフォーマルを分けているが、スポーツに引き寄せて言えば線より下のコミュニティではどちらかというとインフォーマルなスによる(第一次集団的)な活動形態をとり、逆に上はもう少し人数もふえて多少フォーマルなスポーツ集団の形成(共生・複合型、どちらかというとネット型)の活動となる。それぞれの三角形の頂点に行政(国家・地方自治体)、市場(企業)、コミュニティ(地域)が位置している。





国家および地方自治体におけるスポーツ行政の果たすべき主な役割は条件整備である。公共スポーツ施設の整備・充実を基本に行政のやるべきスポーツ施策は今後はかなり限定されたものになるであろう。その理由はスポーツが本来、将来共に地域の生活・住民にねざすものである以上、その活動は地域・住民に委ねるべきものが多いはずである。一方ではスイミング・クラブやエアロビクス・ジム経営など、スポーツ産業とよばれる領域でも地域への進出が見られる。こうした領域・分

野ではある程度市場原理に委ねざるを得ないスポーツ事業も当然ながら増大していくことはまちがいない。しかしそれが利用者や国民の利益を著しく侵害する場合には民主的規制が必要となるがここではこれ以上はふれない。

問題はすでにふれたように、多くのスポーツ活動が日常的には地域・住民によって担われているという事実、また理論的にもそうならざるを得ないということから考えると、地域を舞台に今日何が問われているかである。国レベルでの地域スポ

ーツ振興策では、今、全国を席巻している総合型地域スポーツクラブ(以下、総合型と略)の問題がある。2000(平成12)年9月に旧文部省が初めて「スポーツ振興基本計画」(以下「基本計画」と略)を発表したが、生涯スポーツ分野での最重点施策として総合型なるものを「目玉」に掲げ、10年間ですべての市町村にこの総合型を1カ所以上設立することを決めた(この前提には10年間で成人の半分を週1回以上スポーツをするという政策がある)。今多くの市町村では都道府県教育委員会からスポーツ振興計画の策定とこの総合型の設立が急かれている。

この「総合型」とは何かというと、男も女も、また子どもから高齢者まで、健常者も障害者も、初心者からトップレベルまで、それに大事なポイントは単一種目ではなく複数のスポーツ種目で総合的に活動するスポーツクラブということである。そのためには活動の拠点となるスポーツ施設やクラブハウスなどの整備充実、質の高い指導者の確保など、条件整備が問われるが、国はそこまでは面倒は見ない。そして何よりもこの総合型のめざすところは住民自身が主体的に運営することであるから住民の自発的な参加や自主性・自立性が大きな鍵になると思われる(もちろんその裏には政府にとっての都合のいい「自立・自助」がある)。

先ず第一に問題となるのは、住民のスポーツ活 動への関わり方は多種多様であり、またその組織 や集団のつくり方も本来的にはまさに自由であり 自治に委ねられるべき性格のものであるにもかか わらず、なぜ総合型かということである。その辺 の事情説明に先の「基本計画」では「スポーツ環 境の現状と課題」という1節を設けて「公共スポ ーツ施設を拠点とするスポーツクラブの約9割が 単一種目型であることに代表されるように、これ らのスポーツクラブは性別、年齢、種目が限定的 であったりするため、誰もが、いつでも、どこで も、いつまでも各自の興味・目的に応じてスポー ツに親しめるようになっていると言い難い状況に ある | と説明している。要するに、日本では総合 型や地域スポーツ振興が遅れているのは、小さな クラブがいっぱいあって、それも単一種目のスポ ーツクラブであり、子どもから大人まで一緒に活 動するようになっていないからだというのである。

ここで断っておくが総合型すべてが悪いと私は 言おうとしているのではない。それだけの施設条 件があり地域住民の要求があるところではそれは それで選択肢の一つのとしてあってもいいし、そ れはまさに住民の自治の問題である。だが多くの 地方自治体のスポーツ状況はたやすくこの総合型 を立ち上げる状況にはない。それが証拠に1995年 から国のモデル育成事業として鳴り物入りではじ まったこの総合型は現在設立されているのは全国 で424クラブ、創設準備中が409クラブということ である(「平成15年度総合型地域スポーツクラブ に関する実態調査」文部科学省)。いずれ問題点 なり矛盾が見えてくるであろうが、公共スポーツ 施設だけを考えてみてもわかることだが今日の日 本のスポーツ条件では1000人規模の会員数の総合 型だけで一つの公共スポーツ施設を占有使用する ことは他の住民が許さないし、また既存の単一の スポーツクラブ(全国推計約36万スポーツ・クラ ブの9割以上、性格には94.6%)の日常活動の拠 点施設を奪うことになろう(日本スポーツクラブ 協会「地域スポーツクラブ実態調査」2000年)。 ましてや住民がどのようなクラブで活動するか、 どのようなクラブを組織するかは自分たちで選択 し決定する(これがまさに「クラブ自治」)こと であって国や行政に指示されたり強制されること ではない。

すでにふれたが国の基本計画を受けて現在それぞれの市町村ではスポーツ振興基本計画の策定が要請されているが、行政、企業、コミュニティで果たすべき固有の領域・役割とは何か、場合によっては互いの「棲み分け」と「協力・協同」が地域の実態と合わせてどのように可能か、などが問題となるであろう。ここでは当然のことながらこれらの三つにまたがる領域、つまり図2の三角形の真ん中の領域(ここが非営利・協同の領域)に関わる課題が具体的に問題となる。

4. なぜ「非営利・協同」か

くわしく説明する紙数もすでに尽きてきたが、 今日の「生活不安の増大」は「失われた10年」と も言われる「政府の失敗|「市場の失敗|に帰因 する。そこで登場するのがNPO、非営利・協同組織であり、第3セクターともよばれる社会経済的システムであろう(くわしくは佐藤慶幸、2002、富沢賢治、1999など)。スポーツの分野でもとくにNPO法成立以後は全国的に地域のスポーツクラブの法人化問題が取り沙汰され、2004年6月現在では「スポーツに関わる事業を行うNPO団体」の数は、1,589団体である(クラブネッツ調べ)。

別の資料によると改正NPO法以後、活動の種 類は17であるが、その内、「学術、文化、芸術、 スポーツの振興を図る活動」のNPO団体数は 5,449法人(全体が16,160であるから33.7%)で あり、したがって先のスポーツNPO団体数はこ の領域では29.2%、全NPO団体の中でも9.8% を占めていることになる。なぜこのようにスポー ツ分野でNPO法人格を取るスポーツクラブ・団 体が増大しているかといえば理由は簡単である。 先にふれた総合型を推進していく上で法人格を持 つと公共スポーツ施設の管理運営委託を受けやす いという「宣伝」が行き届いたからである。国・ 文部省の総合型育成モデル事業についての調査研 究の委託を受けた三菱総合研究所はいち早く報告 書(『地域スポーツクラブの育成と地域活性化に 関する調査』1996)を出し、続いて「地方自治体 における公共施設のPF I (Private Finance Initiative) 整備事業推進調査」(三菱総研、2000) にお いて民間事業者の公共スポーツ施設への管理運営 への道を切り開いた。しかし多くの自治体は総合 型をどのように設立させ財政的に自立させるかで 悩むのであるが、それには総合型をNPO法人格 を取らせて公共スポーツ施設の管理運営委託させ るのが一番の近道であるということで、これらの 「調査報告書 | に基づく「提案 | が水路づけとな ってまたたくまにNPO法人格取得ブームとなっ た (三菱総研)。

こうした考えを代表する提案は三菱総研所員による次の文章に読みとれよう。「スポーツNPOは、プール、グラウンド、体育館等のスポーツ施設に加えて、クラブハウスや事務室などを要する。このような拠点を独自財源で整備することは非現実的であり、実際には既存のスポーツ施設を活用(借用)しなければ成立し得ない。一方、行政に

おいても公共スポーツ施設の運営の効率化という 課題を抱えている。厳しい財政事情のなか、管理 運営費の縮減を余儀なくされる反面、住民からは 開館時間の延長やスポーツ教室の拡充などの要求 が増しており、コスト削減とサービス向上といっ た相反する課題が生じている。このような課題の 同時解決策として、スポーツNPOへの管理運営 委託(「クラブ委託」)が考えられる。「クラブ委 託」が順調に進めば、NPO側は委託費収入と活 動拠点の確保が同時に達成でき、行政サイドは管 理運営コストの削減と様々な地域活性化が期待で きる」(間野1999、池田・守能1999所収)。

ここで「魔法の手」としてのスポーツNPO設立は、行政もスポーツクラブも「一挙両得」の妙案としてもっぱら管理運営とコストの効率化という側面から語られているのが特徴であろう。ある意味では2003年6月の地方自治法改正による公共施設の「指定管理者」制度を先取りするような議論である。あらためて「なぜNPO、非営利・協同か」を問う視点が重要であろう。

ここで日本のスポーツ状況を理解する上でおお まかに日本のスポーツ組織について説明を加えて おこう。1911 (明治44) 年創立の大日本体育協会 (現日本体育協会) は「広く国民の運動競技を奨 励指導する」ことを目的に掲げたが、実際にはオ リンピックを頂点とする国際競技スポーツ大会へ の参加を主たる目的とした、種目別組織の連合体 としての性格を保持してきた。しかし1988(昭和 63) 年に旧文部省体育局スポーツ課が競技スポー ツ課と生涯スポーツ課に改組し、翌89(平成1) 年に日本体育協会の1委員会であった日本オリン ピック委員会(JOC)が分離独立し、財団法人 化されることによって、ここではじめて日本にお けるスポーツ組織がトップ・レベルのスポーツを めざす競技スポーツと大衆のスポーツ、すなわち 生涯スポーツの二本立てとなり、新たな段階に入 らざるを得なくなった。しかし長い間、日体協一 本で国際スポーツ界への飛躍を夢見てきた日本の スポーツ界はなかなか旧習から脱皮しえずに今日 に至っており、とくにそのひずみは都道府県、市 町村レベルの地方体協に大きく残っており、国民 に開かれたスポーツの普及・奨励のための組織に はなり得ていない。

国民の「スポーツ活動への参加・消費の実態」を別の資料からとらえ直してみると、表のようになる。この数値は最新の数字では全体的に下がりつつあるが、全体的な国民のスポーツ活動の実態を見ていく分には大差ない(『レジャー白書』2003年版、社会経済生産性本部、参照)のでそのまま説明を加える。あらかじめお断りしておくが、この普及度という数値は表下の注記にもあるように、参加率と年間平均活動日数とを掛けたものであり、これが実際の普及度そのものを示すかどうかというよりも、この数字の高い順に並べ替えて見ると

表 スポーツ活動への参加・消費の実態(2001年)

類型	種目	A普及度 (C×D)	B参加人口(万人)	C (%) 参加率	D年間平均 活動回数	E参加希 望率(%)	F1回 当 た り費用(円)	G潜在需要 (E-C)
T	1体操(器具を使わないもの)	1650.7	3,320	30.4	54.3	23.8	90	-8.2
	2 ジョギング、マラソン	1106.7	2,780	25.5	43.4	25.3	90	-0.2
	3 トレーニング	692.4	1,600	14.7	47.1	15.7	250	1.0
	4 サイクリング、サイクルスポーツ	403.1	1,570	14.5	27.8	12.7	270	-1.8
Π	5 水泳(プールでの)	387.2	2,390	22.0	17.6	29.1	1,100	7.1②
	6 キャッチボール、野球	310.1	1,730	15.9	19.5	9.9	300	-6.0
	7 ゴルフ(練習場)	261.1	1,390	12.8	20.4	14.2	1,590	1.4
	8 テニス	195	810	7.5	26.0	11.3	1,130	3.89
1	9 エアロビクス、ジャズダンス	188.1	620	5.7	33.0	8.6	910	2.9
	10バレーボール	183.5	800	7.4	23.0	4.7	310	-2.7
	11釣り	151.9	1,680	15.5	9.8	20.1	5, 120	4.66
1	12ボウリング	146.9	3,320	30.6	4.9	20.3	1,770	-10.3
	12卓球	139.3	1,400	12.9	10.8	9.1	340	-3.8
"	13ゴルフ (コース)	139.2	1,290	11.9	11.7	17.3	15,300	5.44
1	14サッカー	137.6	700	6.4	21.5	4.3	270	-2.1
1	15柔道、剣道、空手などの武道	127.7	350	3.2	39.9	4.3	650	1.1
1	16バドミントン	120.4	1,110	10.2	11.8	6.7	250	-3.5
1	17バスケットボール	103.5	490	4.5	23.0	2.8	120	-1.7
	18ソフトボール	61.9	780	7.2	8.6	4.8	730	-2.4
	19スキー	44.9	1,160	10.7	4.2	16.4	18,830	5.7③
	20ゲートボール	32.6	120	1.1	29.6	1.8	140	0.7
1	22スノーボード	30.7	460	4.2	7.3	9.3	10,730	5.1⑤
	23アイススケート	21.3	410	3.8	5.6	4.0	2,630	0.2
IV	24スキン (スキューバ) ダイビング	9.9	150	1.4	7.1	9.4	18,460	8.0①
	25サーフィン、ウィンドサーフィン	7.5	100	0.9	8.3	3.5	8,400	2.6
	26ヨット、モーターボート	4.5	110	1.0	4.5	3.9	25,730	2.910
	27ハング(パラ)グライダー	1.3	30	0.3	4.3	4.8	38,790	4.5⑦
	28乗馬	1.1	50	0.5	2.1	4.8	13,710	4.38

⁽財) 自由時間デザイン協会『レジャー白書2001』より森川作成

注)Aの普及度は参加率(C)×年間平均活動回数(D)の数値であり、Gの潜在需要は希望率(E)から参加率(C)をひいたものであり、今後、そのスポーツの潜在的需要が期待される割合(%)であり、 \bigcirc の中の数字はその順位を示している。

ムなどグループを形成しなければならない種目であり、第Ⅳ群は明らかにスポーツ産業と言われる分野でのスポーツ種目であることが容易に読みとれよう。ここから導き出せる結論は、もっとも国民にポピュラーな種目は、施設・用具も比較的容易に手に入り、あまりお金もかからない、インフォーマルなスポーツということである。例外として水泳(プールでの)とゴルフ(練習場)があるが、これらは確かに1回当たりの費用は高いが、一人でも簡単にできる種目である。

こうしてみると、国民のスポーツ活動の実態か らは体協であれJOCであれ既存のスポーツ組織 およびその傘下の種目別競技団体が対象にしてき た種目はかなり限定されたスポーツの参加者とい うことになり、多くは未組織のスポーツ愛好者が 存在しており、したがって広範なスポーツ愛好者 の組織とはなりえていない。また圧倒的な国民大 衆を対象にしたスポーツ組織は存在しておらず、 または大きなスポーツ組織として顕在化していな いということになろう(唯一例外として新日本ス ポーツ連盟があるが、先の多くの地域スポーツ愛 好者には未知の組織であり情報は十分に到達して いるとは言えない)。ところが実際に地域に入る と「歩こう会」や「走ろう会」から「健康体操ク ラブ」等々、さまざまなクラブ、同好会、サーク ルなどが存在している。これらのクラブは既存の 地域体協に入っているところもあるが、独立もし くは一部に連絡協議会のような組織で連合してい るというのが実態であろう。

先の表にあるように、スポーツ参加人口のかなりの大きな数字となる種目が未組織であると思われるが、先の「地域スポーツクラブ実態調査」によると、既存の地域スポーツクラブの活動はもっぱら「学校開放」(屋内・屋外施設)と公共スポーツ施設に頼っているが、別の調査(SSF「スポーツライフ・データ」2000,2002)では多くのスポーツ実施者はスポーツ実施(週もしくは年間活動回数と強度)レベルの高い低いにかかわらず、「民間のスポーツ施設」利用率が第一位であり、次いで公共スポーツ施設が高いが、「学校スポーツ施設」は10%に満たない。このことは既存のスポーツを設力は「学校開放」を利用し、未組織のスポーツを対応といるとはいる。

愛好者は「民間のスポーツ施設」に頼らざるを得 ないということであろう。

しかし先の「基本計画」が計画どおりに実施さ れていくとなると、「成人の半分が週1回以上ス ポーツをやる」という目標にしろ、すべての市町 村に1カ所以上総合型を設立するという計画にし ろ、その実現には活動の拠点となるスポーツ施設 をこれまで以上に整備・充実させる必要があろう。 ところが国の方針はすでにスポーツ施設の整備は 都道府県、市町村に委ねるということで毎年の公 共スポーツ施設の整備費である社会体育施設整備 費は削減の一方であり、最高時の180億円からす でに12億円(全国で!?)を下回っている。となる と先の「地域スポーツクラブ実態調査 | でも地域 スポーツクラブにとって「スポーツ行政当局への 要望」の第一位は「スポーツ施設の確保・整備促 進 | (42.7%) が図抜けているが、この要望はす べてのスポーツ愛好者の共通の要望となるのは目 に見えている。

要するに、今後の地域スポーツの発展にとって は既存のスポーツクラブにしろ未組織のスポーツ クラブにしろ活動拠点であるスポーツ施設の確保 を中心にしながら、さらにクラブハウスの設置、 情報サービスの充実、指導者養成など、さまざま なスポーツ要求実現が共通の重要な課題となるこ とである。すでにクラブを設立して活動を開始し ているクラブであればあるほど、こうした問題に 切実に遭遇している。問題はそれぞれの地域でこ うしたスポーツ要求実現の取り組みをどのように 組織し運動化していくかである。いい意味でスポ ーツクラブどうしの情報交換や日常の交流などを 通してスポーツ種目を越えた連携、あるいは福祉 祭などスポーツとはちがう地域行事への参加など を通してもスポーツとは異なる市民活動グループ との連携なども広がりつつある。そうした中で「自 分たちのことはできるだけ自分たちでやろう | と か、「いつまでも行政におんぶにだっこでは困る」 といった意見がスポーツクラブの指導者と会員か ら出始めている。こうした「クラブ自治」意識の 確立は皮肉にも行政主導の総合型の推進事業から も生まれてきているというのが最近の特徴である。

例えば「住民の自発的・自治的運営をめざそう」(黒須・水上、2002)とか、「スポーツに対す

る自律性・自治性」「スポーツを創る力」「自らの スポーツを自らの手で | 「スポーツを盛んにする ことは住民の責任」(日本体育・スポーツ経営学 会、2002) などがそれである。しかしこれらのス ローガンを手放しで礼賛するわけにはいかないし、 先に見た総合型の設立・準備も多くの市町村では 未だ手探りの状態である。確かに先行する地域に よってはいくつかの注目すべき状況と地域スポー ツの再編・組織化にとって私たちの取り組みの可 能性も出てきている。また「スポーツのNPOの 可能性 | (棚山、2003) と題する論文も出始めて いる。またスポーツNPOとよばれるスポーツ組 織が全国に数多く誕生しつつあるが、これらの多 くはすでにふれたように政策的には行政主導によ る総合型の推進によるものであった。しかもそれ は行政からは財政的効率性と施設の管理運営の効 率化というメリットから、クラブ側からもクラブ 運営の為の財源確保と拠点施設確保という、相互 の利害が一致したからであった。したがって、言 葉の真の意味で地域スポーツに「住民自治」「ク ラブ自治」が貫かれるにはまだまだ社会的・時間 的トレーニングが必要であろう。

こうした新たな地域スポーツの運動化と組織化 に行政主導の既存スポーツ組織が関わるのか、ま た市場原理に基づく企業スポーツが関わるのか、 はたまた地域共同体としてのコミュニティに委ね るのかと言えば、そうではなくすでにいくつかの 事例にも見られるように地域のさまざまなスポー ツ要求を基礎にした「ゆるやかな地域スポーツの ネットワーク | を中心にして、これまでのイメー ジにとらわれない新しいスポーツの仕組みとしか けを考えていくことであろう。おそらくその中核 には「非営利・協同」組織の理念と実践とを身に つけたスポーツNPOなり、「スポーツの非営利 ・協同組織 | が位置しなければならないであろう。 そうでなければ地域スポーツの再編・組織化は困 難であるばかりでなく、現状を追認するだけに終 わってしまう。ここでも「非営利・協同」組織の 理論と実践とがスポーツ分野にも大きく作用する ことが期待される。

おわりに――NPO、非営利・協同組織としてのスポーツ団体の可能性

「研究所ニュース」(No.6、2004) にも書いた が、今春、「スポーツにおける非営利・協同組織」 を訪ねてデンマークへの小調査旅行を行った。そ こで強く感じたのは日常・生活レベルでの民主主 義ということであった。それは地域のスポーツク ラブに限らず地域生活のあらゆる場面における 「対話」と「合意形成」、いうなれば「生活方法 としての民主主義」の課題であった。今まさに日 本の地域スポーツでも問われているのは総合型か、 単一クラブの連合かという問題ではなく、それぞ れの地域の置かれた具体的な状況を通してスポー ツクラブや団体が協同して自分たちのスポーツ条 件をどのように確保・拡大していくのか、そのた めのゆるやかなネットワークづくりとそこで必要 とする「対話」と「合意形成」への習熟という課 題であり、具体的な場面での連絡・報告をふくめ た実務能力(もっと進めばマネージメント能力と いうことになるのだが)、コミュニケーション能 力である。

こうした課題解決の萌芽は実は総合型のいくつ かの事例に見られる。すでにこれも別の場で述べ たことであるが、従来の地域スポーツ振興で大き な役割を担ってきた体育指導委員や地域体協およ びその傘下の種目別競技団体の指導者たちに比べ てスポーツの競技経験や技術的指導を誇ることは ないが、このニューリーダーたちはクラブの事務 的処理能力、とくに最近のIT技術を使ったホー ムページの立ち上げやクラブの宣伝・広報活動 (プレゼンテーションCDまで自主製作する)、 情報収集能力、ネットワークづくりの巧みさには ほんとうに驚かされる。こうした新しい型の地域 スポーツリーダーたちはこれまでとちがって、ス ポーツからというよりはPTA活動や子ども会、 青少年団体育成母集団、さまざまな市民活動を経 験した人たちが多いのも特徴である。だから既成 スポーツ団体特有のボス的存在にも無頓着(そう に見える)であり、また縦の関係の強い、人間関 係よりも横並び型、ネットワーク型がよく似合う タイプである。職業も自営であったり民間企業や

公務員であったりしているが、職種もデザイン関係やコンサルタント業その他パソコン使用に長けた人たちが居たり、また活動の後の飲みながらの「仲間づくり」もうまい。こうなってくると従来のスポーツ指導者も彼ら彼女らに一目も二目も置かざるを得なくなるところが実におもしろい。

スポーツNPOで今もっとも元気のいいのが総 合型の支援団体であるクラブネッツ(会員475名、 http://www.clubnetz.or.jp/) であるが、この中心に はメーリングリストによる情報の開示と毎日の会 員どうしの交信・情報提供がある。また自然体験 型のスポーツNPOや冒険学校型やスキー場経営 などをめざすスポーツNPOなども設立され活動 中である。それらのいくつかは参考文献に掲載し てある。これらの実践からやがて企業経営的手法 にとどまって居れない状況が生まれ、それを克服 していく過程で地域と住民の生活の再生とスポー ツや文化の享受といっそうの発展・充実、さらに スポーツ活動だけでなくより広い地域活動団体・ 住民との連帯・協同の芽が生まれて来るであろう。 今はまだ未開花の段階であり、スポーツにおける 「非営利・協同組織」の具体的なイメージづくり は今始まったばかりといえよう。

[参考文献]

佐藤慶望『NPOと市民社会』有斐閣、2002年 富沢賢治『非営利・協同入門』同時代社、1999年 角瀬保雄『非営利・協同と民主的医療機関』同時 代社、2000年

佐藤一子編著『NPOの教育力』東京大学出版、 2004年

池田勝・守能信次編『スポーツの政治学』杏林書 院、1999年

黒須充・水上博司編著『ジグゾーパズルで考える

総合型地域スポーツクラブ』大修館書店、2002年 日本体育・スポーツ経営学会編『テキスト総合型 地域スポーツクラブ』大修館書店、2002年

棚山研「スポーツNPOの可能性――W杯開催地 (新潟)の事例から」『運動文化』Vol.21,2003年 (財)日本スポーツクラブ協会『平成11年度地域 スポーツクラブ実態調査』2000年

- (財) 自由時間デザイン協会『レジャー白書』 (2001年度版)
- (財)社会経済生産性本部『レジャー白書』(2003年度版)

笹川スポーツ財団 (SSF) 「スポーツライフ・ データ | 2000年および2002年

森川貞夫「どうなる、地域スポーツクラブ――総合型地域スポーツクラブへの不安と期待――」 『体育科教育』2003年1月号

森川貞夫他「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業――指定終了市町村への質問紙法による調査」『日本体育大学体育研究所雑誌』第28巻第2号、2003年

森川貞夫「日本の地域スポーツ振興策と総合型地域スポーツクラブの行方」『中京大学体育研究所紀要』第18号、2004年

(NPO) バディ冒険団

http://www.sports-buddy.jp

くりこま高原自然学校

http://www1.neweb.ne.jp/wa/kurikoma/

(NPO) 白石蔵王スキー場不忘アザレア

http://www.nposki.com/green/index.htm

(もりかわ さだお、日本体育大学社会体育学科 教授) 特集:非営利・協同と文化

非営利・協同と文化・労働を担う人間の発達

池上 惇

Ⅰ 「新しい地域文化」をつくる福祉労働

青木圭介教授は、平成11年版『厚生白書(社会保障と国民生活)』を手がかりに、次の様な指摘をされている。「興味深かったのは、社会保障部門の雇用創出効果を強調するとともに、産業連関表による福祉部門の「投資効果」や「経済波及効果」が、建設部門よりも大きな効果を生み出すことを力説していることであった。」

「さらに『白書』は、福祉による町おこしの優れた経験として、山形県最上町の例を挙げ、医療や福祉サービスの充実が経済効果だけでなく、新たな地域文化を生み出すと論じている。すなわち、「山形県最上町(人口約1万2,000人)では知的

障害者更生施設、特別養護老人ホーム、老人保健施設、在宅介護支援センター等の設置、運営や町立病院との連携など、保健・医療・福祉が連携したシステムづくりに取り組んできている。その結果、雇用の確保(約300人分、町内の就業者6,130人の約5%)、所得の増加(職員の給与及び施設等で用いる消耗品等の購入による町内業者の所得増)、社会的入院の解消による医療費の軽減といった経済効果があらわれてきている。特に所得の増加は約17億円であり、これは町内の米の生産額約25億円のおよそ6割を超える。さらに、町外からの視察等の増加による観光客(宿泊客)の増加、これまで卒業後はまちを離れていた地元の高等学校の卒業生が町に定着しはじめたこと等の効果もあらわれている」(平成11年版厚生白書、P94)。

表 山形県最上町における福祉によるまちづくりの経済効果

	医療・保健・福祉関係施設の就業者	
	(町職員を含む)	295人
雇用の確保	(町職員を除く)	(227人)
作が、	注1)参考	
	就業者数	6,130人
	町職員数	230人
	医療・保健・福祉関係施設で支払われる給与	
奴(文法) 田	(町職員を含む)	1,443
経済効果 (百万円)	(町職員を除く)	782
	地元で消費される経費	274
	合 計	1,717
	国庫補助金	557
	負担金、使用料及び報酬額	794
主な財源 (百万円)	(使用料等)	(352)
	一般財源 (町費)	357
	(地方交付税による財源措置)	(70)
	(町の負担)	(287)
	合 計	1,708

(資料) 平成11年版厚生白書による。

さらに白書はいう。「上記の効果は地域生産額 の増加、雇用効果等をもたらすだけではなく、地 元自治体への税収の増加、財政状況の好転、支払 われる社会保険料の増加をももたらす。社会保障 の経済効果によって社会保障等を財政的に支える 基盤が強くなる効果も期待できる。このように、 ある地域で社会保障関連サービス等を充実させる ことは、その地域の活力を失わせず、むしろ地域 経済の安定や活性化に貢献するといえる。さらに、 医療や福祉サービスの充実は経済効果ばかりでは なく、地域住民の生活に安心感をもたらすことを 通じて、住民活動が生き生きとしたものとなり、 新たな地域文化を生み出す基礎となる可能性があ る」(平成11年版厚生白書、P95)。

地域文化を観光客の増加や、見学・調査団の来 訪に焦点を合わせる視点を福祉活動の創造性と、 その社会的な、高い評価の現れとして理解するこ とにしよう。ここでは、福祉を何らかの問題点へ の対策と見る従来の日本的福祉観は修正される。

同時に、青木教授が指摘される様に、日本型の 福祉サービス供給システムは、欧米とは、大きな 偏差があることも事実であろう。教授は指摘され る。

「地域における人材の配置という問題を考えてみ よう。次表は、人口規模や高齢者人口比率の似通 ったイングランド中部のコベントリー市と東京都 中野区の社会福祉サービス・スタッフの比較を試 みた貴重な調査である(田端光美「社会福祉サー ビスの比較 | 阿部志郎・井岡勉編『社会福祉の国 際比較』有斐閣、2000年)。筆者(田端)も注意 深く念を押しているように、この数値だけで実際 のサービスの水準を比較できるかという問題は残 る。また、イギリスと日本では家族関係を含む生 活様式に違いがあることも考慮すべきであろう。 しかし、日本では福祉が進んでいると評価される 中野区もコベントリー市と比べると福祉スタッフ が非常に少ないということは明らかである。」

社会福祉サービス・スタッフ						
		フィールドワ	入所ケア	デイケア	ホームケア	事
	の割合	ーク・スタッ				

総人口	65歳以上 の割合	フィールドワーク・スタッ	入所ケア	デイケア	ホームケア	事務
		フ				
コベントリー市						
310,141人	13.1%	253人	666人	248人	761 d 人	148人
東京都中野区						
281,135人	11.8%	76 a 人	50c人		28人	146人
		(22) b			(142) e	

表 社会福祉サービス・スタッフの構成

- 注1) フィールドワーク・スタッフは主にソーシャルワーカーで構成されるが、最近は OT がそのメンバーになってい る場合もある。
- 注2) ホームケアは、日本のホームヘルプサービスが中心であるが、訪問看護婦もチームの中に編成されている場合も
- 注3)イギリスでは保育所に該当する施設がデイケアに含まれているが、概してあまり多くない。
- 注4) a:中野区における福祉事務所、老人福祉課、障害福祉課のケースワーカーと福祉指導職員。
 - b:非常勤職員のうち民間協力者。
 - c:公立公営施設のみで、この他に民間委託がある。
 - d:パートヘルパーが含まれている。
 - e: ()内の数字は、社会福祉協議会に設置された在宅福祉サービス協力員数である。
- (出所)田端光美「社会福祉サービスの比較」阿部・井岡編『社会福祉の国際比較』有斐閣、2000年)

また、福祉を担う人材の待遇をめぐって青木教 授は指摘される。

「図式的に描けば、高齢社会を迎えて福祉国家 が直接サービスを提供すると(地方政府を含む) 政府部門が拡大する。この場合、サービスの担い

手は主に女性であったから、公務員としての処遇 を受ける女性労働者が急速に増加し、社会全体の 賃金をはじめとする男女間の格差縮小を推進する 力のひとつとなった。……高齢者保健福祉10ヶ年 戦略(ゴールドプラン)がスタートする1990年3

月に31,049人であった全国のホームヘルパー数は、1997年3月に128,415人と4倍以上になった。この数だけをみれば福祉部門の雇用は拡大し、そのほとんどは女性が占めている。ところが、同じ期間に公務員ヘルパーは18,043人から12,371人に減少し、ホームヘルプの民間委託率は41.9%から90.4%になっている。さらに介護保険の導入とともに公務員ヘルパーは激減するとみられている」(河合克義「介護保険、社会福祉基礎構造改革と社会福祉協議会のゆくえ」『賃金と社会保障』1999年9月上旬号)。

「民間委託を推進してきた重要な要因のひとつは、賃金である。国民生活センターの調査によると、公務員ヘルパーでは51.8%が月収22万円以上となっているが、株式会社などの介護事業者で雇用されるヘルパーでは52.1%が月収10万円~22万円未満となっている。同じ調査の自由記入の回答から3つの記述を引用しておく。①「1ヶ月26日、

週40時間以上働き、深夜勤務が多い。明け休みが 十分取れないばかりか、給料が安い。月給16万円。 (株式会社)」。②「生き甲斐のある仕事と思うが、 休むと日当がなくなる。正職員として採用し賃金 等を改善しなければ継続は無理。1ヶ月26日勤務、 税込み16万円。26歳。(株式会社)」。③「夫と別 れ子供と親を抱え24時間巡回介護をし(1夜勤で 23~24軒回る。走行距離1夜で130キロ)、月26日 働き、がんばっているが16万円と収入が低く生活 できない。(在宅介護支援センター)」(国民生活 センター『ホームヘルプ活動実態調査』1998年)。 現時点では、若者も含めて福祉(職)ブームが起 こっているといわれるが、このような労働の実態 を放置していると、意欲や生き甲斐だけでは質の 高い専門性を身につけた労働力を惹きつけること は出来なくなるであろう。| 青木圭介『現代の労 働と福祉文化』桜井書店、2002年。160-161ペー $\mathcal{Y}^{1)}$

Ⅱ 現代のまちづくりと、福祉社会の再生

	65歳以上人口比率		7%から14%までの	2020年の65歳以上	社会保障給付費の対
	7 %	14%	所要年数	人口比率の推計(%)	GDP比(うち医療
					・年金を除く「福祉
					その他」)
日 本	1970年	1994年	24年	22.5	13.4
					(1.5)
アメリカ	1945年	2015年	70年	16.3	15.0
					(2.8)
イギリス	1930年	1975年	45年	18.2	21.1
					(7.1)
(旧西)ドイツ	1930年	1975年	45年	19.1	25.3
					(7.8)
フランス	1865年	1995年	130年	19.5	27.9
					(7.6)
スウェーデン	1890年	1975年	85年	20.2	38.5
					(16.8)

表 人口高齢化速度と将来推計等の比較

(資料) 厚生省高齢者介護対策本部事務局監修「新たな高齢者介護システムの確立について」その他による。 社会保障費の対 GDP 比は『平成11年版厚生白書』。日本は1996年、アメリカは1992年、その他は1993年。

青木教授は主張される。「これまでの日本の福祉は、福祉立法上の整備は進められてきたとはいえ、行財政面では国民生活上の困難を、これは所得不足・これは障害・これは要介護など一つ一つの機能に分割してそれぞれの金額や等級を判定し、

この限定された機能に対する措置を行うという人 格分断的性格や、家族を含む厳しい資産調査によって支給を制限するという家父長制的な構造を保 持してきた。したがって食事にもこと欠く人に食 事を保障することはできても、貧困な障害者が所 得保障とともに発達のための支援を要求する場合はこれを厳しく拒絶することが一般的であった。 日本において福祉は個々人の人格性を全体として尊重しwell-beingを実現するという福祉観が広まらず、まして福祉を文化と結び付けて考えるチャンスなどはなく、福祉の世話になったらあらゆる欲求を拘束されるから嫌だという福祉観が払拭できなかったのはこのためである。」

福祉と文化を結合する視点について、一番ヶ瀬康子教授によると「……一つは、限定された対象者に対する福祉から「誰でも、いつでも、どこでも必要なサービスを受けられる福祉」へという「社会福祉を、誰でも、いつでも、どこでもやられたらたまらない」と考えたこと。もう一つは、社会福祉士や介護福祉士の国家資格と試験制度が始まって、福祉教育のカリキュラムの画一化や詰め込み主義も出てきた。しかし「専門性」だけで福祉は担えないのであって、障害者、高齢者が自己実現していけるように知恵を働かせて「芸術的な工夫をすること」に意味があると考えたことである」(一番ヶ瀬康子『福祉文化へのアプローチ』ドメス出版、1997年)。

福祉労働と文化や芸術の労働を結合して発展させ、福祉サービスの質を高めると共に、福祉労働者にとっても、生きがいや自己実現に繋がる労働の発展方向を切り拓くこと、ここに、日本の福祉現場が提起する人間発達の基本的な課題がある。

Ⅲ 非営利・協同ネットワーク における労働の人間化と、 生活の芸術化

一現代経済社会の特徴と労働の発展方向をめぐって一

現代経済社会の基本的な特徴のひとつは、大量 生産大量消費・大量廃棄型の生産や消費のシステムが形骸化して解体しつつあることである。そして、地域社会から見ると、大規模企業などの撤退した跡に、地場の中小企業や、大企業が開発した専門的な研究や開発を担った専門家や、在宅で仕事をする短期就業者、若手や中高年の失業者など を組織し、ネットワーク化するNPOや、協同組合が急速に発展してきたことである。いわば、大規模な物的所有に代わって、小規模な物的所有と、いきがいや自己実現に関心をもち、高い専門性をめざす「開かれた知的所有」を担う人々が地域の仕事や生活を担い始めたのである。これらの新たなネットワークは、自治体や、地域の病院、福祉施設などと連携して、新たな労働現場を開拓しつつある。かれらは、生存への欲求と、生活の質を高めていきがいのある人生を実現したいという欲求を結合して、社会経済の激しい変動のなかで、不安と動揺を体験しつつ、人権や自由に高い関心を持ち、国際的な秩序や国内の秩序を自分の生存やいきがいと関連させて把握する習慣を確立しようとしている。

また、最近では、障害者の発達保障のシステムを考える場合に、芸術労働による人間の発達や障害の克服の方向が注目されはじめている。ここでは、労働が人間の喜びとして受け止められる根拠として、

- ① 一つには、自分の生きる希望やいきがい として労働が位置づけうるような、自発的 な動機に支えられていること、
- ② 二つには、自分の労働の成果が社会の 人々に受け入れられ社会の中での自分の存 在感が確かめられること、ではないか、と 考えられる。

芸術に関心をもつ障害者にとって、芸術労働へ の集中は、人間の個性的・自発的な意志にもとづ く欲求、自己実現の欲求を顕在化させ、生きる意 欲や労働の持続力を高めてゆく。かつて、ウイリ アム・モリスは「労働の成果には、必ず、かたち がある。そのかたちには、労働した人々の希望や 絶望や喜びや悲しみが込められており、そのかた ちが芸術的であればあるほど、人々の共感を呼び、 人々に記憶される | という意味の指摘を行ってい るが、現代の障害者の芸術労働は、まさに、この ような意味で、芸術作品を創造するという手仕事 を通じて、人間の歴史に新しい息吹を吹き込んで ゆく。例えば、作業所で障害者が足指を使って表 現した文字は、障害と闘いながら、一日、一日を かけがえのないものとして、芸術作品の創造を担 い、かけがえのない崇高な雰囲気を持つ。人間の

感性・眼・手の能力を芸術・創造が発達させる。² モリスが活躍した時代は、19世紀後半で、イギリスで産業革命が進展し、労働問題や社会問題が頻発して、社会は騒然とし、ロバート・オーエンの協同組合運動や、カール・マルクスの国際的な規模での労働運動が展開されていた時代であった。機械と大工業が進展すれば、労働する人々は、絶えず、機械と競争させられ、失業の危険に直面しながら、転々と移動しつつ働くこと、女性や子どもが、低賃金労働に参入させられ、十数時間にも及ぶ厳しい労働が支配的であった時代でもある。当時は工業が発展すれば人間は一つの熟練などにこだわってはいられない。まさに機械の命ずるままに単純労働を次から次と変え、教育や学習や休息のゆとりすらなかった。

モリスは、自分自身も積極的に労働運動に参加 するとともに、労働のありかたを根本的に変革す るために、「労働の人間化」を提唱し、しかも、 人間的な労働のありかたを自分の工房で、実践し て、その成果を世間に問う活動を展開している。 彼によれば、労働の人間化の基本は労働時間の短 縮によって、労働者が自分で自分の生活を制御し、 自分のペースで、急かされることなく、自分の生 命力を発揮しうる労働を見出して、その成果で、 芸術性を創造することであった。当時の工場法確 立の動きは、労働時間の短縮とあわせて、工場に おける衛生状態の改善や、教育条項によって、少 年少女にたいする教育を雇用の前提とし、さらに、 女性の深夜労働を禁止する方向を持っていた。モ リスは、資本主義における機械の応用が人間にと っての生存競争を激化させる手段として用いられ てきたことを根底から批判し、機械の役割は、人 間にとって、衛生上、困難な労働を担い、あるい は、危険で、人間がすべきでない仕事を代行する 手段であるべきだと主張していた。そして、人間 の労働は、人々の協力やサポートのもとで創造や 工夫や造る喜びをになうものであって、あたかも、 芸術作品を創造する労働のように、自己の個性、 自分の人生の喜びや、悲しみや、苦しみが凝縮さ れているものだと、考えたのである。

このような労働を、芸術労働と呼ぶとすれば、 人間のあらゆる労働は、何らかの意味での芸術労 働と言える。例えば、電器製品を製造するにも、 優れた機能と並んで、芸術的なデザインが求められ、住宅を建築するにも、優れた芸術性が要求され、また、まちづくりや、地域づくりの設計においても、芸術性が求められる。そして、これらのすべての労働の生産物の芸術性は、消費者によって、評価され、選択され、享受されてこそ、生産者だけでなくて、消費者にも、喜びをもたらすことになる。芸術性の高い街の中で生活し、芸術性の高い住宅で暮らし、芸術性の高い日用品のなかで、これらの消費や享受を生きがいとして生活し、職場では、消費者の欲求に応えうる高い芸術性のある財やサービスを生産し、そのための芸術性のある財やサービスを生産し、そのための芸術性のある財やサービスを生産し、そのための芸術性のある財やサービスを生産し、そのための芸術性のある財やサービスを生産し、そのための芸術性のある財やサービスを生産し、そのための芸術性のある財やサービスを生産し、そのための芸術性のある財やサービスを生産し、そのための芸術性のある財やサービスを生産し、そのための芸術性のある財やサービスを生産し、そのための芸術性のある財やサービスを生産し、労働の未来であった。

では、資本主義社会で、このような未来を展望 しながら労働を組織しようとすれば、どうすれば よいか。モリスは、多くの人々が生産協同組合や 非営利的な組織を協同で作り上げ、従来の社会が つくりだしてきた手仕事や熟練の価値を再評価し、 生産者と消費者の密接なコミュニケーションを通 じて、あらゆる生活用品や、住宅や、町並みのな かに、芸術性と機能性の高い作品を導入するよう 提案している。モリス自身も「モリス商会」を起 こしてデザイン工房を中心とし、民衆の生活の中 に高い芸術性をもった壁紙、家具、調度品、公共 建築物などを積極的に導入しようとした。彼自身 は労働する現場の人間であり、優れた職人である と同時に、企画や設計、指導、生産の組織、販売、 財務、出資、資金調達などを総括している。彼は、 一面では、知的な要素を担い、「世界に開かれた 知識を探求する」知的労働者であり、他面では、 物的な小財産を活用する企業者であり、協同的な 事業の経営者・教育者として、合理的な経済人の 側面をも併せ持つ多面的な労働を担っている。

Ⅳ 協同労働と職人労働

協同の労働、あるいは芸術労働においては手仕事なしには成立しえない。機械だけで福祉をやれといっても無理であり、コミュニケーションと現実のスキンシップと、絶えざる人間の高度な熟練に支えられた介護なくして、人間が発達したり、

生命力を回復し、発展させたりするようなことが 実現できるはずはない。この意味では、人間のい ろいろな機能が回復したり、ものを考えたり、そ のことによって多くの人々とコミュニケーション をおこなったりできる世界を障害者運動が拓り開 いてきたと言えよう。

創造活動の分析を試みた、R. E. ケイヴズは、 創造的労働者は、クラフト型の職人労働を特徴と する、と指摘する。職人労働の特徴は、彼らが自 分の生産物の行方を気にかけている。

彼によると、経済学者は、通常の場合、ある仕事のために雇われた労働者は、彼らが送り出した生産物の行方や姿かたちを気にかけない、と仮定してきた。労働者は、賃金や労働条件、そして、彼らがいかに多くの努力をしたかを気にする。彼によれば、「熟練した職人は、しばしば彼らの仕事の質や、彼らがつくりだした財に誇りをもつ。しかし、経済学者は、めったにこの関心を生産の組織に影響があると認めない。けれども、創造的な活動において、創造者(画家、役者、作家)は創造的な表現をきわめて重視する。」その成果は、消費者が最終的に成果を享受するところにまで、職人としての芸術家の関心を持続させる。(R.E. Caves, Creative Industry, Contracts between Arts and Commerce, 2000. H.U.P., p.3)

ここでは、生産者である職人と享受者である消費者とのコミュニケーションが、創造性をめぐって、持続的に展開される。そして、この過程が、労働の人間化と、生活の芸術化を結合するのである。

例えば、現代では、人々が支えあう広い意味でのデザインや手仕事を基礎とした仕事おこしの重要性が、ますます、高まり、この分野を担う協同労働の重要性が高まっている。他方、不況や失業や高齢化の進むなかで、生存と発達の権利を保障する制度の一環として、協同労働の組織を位置づけるという課題も切実に提起されている。

協同労働は、労働の未来という視点から評価すると、現代における生活の質の高さへの欲求に応えて、労働を人間的にし、生きがいのある労働を作り出し、創造的で、職人的な労働によって、生産者と消費者のコミュニケーションを創り出す。そして、参加する人、一人一人の人生の進路を切

り拓く事ができるであろう。同時に、それは現代 の社会の置かれている状況から見ると、人間の生 存と発達を保障する制度の一環として、不可欠な ものであるという位置づけが当然のこととされる。

そのなかで、協同組合法制が、小さな物的所有 や出資金と「個々人の開かれた知的所有」を基礎 に、協同して仕事を起こす権利をルール化する課 題に直面している。

かかる権利を現代社会において保障しようとすれば、その最適の組織形態は、社会の必要に応じて非営利の仕事を起こす権利の保障である。一人一人が自らの生きがいのある労働と、生きがいのある生活を選択するという権利の一環として確立せられるべきものであろう。かかる権利は、放置すれば市場で淘汰されかねない手仕事関連の事業で、公共性の高い事業を制度的に保護し、行政との密接な協力関係の下に、非営利組織として発展させ、低い税率と寄付金には免税が与えられ、社会全体にサービスが普及する度合いに応じて、公的な助成が与えられるべきである。

今日の労働の未来という視点から協同労働の問題を考えると、一つは人間の生活の中に芸術性と機能性を持ち込み、その中で手仕事労働の持っている価値を改めて見直し、その労働が人間を発達させるという契機について考察する必要が出てきている。さらに、協同労働を今日の人権体系の中に位置づけて、生存と発達の権利を焦眉の問題として位置づけるという課題も切実である。協同労働の研究は、きわめて価値の高いものであり、今後の日本社会の動向を決するような大きなテーマてあろう。

- 注1) 青木教授のこの著書は、現在日本の福祉労働 を分析した、画期的な労作である。
- 注2) 労働と生活を芸術と関連づけたW・モリスの 労作は、内藤史朗訳『民衆のための芸術教育』 明治図書、1971年初版、10~16ページ、89~113 ページを参照。生産の成果と、かたちについて は、小野二郎『ウイリアム・モリス研究』小野 二郎著作集1、晶文社、1986年、135ページを参 照。

(いけがみ じゅん、京都橘女子大学教授・京都 大学名誉教授) 特集:非営利・協同と文化

協同社会の追究と家族の脱構築

佐藤 和夫

I 家族経営協定をめぐる攻防

1999年の男女共同参画基本法の成立以来、全国の自治体では、その流れを促進するための条例の制定が大きく進んだ。千葉県でも、堂本知事が登場し、保守的な地盤のなかではあったが、その機運を一気に進めようと共同参画促進条例を作成しようとした。ところが、それまで、比較的スムーズに進んできた策定の運動が、ここで大きな抵抗を受けることになった。千葉県自民党を中心とする反対勢力が激しく反対して、全国的な話題となったが、結果的に、この条例は廃案となり、千葉県は、2004年夏現在、全国の都道府県でただ一つこの促進条例のない県となっている。

その際、自民党を中心とする反対グループが県の提出した条例案に対して抵抗した項目は、大きく分けて4点ある。男女を性別にかかわりなく、個人の能力や適正に応じて教育を進めることに反対して、「男らしさ」や「女らしさ」を強調する主張や、「性および子どもを産み育てることに関して自分の意志で決定できるように」性教育を充実させることに反対し、性教育などすれば女子高生が援助交際に走るなどといった議論をして抵抗したことは、堂本県知事も正面から抵抗して議論したこともあって、よく知られているだろう。

しかし、その他にもう2点の反対があったのだが、それは堂本知事をはじめとする県側が妥協をはかって受け入れたために、あまり、大きなニュースとして伝えられなかった。その一つが、家族経営協定というものに係わる条項であった。この家族経営協定というのは、日本の農業の将来性に

大きなかげりの出ているなか、農水省などの積極的なバックアップもあって、1996年頃から全国的に取り組まれている運動である。2004年3月末現在で28,734戸の農家でこの協定が結ばれているという。したがって、男女共同参画基本法の制定される以前から取り組まれている運動なのだが、千葉県の保守的なグループがこの制定を強く反対したのには、深い理由がある。戦後日本社会が作り上げてきた国家主義的な人間生活の支配と貧困化を支えてきた家族の基本形態を根本から作り替える可能性を秘めているからである。

このような協定が推進されてきた大きな理由には、日本の農村が根深い保守的な風土を維持してきており、それが農業の存立をも危うくしているという現状がある。日本の農業は、戦後高度経済成長にともない、農村に働く男性の多くが都市に出たりしてサラリーを得られる仕事に向かっていったこともあって、結果的に、農業労働において、実質的な役割の半分以上を担っていったのは女性たちであった。農村の女性たちの労働は、家事や育児といった連続した毎日の生活の営みに加えて、農作業をするのが当たり前であった。実際には、女性たちの労働の貢献が対等以上の働きであったとしても、報酬は本来対等な貢献をしているはずの夫からいただくという奇妙な関係がごく当たり前のように存在していた。

千葉県自民党を始めとする保守勢力が、この条例案に強く反対したのは、この家族経営協定が、これまで私的とされてきた空間に対して「協定」という形で具体的な契約関係を明らかにしたからである。この協定においては、農村で行われている人間関係や生活形態を全体として具体的に見直

し、夫婦だけでなく、家族構成員が対等・平等な 存在として生活していることを文書にした形で相 互に確認されている。具体的にはどのようなもの かといえば、家族としてどういう協力形態がいい かを述べた上で、農業労働の分担(作業と収入、 支出などの全て)を始め、家事育児、近所づきあ い、さらには、個人の生活時間の保障に至るまで 具体的に決めており、休み時間や休日の決定など、 家庭の事情に即した項目が協定として結ばれてい る。私が実際に見たものとしては、長野県伊那市 の家庭での協定があり、そこでは、まず最初に家 族構成員全員の名前を記載し、農業経営の規模を 明らかにした上で、以下、目標、経営分担、収益 分配、記帳、修業条件、社会生活、健康管理、経 営移譲、介護、家庭生活、その他の11項目にわた っている。たとえば、10条の家庭生活については、 「円満な家庭生活を送るため次の事柄を守る」と して、8項目にわたる取り決めが書かれている。 ①では「義理付き合いは当分の間親夫婦が行う。 息子夫婦はそれぞれの立場で行うこととする。」 としたり、「⑤家族でなるべく会話の機会を作り 秘密事は作らない」とか、「⑦お互いのプライベ ートの付き合い(交流、交際)を尊重する」とい った具合である。こうした文書を夫婦、子どもた ち夫婦の4名の署名捺印の上で、立会人の署名捺 印までつけて結ぶというわけである。この家族の 場合は、2001年から実施され、既に3回目の改訂 をしているという。生活条件の変化や具体的な必 要などによって、この協定を変えて、実態に即す るように努力するようにしている。きわめて重要 な点は、家族員が営む活動は、家事であれ、介護 であれ、農作業であれ、いずれも人間に等しく必 要な労働であることを確認しあっており、しかも、 そのような取り決めが家族の中だけに留まらず、 立会人のもとで署名捺印されていることである。 つまり、家父長による一方的な支配の場としての 家族ではなく、家族構成員が、外に拓かれた関係 を取りながら、互いに平等に人間として営む活動 を認め合っていることである。その上で、現金収 入とつながる有償労働と家事や育児などの無償労 働が同じ重みをもつ人間の営みであることが確認 されている。

Ⅱ 家族の危うい位置

このような協定が、これまで家事育児と農業労 働に縛られて激しい労働をしてきたのにそれがほ とんど評価されることもなかった女性たちに大い に歓迎され、深刻な嫁不足、後継者不足に悩む実 情のなかで急速に普及しつつあるのも理解がいく だろう。しかし、このような家族経営協定に強い 抵抗を示す男性たちが多いことも想像に難くない。 古代ローマ法の昔から、法律は、「市民」として の活動に関わるものであって、基本的には、個人 が他の個人に被害を与えたり、干渉しなければ、 法律は、その個人の私的な枠内に入らないものと いう考え方が貫かれてきた。その際に取り分けて 重要なことは、家族は、「市民」にとっての私的 な空間の代表的なものとみなされて、家族関係内 部の問題には介入してはならないものと考えられ てきたことだ。それは、「家族」のラテン語にあ たるファミリア(familia)というものが家長の所 有する奴隷を言い表したように、家族の伝統的な 形が平等な市民関係ではなくて、子どもの扶養関 係に代表されるように、ある種の依存と支配を前 提とするものがあるからであった。だから、古代 ギリシアの哲学者のアリストテレスは、『政治学』 のなかで、ポリスという公共空間では民主制があ るが、家族関係においては、独裁制が支配してい ると指摘したのであった。

しかし、このような家族の形態は、他方で、18世紀以降ヨーロッパを始めとして、急速に「愛の共同体」としての家族像によって、その本質的な姿が見えにくくなっていた。あたかも家族は、市民社会の「万人の万人に対する闘い」の厳しくすさんだ状態に対比して、暖かく個人を包んでくれる砦、あるいは避難所のように考えられてきた。日本社会の場合、高度経済成長とあたかも時を同じくするように、家族が心の安らぎの場、拠り所だという期待が急速に高まった。

今日の厳しい企業競争、業績主義、能力主義の 原理が浸透するなかで、家族だけが暖かい心の安 らぎの場であることへの期待は相変わらず根強い が、バブル崩壊後の日本社会の急速な構造変換は、 家族に対しても大きな影響を与えることになった。 性別役割分業を基本的な形とした戦後家族の形態 は、終身雇用制や年功序列制という雇用形態と深 く結びついて成立してきた。それは、一度就職し て真面目に働けば、後の人生について基本的には 保障するというシステムであり、勤続年数が長け れば、給与も右上がりに上がり、首切りの心配も ないので、妻も安心して結婚して、子育てや家事 の切り盛りに時間を注ぐことができるというもの であった。特に重要な点は、55年から73,4年まで 続いた高度経済成長によって、経済的にはかなり 安定した生活形態を保障されたという点である。 この相対的な安定が、生命の再生産と次世代育成 という課題を背負った家族という組織の人間関係 を、相対的にとはいえ安定させることができた。 親は、戦後の荒廃と貧困の状態から一日も早く豊 かな生活を勝ち取ろうと一生懸命働き、高度経済 成長がその努力に報いるかのように給与水準を引 き上げてきた。したがって、子どもの教育にあた っても、そのような社会に適応できるようにと、 受験競争に血道を上げるように励ましたとしても、 そのことが子どもにも説得力を持ったものとして 存在した。

しかし、89年のソ連東欧社会主義体制の崩壊以後、世界は急速にアメリカ主導のグローバル化の道をたどり、あっという間にこれまでの戦後日本社会が作り上げてきた慣行を破壊することになった。終身雇用制は、日経連が95年に宣言して以降、10年を待たずして崩壊し、その衝撃は社会に強い動揺を与えている。もはや真面目に努力して社会に従いさえすれば人々の将来を約束してくれるものとはならず、社会制度のさまざまな不合理にもかかわらず、諸個人がそれを我慢して労働したり、家族を作ったりすることを可能にしてきた客観的基盤が崩壊しているといっても過言ではない。

Ⅲ 若い世代の闇としての家族

80年代末頃から新聞の社会面を暗くするような事件の頻発に、若い世代の陰惨な暴力の続発がある。その特徴とも言えるもので特に注目に値するのは、97年の酒鬼薔薇少年による児童連続殺傷事件に代表されるように、親が自分の側では家族内部の人間関係に格別問題を感じられないために、

子どもたちが犯す犯罪が理解を絶するものであるということだ。つまり、その犯罪を犯した子どもたちの親は、世間的に特に非難されるような育て方をしたわけでも、子どもを虐待したわけでもないという気持を拭い得ないのだ。それは、自分の周囲の大半の家族形態とは特に異なった育て方をしてるわけでもないし、経済的な困難が家族生活を逼迫させているわけでもなかったからだ。

ところが、ここに興味深い事実がある。東京の 海城中学校と高校の教員である目良誠二郎は、 2000年の6月に中学三年生と高校二、三年生の生 活と意識の実態調査を行って、子どもたちの心の 内側を知って強いショックを受けたことを述べて いる。それによれば、四人に一人が「人間として 深く理解し、親しみ、共感できる相手が一人もい ない」と答えたのだという。その上、自己嫌悪に さいなまれながら将来に希望を持てず、七割が身 近な人に激しい憎悪と嫌悪を感じ、二人に一人は 身近な人を殺したいと思ったことがあるのだとい う(目良誠二郎「オルタナティブと「和解」の歴 史学・歴史教育を求めて」、『朝鮮史研究会論文 集』40号、2002年10月号、23~24頁)。私の学生 との話し合いでもこの数値が異常だとは思われな い。かなり現実に近いかと思う。神戸の児童連続 殺傷事件が起きたときにも、私の教えている千葉 大学の学生に聞いてみると、いつも、20ないし30% の学生が、酒鬼薔薇少年の気持ちを理解できると いう。

重要な点は、彼ら、彼女らが親近者に対して安 定した親密な感情をもはや持てない状況にあると いうことである。どうしてこうなったのかを考え る際に最も重要な点は、戦後家族の形態が日本の 高度経済成長の仕組みと深く結びついて成立して いたということがある。

日本の戦後高度経済成長の過程を通じて、家族は都市サラリーマンの核家族的ライフスタイルを 規範的なスタイルとするようになり、多くの家族 にとっては、家族は、もはや、ご飯を炊くための 薪割りや野菜の栽培や収穫といった生きるために 不可欠な共同の家事や農業労働、あるいは、子育 てや高齢者、病人の介護ということを協力しなが ら共に支え合って生きていく組織という性格を次 第に失い、そのかわりに、そうした活動の大半の 部分を父親が終日、会社で働いて得てきた賃金に 依存して、家族は貨幣収入を共同で消費する組織 に成り下がってしまった。子育てさえも、そのよ うな収入を得られるようにと育て上げ、いわば先 行投資するというような営みとなった。そこでは、 家族を維持するための家事労働や育児などの大半 の作業は、「専業主婦」と名付けられた母親の「仕 事」となり、子どもたちに事実上、無言のうちに 期待される役割は、日本が世界の「経済大国」を 維持し発展させるための有能な戦士として生き抜 くことにすぎない。つまり、子どもが個人あるい は家族の成員として、自らの可能性を広げ豊かに していくことなど、実のところどうでもよいこと なのであり、パロディ的に言えば、他の生活能力 など全て失ってもよいから、「一流大学」に入学 しそこで日本の最新の科学技術を発展させる有能 な存在になるか、日本経済の有効な発展のために 寄与できるようになることのみが意味ある存在で あるかのようにさせられている。生きる意味が、 まるでそのような戦士として勝利できるかどうか に還元されてしまうのである。

そのような競争原理に単純化された人間観のな かに長期にわたって自己肯定感を持ちつづけられ る人間など、ごく少数に他ならないから、そのよ うなコースに乗れそうになくなった大半の子ども たちにとっては、生きていること自体が無意味な こととして考えられるようになる。さまざまな青 少年犯罪事件を見ていると、残虐な殺人や暴力事 件を引き起こしているのは、能力主義に基づく競 争原理を受け入れて、そうした資本主義のシステ ムのヒエラルキーにのって成功しようとしたのに、 途中でつまずいてしまった子どもたちが多い(も ちろん、古典的な意味での深刻な家庭崩壊によっ て、子どもたちが深く傷つくことも相変わらず無 視できないが)。この少年たちは、受験勉強や進 学競争のために、当人の人間としてのさまざまな 他の活動を犠牲にして、もっぱら、受験的能力に よってのみ考えるように学校と保護者の双方から 教え込まれる。人間のアイデンティティーをもっ ぱら能力主義的な勝ち負けの原理で見るしかない ように思いこまされ、酒鬼薔薇少年をはじめとす る人々の文書のなかには、そうした能力を持たな い人間に対する侮蔑の言葉が頻発する。それは、

自分の多様な生活のありかたの喪失と深く結びついた危機の表現といってよい。

すでに述べたように、今日の社会の危機は、資本主義システムが、もはやこうした生活能力を奪われた画一的な能力主義の道を選ぶ次の世代の人々にそうした生き方で安心して生きていける保障を与えなくなったことである。人間の文字通りの「生きる力」、たとえば、仲間とのいろいりするり、野菜を作ったり、料理をしたり、衣服いり、野菜を作ったり、料理をしたり、本の学ばなければならない能力、自然と遊れているの学ばなければならない能力、自然と近れでいる。と奪われてしまい、生活とは、コンビニで出来したの貧困な弁当を食べ、残りの時間をコンピューターの世界で過ごすといった極限的に抽象化された貧困な営みであるかのようになっている。

V 生きる力と家族の脱構築

家族の最も根源的な力は、個々人の能力の有無や老若男女を違いを問わず、平等な共同によって人間の多様な営みを支え合うことによって生まれてくるものだといってよかろう。生きることとれを、いつでも予想外の危険や困難を生みだす。それを乗りこえて生きていく力を獲得するには、ハーバーマスなら「生活世界」と言ったであろうような「私的領域」が、人間の生活のなかで、単なるおりの空間ではない豊穣さを取り戻さなければない。実際、子育てや病人、高齢者の介護、あるいは、食事を作ったり、食うための野菜や魚のではない。食事を作ったり、食うための野菜や魚のではなくやろうとしたら、それらがどれほど労多く、それでいて、苦しみを課せられるにとどまらない、生きる充実を与えてくれることかが見えてこよう。

現代社会の危機とは、家族や地域において、一人一人がこうした生活を営むなかで必要とする共同の空間を奪われ、一人一人は全く孤立したままの状態で孤独な消費者として生き、生きることが企業社会や市場社会というシステムのなかでの歯車としてにすぎなくなっていることである。

「家族経営協定」の射程の広さは、じつは、これまで「私的」であるが故につまらない些細な空

間とされてきた家族生活の空間が、市場社会という男性的業績主義の原理に貫かれた領域の付属物としてでなく、本来の人間の豊穣な共同の営みの領域となる可能性を拓くからである。古代ギリシア以来、ヨーロッパで一貫してみられる都市型民主主義の基本は、家族という私的領域での独裁あるいは家父長的構造を、都市の民主主義の前提として認めることである。もちろん、生活という必要に支配された空間が、強制に迫られることなく、自由な空間となりうると安易に考えるのは幻想であろう。

しかし、構成員の平等な参加による生活空間の 協力こそは、人間の最も根源的な意味での自由と いってよい。たとえ、そこに生命を維持するため にやめるわけにいかない営みとしての労働という 要素が入っていたとしても、互いに他を抑圧せず、 協力しあって互いを認めながら語り合い、こなさ なければならない労働を協同で成し遂げることは、 庶民の最も重要な自由の経験である。それがたと えば、何十枚もの食器洗いであろうとも、逆に、 壮大なピラミッドの建築に協力する労働の営みで あろうとも、それが、平等の原理に貫かれる営み であるかぎり、そこには自由の空間が出現しうる。 自由の反対が、支配と抑圧であるとすれば、支配 と抑圧を含まない協同の空間の形成は、自由の実 現である。私たちの自由へのあこがれには、二つ の種類がある。一つは、生命としての宿命に拘束 されることなく、精神が人間的空間を享受できる ことである。この中には、飢えや貧困に脅迫され ることなく、人間が自分の希望するものを自由に 実現できることがあるし、人間と人間の交流やコ ミュニケーションが外的な制約によって制限され ないことである。そのためには、あまりに肉体労 働の苦痛に迫られて疲労し尽くすことなく、精神 がゆったりとして、祭りやスポーツ、芸術などを 楽しみ、人間関係をそれ自体で楽しむ時間が保障 されることが必要である。しかし、人類でそうし た生活を十分に保障されてきた人々などごく少し の人々でしかなかった。大半の庶民、とりわけ、 女性たちは、毎日の生活と生産に追われ、仕事の あとのホッとした短い安らぎの空間しか持たない かのように思われてきた。

けれども、もう一つの自由とは、家事や生産の

労働が誰かの一方的な指令と服従によって行われるのでなく、構成員の差別のない協同関係によって、この世に生きる困難を分かち合っていこうとすることによって生まれるものであろう。人は取り分の労働の営みが、みんな平等な話し合いと取り決めの上に行われ、その中で正当な役割を演じることができる場合には、協同することの喜びを感じそこに自由を感じる。家庭の妻であり、農業従事者である女性が、その果たしてきるり、農業従事者である女性が、その果たしてきた役割と労働の成果を正当に評価されたと感じる場合、その女性は、この労働の苦しみを家族という共同体に正当な貢献をしたことによって満足する。

高度経済成長期以降の農村における最大の不幸は、農村での生活が持っている本質的に多面的で平等主義的性格に代わって、貨幣収入・現金収入のための活動に優先順位を与え、それ以外の活動は、人間の営みとして取るに足りない活動、あるいは、たとえ重要だとしても、現金収入を得られる仕事に比して隷属的な活動だという考えが入っていたことだろう。その結果として生まれていったのは、戦前まで公然と肯定されていた家父長制に代わって、カネにならない活動に従事する女性たちの労働を無意識のうちに低く扱い、カネが支配するもとでの暗黙のうちの権威主義的秩序が家族の中を支配することであった。

こうした構造は農村において存在するだけでは ない。何よりも都市においてより一層顕著な形で 貫かれたのである。都市においては、家族は賃金 を得る父親の労働のためにあらゆることを優先す る組織となり、子どももその跡継ぎ的活動をする ために教育される。その結果、サラリーを得るた めに働く人間は、事実上、あらゆる家事(=無償 労働)から解放され、したがって、そうした労働 の多様な営みを失い、生活は彼らにとって、会社 での評価のある労働だけとなって、それ以外は、 極力、省力化される。子どもは、受験最優先であ って、その成功のためには家族として子どもに伝 えられてきた生活技術は、ほとんど伝達されなく なる。もはや、家事全体を自分の力でこなせる生 活能力を持った子どもはほとんどいなくなり、若 い次世代の青少年に存在するのは、食事のほとん どをコンビニ弁当や外食産業に頼り、一人では何 一つ生活を作っているという自信を持てない(=「生きる力」をほとんど確信できない)という不安感である。彼らに教え込まれるのは、受験競争の絶えざる不安であって、そこに勝つための苦痛に充ちた生活しかなく、それ以外の活動は何か些末であるかのような姿だ。それは、快適な楽な生活へのひたすらな追求はあっても、どこかに自分が消費するだけの無用な存在であるという不安感から解放されないのである。

家族経営協定は、私たち、日本人が戦後の社会のなかで自覚することなく失ってしまったエコロジー的な生活を復権させようとする射程を持つものである。会社や企業でする労働に人間の活動が抽象化されてしまって、家事や育児、地域の生活といった生きることの多様な営みが消失していたという恐るべき事態にたいして、再び、カネのために働くだけでなく、生きること自体を生活自身のなかに取り戻し、有償労働と無償労働、社会生のなかに取り戻し、有償労働と無償労働、社会生活と個人生活が共に人間として不可欠なものであることを確認する内包を持ったものである。

今日のグローバル化された世界のなかで、国家 誘導の強い流れのなかで、人々は、ひたすら、市 場競争の原理のなかで必死に生き残らなければな らないかのような幻想を持たされ、個々人は極限 までバラバラにされている。イラクの日本人人質 事件以降、NGOという非政府主義組織としての 活動がまるで政府の管理下で行われなければ、「自 己責任 | を取るべきだなどというとんでもない流 れが強まっており、すべての活動が上からの承認 に基づいて行われなければならないような風潮が ある。とりわけ、警戒しなければならないのは、 自民党が憲法改悪の軸の一つとして、憲法第24条 の男女平等の条項の見直しを公言していることで ある。それは、現在の工業優先、仕事優先のため には、それに対応する家族秩序が必要だという考 え方の表明である。

女性は、男性が仕事に専念できるように補助的な役割に徹する固定的な性別役割分業が必要だというのである。

しかし、現代の危機を突破する最も重要な出発 点は、このような国家主義的な流れとは全く反対 に、家族が、こうした国家主義的編成の底辺をな すのではなく、逆に下からの生活の再建と新しい 自由と平等の共同組織となることである。子ども たちが、冷酷な市場原理にもとづいた競争主義の 出撃基地となりさがってしまった家庭において、 どれほど傷ついて己の居場所を失ってしまってい ることか、また、大人たちの生活が単なるホテル 暮らしのような消費主義的な生活にどれほど生き ることの豊かな多様性を剥奪されていることか。 家族経営協定に象徴される下からの豊かで平等な 生活の可能性の追求は、下からの協同がどのよう なものでなければならないかを示唆している。そ れは、顔の見える範囲の人々が、平等主義的な原 理を尊重しながら、消費文化ではなく、生活を具 体的に協同して生きることの多様な様相を取り戻 すことである。生活が、市場原理に奪い取られて 消費のための組織になるかぎり、大半の子どもた ちは生きる喜びを奪われてしまう。地域と大人が 子どもたちに、上昇志向の世界に生きるのではな い姿を示さなければなるまい。野菜や米を作り、 家具や衣服を作ったり、食事が自由に用意できる ようになるといった何気ない日常の力を地域の仲 間と協力しあいながら獲得することが、どれほど 「生きる力」を与えてくれるものか、言いかえれ ば、どれほど生活が豊かで意味深いものかをどう しても教えなければ、子どもたちの根深い危機を 克服するすることはできない。そのためには、大 人たち自身が地域で市場原理に貫かれない生活を 復活させることなしには不可能である。

(さとうかずお、千葉大学教育学部教授)

特集:非営利・協同と文化

インタビュー・前望の経済と分配

一 当研究所では広範な分野で活動をする団体や組織に、非営利・協同の視点からお話を伺いたいと思っています。今号の特集が「非営利・協同と文化」ということで、非営利・協同組織と私どもが勝手に呼んでいる前進座さんにお話を伺いたいと存じます。

前進座創立の頃の苦労

大久保 前進座は、その目的に「本劇団はその収 入によって座員の生活を保証しつつ、広汎な民衆 の進歩的要求に適合する演劇の創造に努力する | とあるんですね。第一次世界大戦後の世界恐慌の 影響を諸に受けた当時の歌舞伎界の下級幹部や大 部屋俳優と、西欧の新しい演劇を目指す、革新的 な新劇人たちの想いがひとつになって結成された のですが、劇団としての特質は、月々数千円の人 件費を稼がなければならないということだけで、 それは個人的な興行師や幹部俳優の企業としての 性質を全く持っていないということです。現在108 人の座員がおりますが、いまの社会情勢下で、こ の目的にあるように興行収入を確保するというの は、本当に容易ではありません。創立当時は、32 名で始めたわけですが、32名と百名を越す現在と では大きく違います。一定の法人形態を持ってい る中小企業としましては、興行収入だけで生活を 保障するというのはますます困難になってきてい ます。8月に総会が開かれますが、劇団の存続と 発展のために必要な最低限の利益確保をどうする かを考えなくてはならない。そちらの副理事長の 坂根先生に、創立70周年をむかえるにあたって、 経営診断をお願いしたり、そもそも民主的経営と は何かというお話を聞かせていただくなど、大変 お世話になっております。



インタビューに応える大久保康雄代表取締役専務

前進座は創立が昭和6年(1931年)で、その6 年後の昭和12年にこの武蔵野市吉祥寺南町の土地 を購入し前進座演劇研究所を建設しました。でも、 市村座での旗揚げ公演は新聞なども華々しく取上 げられて、話題にはなったのですが、予想外の不 入りで、つぎの公演の仕込費も残せず、しばらく は、約束した分配が支払えない状況が続きました。 私どもでは、給料のことを「分配」と呼んでいま す。興行収入によって座員の生活を支えるわけで すから、分配というわけです。

一 今でもそう呼ぶのですか?

大久保 今でもそうです。ただし、現実的には株式会社形式をとっていますから、最低給与水準などのこともあり、給与とも言いますが、考え方は分配なのです。

株式についても、私どもでは座員が配分し合う「総有」という考え方をしています。先ほど申し上げた創立6年目の昭和12年に2千坪弱の土地を取得したとき、ようやく、この頃座の経営も軌道にのりはじめ、さらに日活やPCL(後の東宝)との提携による映画出演が続いたことで今までに

ない、当時の5万円という額の余剰金が生まれま した。

これをどう使うか。これまで苦しい生活に耐えてきたのだからみんなで分けようとか、一時の生活の潤いより、将来に役立つ、生きた使い道はないかとか、いろいろ話し合ったそうです。その結果、この先目的遂行のためには、まず、自前の稽古場が欲しかった。借りるとお金がかかりますからね。それと住む所です。

当時、複雑に担保が重なっていたこの土地を、法律顧問の布施辰治先生(自由法曹団)のお骨折りで坪15円だったのを12円50銭にしてもらって、2千坪弱を2万9千円くらいで購入し、同時に、資産管理のために「前進座住宅株式会社」を作り、共同住宅、いわば社宅を作ります。ここには食堂や売店、会議室や書庫もあり、劇団に良い芸術を創造する場を提供することを目的としました。これで人格なき社団である劇団前進座の「前進座演劇映画研究所」と、法人の両方の顔が出来たのです。

一 ヨーロッパでは非営利・協同的な運動がいろいろありますが、同じようにまずコミュニティを作ります。ロバート・オウエンという人が協同組合をつくりましたが、彼が構想したのは一日本ではユートピアンと呼ばれていますが一コミュニティの中に食堂もあるし工場もあるし、保育所もあるし、もちろん住宅もある。たいへん似ています。

前進座では株式の所有について「総有」という 言葉を考えられた。これは共同所有ということで すね。ヨーロッパには文化協同組合というのがありまして、前進座は日本での最初のそういったシステムなんだと思います。

大久保 そうですね。劇団としての前進座と、はっきり区別して会社をつくった理由は、劇団は芸術活動に専心すべきで、物質的な財産に左右されてはならないという考え方からです。株式も持ち株というか、正座員すべてが経営責任を持つ形になります。総会は全劇団員で年一回開かれる最きます。俳優さんなどは技術的なレベルの差がありますが、入座してから研究生、準座員を経て正座員となり、正式な劇団員となります。これが人格なき社団劇団前進座のとらえ方で、法人の立場から見ると、正座員は正社員ということになりますから、総有という考え方の上から同等に株主になるわけです。

―― 一株いくらとか、最大何株まで所有という 制限などはあるのでしょうか?

大久保 これはなかなかご理解していただきづらい点なのですが、表向きは、正座員すべてが、株主になり、持株数は勤続年限、労働の質量、社会的評価などを総合し、株主である座員の総意で配分することが合意されていました。また、名義書きかえは、株主総会の承認のない限りできないことになっていて、さらには、持ち株の多少にかかわらず、決議権は株主一人一票とするというものです。そして、やめるときに返還し、次の人に渡



していくというのです。

一 ヨーロッパではワーカーズコープ、労働者協同組合というスタイルがあります。生協などは消費者がすぐに入れるオープンなものですが、ワーカーズコープは労働の質がありますから、誰でもすぐに入れるわけではありません。一定期間、こちらで言う研究生のような準備期間があります。出資金、株式は個人で出して、それにわずかながら利子をつけていく。やめるときにすぐには返さず、5年くらいのスパンをおいて返還する形をよくとっています。あるいは辞めるときに返還しないでそのままおいて、顧問や協力社員のような形をとることもあります。

大久保 その後、昭和43年(1968年)に「株式会社前進座」をあらたに作ります。これは初代のメンバーから次の世代へ、創造面でも経営面でも、劇団運営をひき継いでいく次の世代を育成していかなければならない節目の時です。前進座住宅株式会社の方は資産管理が主でしたから、政府管営の各種社会保険を取得し、人件費の軽減と高齢齢であるためです。つまりの表しためです。本当の意味での専門職業演劇人の集団、本当の意味でのプロの劇団の確立を目指して、劇団とし会社とのが開代謝と社会保障の整備と、できる限り会社として得られるものはそれを運用するということであり近代的にということですね。

それと、もうひとつ座の創立者の一人であり、 当時の幹事長だった(河原崎)長十郎氏と前進座 とが袂をわかつという出来事がありました。資産 管理のための会社はあっても、劇団としては長十 郎氏の個人経営的な形態であったため、その家父 長的なやり方によって〝創立の初心〟が逸脱しか けた。これを正道にもどすために、今度は劇団を 法人化したといえると思います。

またこのころ前進座附属養成所を開設して、一般の人を募集して始めました。年限は1年だったり2年だったり、夜間制や昼だったりとその時によってちがいますが、次の世代の古典と現代を演

じられる、俳優や演出家を養成しはじめたのです。

パンと芸術

―― 研究所は現在第22期ですか?延べ人数はどのくらいでしょうか?

大久保 延べでは360人、現在の前進座俳優総数が67名で、うち34名が養成所出身者です。うちは 男の芝居が多いのですが、最近では女優志望の方が圧倒的に多いです。「前進座は男シング・チームといわれるほど男性演目が多いのに、何でうちに入りたいの?」と聞いてみると、近松などの演目を女優でやるからというんですね。近松などは演劇史に見ても本来は人形のために書かれたものですから、女形で演じるよりも、生の女優で演じる方が自然であるという考え方です。しかし芸としては女形さんの方が技術の積み重ねがありますから、女形の技術も取り入れないとだめですけど。そうした古典の演目をやれるからという理由が多いようですね。

先ほど現在の養成所出身の俳優が34名と申し上 げましたが、入座した数は90数名ですから、半数 以上の人が、座を離れていったことになります。

― やはり生活上の問題なのでしょうか?

大久保 それも大きいと思いますが、うちは給料制ですから、舞台に出演していない時は、営業はもちろん、事務もやりますから、そのあたりに矛盾を感じて辞めていく人も少なくないようです。

今のこの建物、「前進座劇場」建設は、創立50 周年のときの大事業でした。稽古場と住宅である 演劇映画研究所がだいぶ老朽化してきたこともあって、この際、劇場が欲しいという、創立者たち の最後の夢の実現とでも言えましょうか。終戦直 後、東京の劇場が焼けてしまい帝劇しか残ってな かったというような困難を経験していますから、 よその劇場を借りて上演することができなくなっ ても、自分たちの劇場を持っているということが、 どれだけ心強いことか、身をもって感じてたので しょう。

ただ劇場を維持するということはそう簡単では ありません。非営利とはいいましても、劇団の目 的や理念を存続させるための必要利益を得るため に四苦八苦しています。これは興行界全体の業種 不況といえるものです。とくに演劇興行というも のは、先行的に資金支出を必要としますから、資 金繰りが大変なのです。松竹の歌舞伎公演は歌舞 伎400年ということで、四大襲名興行を打出し、 東宝は宝塚公演など、比較的好調を維持している ように見えますが、余暇の過ごし方が多様化した 今、数多くの選択肢の中から、ひとつの公演を選 んで足を運んでいただくということはとても難し い状況にあると思います。商業演劇が多種多様な ジャンルで上演されてはいても、全体的な観客の 減少が背景にあるわけですから。限られたパイの 奪い合いという状況なのではないでしょうか。そ ういった中で、スポンサーをもたない独立劇団と しての我々が、どのような打開策を見出していく かが問題です。我々の目的や理念を含めて応援支 持くださるお客様のお力添えで何とか73年やって 来ましたが、お客様も高齢化されてきます。ここ の世代交代も何とかしないといけません。今後、 新しい鉱脈を見つけたところが、生き残ることが できる一。先ほどもおっしゃっていたように、今 の特に男性は、お芝居をごらんにならないでし £ ?

― すみません。この劇場を建てるときにカンパが回ってきた記憶はありますが、実際はなかなか (笑)。

大久保 21世紀という、新しい時代になって世の中は、ますます混沌とした難しい時代になってきています。前進座は創立以来、いつも苦労してますが、映画やテレビはどうしてもスポンサーの意向が入りますが、それなしで自分たちの信じる作品を観客に向って体当りで問いかけ、成功すれば食べていけるし、失敗すると苦しい。でもこの苦しみを力に変えて歩いてきた。という意味では、本当を言うと恵まれている、幸せな劇団であり、会社であると捉えるようにしようと、八月の総会ではみんなで再確認できればと思ってます。

全国主要劇場、全国巡演、 全国的テレビでの活躍

―― 主な収入源はなんですか?

大久保 これは興行収入、お芝居です。東京で言 えば国立劇場、初台の新国立劇場、この前進座劇 場、東京近郊では埼玉や神奈川の出前興行、これ でおよそ25%でしょうか。

それから大阪・京都・名古屋に営業所があります。大阪は数年前に松竹さんが中座を閉めたので、いまは国立文楽劇場でやっています。70周年のときは松竹座でやりました。京都はもう三十年近く、南座で一月にやっています。

名古屋は、創立20周年をすぎて上り調子だった 頃でしょうか、「芸どころの名古屋の大劇場で前 進座が上演できないのは残念だ ということで、 座員の家族を派遣して新歌舞伎座で興行するよう に準備することになって、「どうやったらお客さ んを集められるでしょうか」って、電通の宣伝部 長さんの自宅へ伺い、そこで中日新聞を最大に利 用するということを進めていただき、それからと いうもの15日間、中日新聞社に日参し応援してい ただくことが決り、新歌舞伎座の十日間は、大入 り満員の盛況だったそうです。このときに地元の 中日新聞さんとご縁が出来たのです。これをやり 抜いてきたところが前進座の家族のすごいところ です。そのご縁で、現在は中日劇場でやっていま す。大阪・京都・名古屋で合わせて24%でしょう か、目標はありますがなかなか到達しません。

あとは40%が全国巡演です。これは敗戦後、全国の青年に文化の窓を開けていくんだと始まりました。この時期10年くらいの間に日本全国をおそらく3回は回っています。行くこちらもお金がないし、迎えてくださる側もありませんから、宿舎も旅館ではなくて分宿のような形を取りました。地方巡演の今の演劇鑑賞組織へと発展していったのです。

―― 戦前も地方巡演をされていたのですか?

大久保 戦前は地方の商業劇場が中心でした。戦

後2年目、創立15周年の年から、「青年劇場運動」 と名づけて学校巡演を始めました。この青年劇場 運動に対して「戦後日本の演劇文化運動に貢献」 したとして1948年度の朝日文化賞をいただきまし た。いま、日本の地方都市が、どんどんミニ東京 のように一極集中されていく中で、その土地の風 土や、伝統をもっと大切に考えないといけないよ うに思います。

― 前進座というと映画やテレビにも出演されています。そちらは収入源としてはいかがですか?

大久保 これも、第二の創立期といいますか、創立40周年のころ、それまでの数年のあいだ途絶えていたテレビ・映画の出演を復活させ、外部の劇場にも積極的に出演して、どんどん交流を広げていきました。1970年NET(後のテレビ朝日)の「遠山の金さん捕物帳」に梅之助が主演したことで、テレビ出演が本格化していきます。これはその後4年間169話続いた大ヒットドラマです。こうした活動は座の知名度を高め、劇団経営の改善にも大きく寄与したといえます。

一 分配の際に、出演者に特別報酬を支払うのでしょうか?

大久保 マスコミ調整金というか、芸能報酬的な 手当てを付けていますが、原則的には全部ギャラ は座に収めてもらいます。普通、劇団が2割、本 人が8割というのですが、うちの場合は逆という かもっとひどいというか(笑)。ですから、この 面では非営利ですね。梅之助さんなどは、ほかの 劇団並にマスコミ出演報酬、芸能報酬があったら、 それこそ家の1軒や2軒を建てられたと思います よ。

― いまでも社宅、集団生活を取られているのですか?

大久保 50周年でこの劇場を作ったときに、それまでは一戸建てが多かったのを3階建て18戸の集合住宅、マンションにまとめました。それより以

前の建物も残っていますが、全部で28世帯分の住宅があります。この吉祥寺では信じられないくらいの安い家賃なのですが、最近ときどき空室がでるときがあるんです。

地方巡演では24時間拘束され、東京に帰ってからも職住接近では四六時中一緒だと若い人などは気分が変わらないんじゃないですかね。ほかに出て住んでいる人も多いですよ。お金の問題じゃないと。

労働者に定年はあるが 芸術家に定年はない

―― 先ほど社会保険のお話がでましたが、定年 はあるのですか?

大久保 あります。株式会社前進座を作った時に 導入しました。でも、会社定年65歳と決めたとき と、実際にご自分たちが定年を迎えるときとのギャップはかなりありましたね。創立60周年をむかえるにあたって、これまで「前進座住宅株式会社」 と「株式会社前進座」の二つの会社によって運営してきたのを「劇団前進座株式会社」に一本化しました。この時期あたりから実際に会社定年をむかえるという方が、でてくるということもあって、もう一度、何故定年制導入が必要かを、話し合う必要がありました。つまり、人格なき社団と法人の使い分けの問題が再浮上してきた訳です。会社定年イコール退団というところです。

― 会社に定年はあるけれど、役者に定年はないということですね。

大久保 その通りです。

― 定年になると、社宅などは出なければいけないのですか?でも、空家になっても困りますね。

大久保 そうなんです。住宅部門収益は事業収益 ではなく、あくまでも内部的収益なのですが、一 応、対外的決算書では住宅部門収入として計上さ れていますので一。それと、事務部門と俳優など 創造部門の給与には若干差があるのです。俳優は 出張手当、食事代といった給与以外の現金支給があるわけです。事務部門にはそれがなくて、給与に入っているので、創造部門からみれば「何で営業・事務部門の人はあれだけ年金をもらってるのに、自分たちは少ないのか?」となるわけです。しかし、すでに現金でもらっているわけだからしょうがないのですが、いざ、年金を受ける時になって、そういうリバウンドが起きて混乱しました。

― 私はその逆かと思いました。給与体系も総 会で決定するのですか?

大久保 うちは座員の給料は公開するということになっています。これは創立当時からの考え方で、 当時の歌舞界の因習や門閥制度からくる給与体系 に矛盾を感じていたからです。

―― 旧ユーゴでは自主管理企業の給料日の翌日にはディレクターがピストルで撃たれるというような事件が多発したといいます。自主管理で外向きは公開されているのですが、給料体系はまったく不透明で、10倍くらいの格差があったそうです。そこが透明というのはいいことですね。

大久保 腕はあるのに、何でこれだけ差があるのかってね。

-- これは若い人の励みになるでしょう。

大久保 ときどき、労基署から指導や勧告をうけることがあるのですが、最低賃金ってあるじゃないですか、これを守ろうとすると半年くらい経歴が違う人の分配が逆になっちゃうなんてこともあって、なかなか難しいです。創立当初は7倍ほどあった給与格差が、いまは次第に詰まっておよそ4倍です。

― 1対4ですか、いい数字ですね。日本の一般企業はもっと差があると思います。

先ほどの定年の件ですが、どのような解決法を お取りになりましたか?

大久保 これはひたすら話し合いました。実はち

ょうどそのとき、私がその対象となられる方たち と話し合う係だったんですね。私は創造部門の人 間ですから、その人たちとは今までご一緒にいろ いろ教わりながら舞台を創ってきた大先輩たちで す。50年近い人生を座と共に生きてこられた方た ちが、本音で語る、入座した動機やいろいろな出 来事に対しての見解は、すごく重いものを感じま した。それと、ひとつの劇団にいても、それぞれ に考え方が違うんだなと驚いたり。私としてはい きつくところは、1968年の総会で皆さんが一致し て決定したことなのですからとしか言えなかった ように思います。この劇団を存続発展させるため の定年制なんだということですね。皆さんも、そ の必要性は十分理解されているんですが、やはり ご自分が定年という現実に直面するとどうしても 引退するというような感じがするのでしょうね。 そうした俳優として自分はまだまだやっていける という想いと、年金だけでは生活していけないと いう不安もあったと思います。この問題は今後の 年金法の行方とあいまって研究していかなければ ならない課題だと思います。

―― 芸術家としての熱い思いと組織としてのやり取りとが、実際にやられている人たち、少し高齢の人たちには区分できなかったのでしょうね。

大久保 でも、こういう劇団というのはやっぱりめずらしいですよね。劇団員募集の際に「各種社会保険完備」と書いてある。ほとんどの劇団の俳優は当然ステージギャラ制、出来高払いですから。それ以外はアルバイトしても結構ですということですが、これはこれでなかなか大変です。うちにも、よその劇団の俳優さんが、大道具操作などの裏方として、仕事していますが、だんだんそれが本業になっていったりして一。そういうのを見ているとうちは本当にめぐまれていると感じるのですが、それを維持していく困難は並大抵のことではありません。昭和12年に取得したこの土地がなかったら大変でしたね。

--- 劇団員の平均年齢はいくつですか?

大久保 けっこう高いですよ。創造部門が39歳、

事務部門が45歳ですから全体では、42歳です。

―― 最後に、劇団の今後の発展のためのキーワードはどんなことをお考えですか?新しい観客層を発掘するとか、高齢者にもっと来てもらうようにするとか、演目を変えるとか。

大久保 いろいろ課題を抱えていますが、劇団代表の梅之助さんが言うところの、「立派な歴史を持つ若い劇団」としての責任と誇りを持ってこの劇団の、売り、は何かというところを明確にして、具体的な展望を持って、いまの困難な時期を存続させていることが大切だと思います。劇団を存続させていくための最低限の利益確保のために、でいればならない点を時間がかかっても、ていならければならない点を時間がかかっても、でいないに分析し、その原因の究明から入らなければならない点を時間がかかっても、でいならないと思っています。自己変革をするためには、一度自己を否定する勇気をもって徹底した自己分析し直すことが必要だと思うのです。

また、全国の皆さまから劇場建設募金として1億9千万円以上のご支援をいただき、住宅専用地域であるために、署名を集めて特別認可をいただいて建てることが出来たこの前進座劇場をもっと有効活用していくこと、ここの収益をいかにして増やすかは大きな課題です。

一 一般に貸し出しをするのですか?

大久保 していますが、今のご時世ですから、毎年踊りのおさらい会を開いていた子が2年に1回になり、3年に1回になりと減ってきています。また邦楽の生演奏だと人件費が大変なので、テープ演奏というおさらい会が増えています。

いまの時代、不況は底をついたといわれても、 実感がない。政治は憲法をかえてまで、自衛隊の イラク派兵を決めた。さらに、自殺する人が史上 最高だというニュースがありました。日本は世界 に冠たる長寿大国ですが、自殺が多いということ は、命の重みがなくなってきているのではないで しょうか。最近、思わず溜息がでるような事件が 本当にふえてます。このままだと、日本という国 はどうなってゆくのだろうと不安になります。日 本人がどんどん日本人らしくなくなってきている ような一。こうした時期にこそ、文化はとても大 切だと思います。とくに我われの携わっている演 劇は、劇場というひとつの空間の中で生で観客に メッセージを伝えることができるのです。その上、 映画やテレビと違って、スポンサーの制約にしば られない独立劇団ですから、我われがしっかりし ないと、その先に見えてくるのは、沈みゆく日本 の姿かもしれないのですから一。

今日はお忙しいところをどうもありがとう ございました。

(2004年7月26日取材)

(インタビュアー 事務局 石塚、竹野)

《前進座公演ご案内》

【東京公演】

船山馨―原作 ジェームス三木―脚本・演出 ――**お答勢**――

2004年10月2日·3日·13日~24日 前進座劇場 2004年10月5日~11日 新国立劇場中劇場

雪祭五人三番叟/ ひなっちゃん 一桶ロー葉日記―

2005年1月3日~10日 前進座劇場

【名古屋公演】

船山馨=原作 ジェームス三木=脚本・演出 ---お登勢---

2004年10月27日~29日 名古屋市民会館

【京都公演】



前進座京都初春公演 「**髪結新三ー梅雨小袖昔八丈**ー」 2005年1月3日~23日(予定)京都・南座

【大阪公演】

船山馨=原作 ジェームス三木=脚本・演出 ---**お答執**---

2005年2月21日~28日 大阪·国立文楽劇場

【全国公演】





三浦綾子原作「**銃口」** 2004年9月8日~10月30日 全国巡演

国際会計基準と協同組合の 出資金をめぐる最新動向

─ I A S 32号解釈指針案と農協法の改正─

堀越 芳昭

はじめに

2004年5月22日、「協同組合の資本問題と会計制度―資本と会計面から協同組合の本質をさぐる―」を共通論題として日本協同組合学会第23回春季研究大会シンポジウムが開催された。そこでは、座長解題・明田作「協同組合の資本問題と会計制度―協同組合の資本と会計面から協同組合の本質をさぐる―」、筆者による「協同組合『資本』の制度的諸問題―出資金の負債性と資本性を中心に―」とした。)、齋藤敦「国際会計基準の動向と協同組合への影響」、松崎良「企業会計基準と協同組合会計―主として農業協同組合法会計制度を中心に―」の各報告が直接に本稿の課題である「国際会計基準と協同組合の出資金」の問題を扱った。まさに時宜に適ったシンポジウムであった。

その後、農林中金総合研究所は『調査と情報』(第209号、2004年7月)において、筆者の論稿「協同組合出資金の特質―その負債性と資本性の検討―」、内田多喜生「協同組合資本を巡る議論について―国際会計基準IAS32号改訂における出資金の取り扱いと協同組合陣営の対応―」がこの問題を扱っている。内田論文は主として2003年12月17日の国際会計基準IAS32号改訂書を対象として検討を加えている。

本稿では、これらの諸論稿を踏まえ、国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)による、2004年6月30日公表の「D8 協同組合における組合員出資についての指針案」(以下「指針案D8」とする)、およびこれと関連した2004年6月18日公布のわが国農協法の改正といったその後の最新動向を検討していきたい。

国際会計基準の動向と「2005年 問題」

まず、国際会計基準をめぐる一般的動向についてみておきたい。

国際会計基準(International Accounting Standards, IAS)が求められるようになってきたのは、経済と企業のグローバル化の進展にともない、世界共通の会計基準が不可欠になってきたからであり、とりわけ、各国の証券市場において外国企業の上場が行われ、海外投資家も多くなり、企業の財務諸表が統一化される必要が生じてきたからである。この基準は国際会計基準委員会(IASC)が作成しており、ヨーロッパの欧州委員会は2005年までに欧州のすべての上場企業にこの国際会計基準に適用した連結財務諸表を採用することを義務付けた。

このような状況の下で、日本の会計基準が国際会計基準と同等であると認められない場合には、日本の会社をはじめとする証券発行者のEU域内での資金調達等の事業活動に支障をきたすとの指摘がなされてきた。

これが会計基準をめぐる「2005年問題」と言われ、日本は金融庁を中心に、企業会計基準委員会(2001年設立)、日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、東京証券取引所等の関係団体が、欧州委員会(EC)やEU各国等の関係者に対して、日本の会計基準を「国際会計基準と同等と認められる会計基準」として受け容れるように働きかけてきた。

その結果、日本の会計基準が「国際会計基準と同等と認められる会計基準」として受け容れられるかどうかは、EUにおいて更に具体的な検討が進められることが決定され、EU域外の会社については、2006年末まで、「本国基準」の使用が認

められることとなった。すなわち、国際会計基準の欧州における日本企業、および日本国内への適用については2007年になるという見通しであるという。

国際会計基準をめぐる問題点

しかし、この国際会計基準をめぐっては、次のようないくつかの問題を指摘することができる。

第1に、はたしてEUが日本の会計基準を「国際会計基準と同等と認められる会計基準」であると認定するかどうか。認定されなかった場合の問題である。

第2に、日本に上場している欧州の外国会社の財務諸表およびその開示をどのようにするか。現行の外国会社の財務諸表は当該の「本国基準」であることが認定されるようになっており、国際会計基準が義務付けられた欧州企業に対して2005年からはどのようにすべきか。日本上場の欧州企業(20カ国250社)の財務諸表と開示をどのようにすべきか、といった問題が生じている。

第3にこの国際会計基準は、上場企業を主要な対象にしているが、協同組合部門や、非営利組織や政府部門にも通用する基準とすることが追求されている(非上場企業や中小企業については、その適用は各国にゆだねる方向にある)。このことによってすべての部門で上場企業の基準が適用されるという問題、すなわち部門の特殊性や独自性は損なわれるのではないかという問題である。

第4に、国際会計基準の内容において主要な問題のひとつは、とくに上場企業において進められている各種の金融商品(償還期限付きの優先株式、ストック・オプション、各種の転換社債)などが「資本」であるのか「負債」であるのか、それとも「中間領域」のものか、という問題である。「資本とは何か」「負債とは何か」、これが改めて問われているのである。

そして第5に、こうした流れのなかで、協同組合の出資金は「資本」ではなく「負債」であると規定される動きにあることである。ここでいう協同組合とは、日本では農協、農林中金、生協、漁協、森林組合、信用金庫、信用組合、事業協同組合、全労済などの共済組合、そして労働金庫など

が含まれる。協同組合とはされていないが、中小 企業等協同組合法の企業組合も関係する。外国で は、さらに、協同組合銀行、クレジット・ユニオ ン、生産組合、各種サービス協同組合、労働者協 同組合、「社会的協同組合」等が加わる。なぜ協 同組合の出資金は「資本」ではなく「負債」と規 定されるのであろうか。そうなった場合、これら 協同組合の財務諸表において自己資本の割合は著 しく低下し、協同組合の運営に大きな支障をきた すことになり、それは各種の中小会社にも同様の 影響を与えることになるであろう。しかしこうし た動きに多少の変化も生じてきた。

協同組合に関わる国際会計基準 (ISA32号改訂書)

それでは、協同組合の出資金に関わる国際会計 基準について検討しよう。

IAS32号「金融商品: 開示と表示 | に関して、 2003年12月17日の国際会計基準 I A S 32号改訂書 が提出された。そこでは金融商品に関する基準の 必要性について、「金融商品は、ほとんどすべて の会社、特に金融機関の資産・負債の大部分を占 めている。また、金融商品は、金融市場の効率的 な運営においても中心的な役割を果たしてい る。| とし、「デリバティブを含む金融商品は、リ スク管理のための有用な手段となりうるが、それ 自身は非常にリスクの高いものともなりうる。近 年、デリバティブその他の金融商品に関連した多 くの「大失敗」があった。本基準書は、問題を隠 すことを認めずに、金融商品に対するエクスポー ジャーを開示し、その影響を、ほとんどの場合に は発生時に、会計処理することを企業に要求して いる。|と述べている。すなわち、金融商品の経 営上のみならず金融市場上の重要性と最近の企業 不祥事がこの基準を必要としたのである。したが ってこの基準は株式会社とりわけ上場企業を対象 としたものであり、それを基準としている。

そこでは、負債か資本かの区分について次のように規定している。

●金融商品は、現金その他の金融資産を引き渡す契約上の義務である場合には、負債である。負債の調達コストは費用とし

て会計処理される。

- ●金融商品は、負債のすべてを控除した後 の企業の資産に対する残余持分を証する ものである場合には、持分である。株式 に係る支払は、費用ではなく分配として 扱う。
- ●転換負債(保有者に現金での返済か株式 での返済かの選択権を与えているもの) は、負債部分と資本部分に分離される。 より具体的には、普通社債の割引発行と、 転換権に関する資本の部の貸方計上とに 分解される。

通常の負債のほか、負債には、投資信託 のユニットや一部の優先株式のような強 制償還株式が含まれる。それらは現金を 支払う義務を含んでいるからである。

すなわち、「現金その他の金融資産を引き渡す 契約上の義務」が「負債」とされ、「負債のすべ てを控除した後の企業の資産に対する残余持分」 を「資本」とする。このことから協同組合の出資 金は「払戻可能」であることから「負債」である とみなされたのである。

協同組合に関わる国際会計基準 の最新動向(指針案D8)

ところで協同組合の出資金に関して、協同組合 関係者との協議を踏まえ、2004年6月30日付で「D 8 協同組合の出資金に関する指針案」が提出さ れた。その要点として次のように述べられている。

- ■D8は、協同組合の組合員が出資の払戻しを請求できる契約上の権利は、それ自体では、組合員出資を金融負債に分類する理由にはならないとしている。むしろ、企業は、金融負債と資本のどちらに分類するかを決定する際に、当該金融商品のすべての契約条件を考慮しなければならない。
- ■D8では、払戻しを請求できる権利が組合員になかったならば資本に分類される組合員出資は、以下のいずれかの条件に該当する場合には資本とすることを提案している。

- ・企業が、組合員出資の払戻しを拒否で きる無条件の権利を有している。
- ・国内の法・規則または企業の定款等が、 組合員出資の払戻しを無条件に禁止し ている。
- ■D8では、払い戻し請求が可能で金融負債に分類される組合員出資は、協同組合の根拠規定や準拠法の払い戻し条項によって支払われる可能性がある最大額をもって測定すべきであると提案している。

ここでは、「協同組合の組合員が出資の払戻しを請求できる契約上の権利は、それ自体では、組合員出資を金融負債に分類する理由にはならない。」としながらも、「企業が、組合員出資の払戻しを拒否できる無条件の権利を有している。」場合以外、または「国内の法・規則または企業の定款等が、組合員出資の払戻しを無条件に禁止している。」場合以外は、「負債」であるとしている。すなわち、「払戻請求の契約」の有無ではなく、「払戻拒否」(組合)、または「払戻禁止」(法・定款)の有無が負債と資本の区分基準とされたのである。この点で先のIAS32号との違いを見ることができる。

このように指針案D8では協同組合の出資金について、組合員に「払戻可能」という権利があったとしても、組合がそれを拒否し法・定款が禁止している場合は、「資本」と見なすとしたのである。

しかし「払戻可能」と「払戻拒否」・「払戻禁止」とはどのようにして整合するのであろうか。 組合員にとっての権利が組合あるいは法・定款で 否定されるということは一体どういうことであろうか。

組合員の権利としての「払戻可能」は協同組合の出資金の特質であって、別稿で述べたように、加入脱退の自由の協同組合原則、組合員と出資金の一体性という協同組合出資金の存在的特質に由来するものであり、協同組合であるかぎり、この出資金の特質を否定することはできない。この「払戻可能」ということと「払戻拒否」・「払戻禁止」ということと整合性をもつにはどうすればよいのであろうか。その解決方法は、組合による「払戻」

ではなく、組合員が当該組合員以外に「譲渡」す ることであり、それが義務付けられているという ことである。その場合協同組合の出資金は金融商 品として市場化されていないのであるから、その 譲渡先は、現組合員あるいは新組合員か、組合以 外にはありえない。しかしながら組合への譲渡は、 「組合所有出資金」となり出資金自体は減少しな いとしても、事実上組合資産が流出することにな る。「組合所有出資金」は次善の方策としてはあ りえても、それ以上でも以下でもない。(なお、「組 合所有出資金 | に関しては上記の区分基準は適用 されないことがD8において明記されている。) 協同組合原則や協同組合出資金の特質から言えば、 組合員への譲渡が最善策であるといえよう。しか しそれが可能であるためには、組合員の組合に対 する信頼以外ないのである。

このように解釈するならば、国際会計基準は、協同組合の出資金については組合員の「払戻可能」という契約の権利の有無ではなく、したがって組合自体が「払戻」するのではなく、組合員あるいは組合といった「組合内譲渡」を義務付けることにより出資金の流出を防止することが「資本」の根拠とされるのである。すなわち出資金の流出防止が確保されていることが「資本」であることの重要な指標であると理解することができるのである。

ともあれ、先に見たIAS32号改定書では「現金その他の金融資産を引き渡す契約上の義務」が負債であると規定されたのであったが、この指針案D8では協同組合の適用に対して一定の修正を加えたものといえよう。その意味で協同組合の特質を考慮した基準ということができる。

農協法の改正

ところで日本では、「農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案」が2004年6月11日参議院を通過して、2004年6月18日法律107号として公布され、その施行は平成17年4月1日とされている。そのうち本稿に関連した改正箇所は以下の第21条と第54条である。

第21条 出資組合の組合員は、いつでも、そ の持分の全部の譲渡によって脱退す ることができる。この場合において、 その譲渡を受ける者がないときは、 組合員は出資組合に対し、定款の定 めるところにより、その持分を譲り 受けるべきことを、請求することが できる。

④第1項の規定により出資組合が組合 員の持分を譲り受ける場合には、第 14条の第1項及び第2項の規定は適 用しない。

第54条

- ②出資組合は、次に掲げる場合には、 前項の規定にかかわらず、当該組合 員の持分を取得することができる。
 - 1 第21条第1項の規定により、組合員の持分を譲り受けたとき
 - 2 全国の区域を地区とする農業協 同組合連合会がその会員たる農業 協同組合連合会と合併したとき
- ③出資組合が前項の規定により、組合 員の持分を取得したときは、速やか に、これを処分しなければならない。

この改正により、組合員の脱退には持分の | 譲渡」が前提となるが、譲渡先は組合の承認の下に組合員であることが要件となり(第14条)、それが不可能な場合、組合が譲渡先となることができる。すなわち、脱退の前提としての持分の譲渡が現組合員・新組合員に限定されていること(組合員への持分譲渡)、それが不可能な場合組合が持分を取得すること(「組合所有持分」)、組合が取得した持分は速やかに処分しなければならないことが規定されている。

この農協法の改正が、国際会計基準の指針案D8に合致したものかどうかの検証が求められる。すなわちこの改正が先のD8の「払戻拒否」・「払戻禁止」に相当するのかどうかである。この点から言えば、農協法改正の「組合員への持分譲渡」と「組合所有持分」は、当該組合員への組合による「持分払戻」ではないということはできよう。その意味でで、この農協法改正は国際会計基準の指針案に合致しているということができる。ただし実際上「組合員への持分譲渡」が可能かどうか、

また「組合所有持分」が速やかに処分できるかど うかは、組合員の組合への信頼が不可欠であるこ とを認識しておかなければならない。また次善の 方策としての「組合所有持分」が可能であるため には、組合資産の充実(積立金の充実)が前提と なることもまた事実である。

むすび

以上の検討から、協同組合の出資金は国際会計 基準(IAS32号)によって「負債」とみなされ たが、最新の解釈指針案D8によれば一定の条件 (払戻拒否・払戻禁止→出資金の流出防止)が確 保されていれば「資本」とみなすという方向に変 化してきているということができる。そしてまた 農協法の改正、すなわち「組合員への持分譲渡」 そして「組合所有持分」の措置は、その指針案D 8に合致したものであるとみなすことができる。

筆者は先のシンポジウムや『調査と情報』誌において、報告ないしは執筆時点の国際会計基準に基づいて、協同組合の特質に立脚しそれを生かす独自の「協同組合会計基準」の必要を主張したのであったが、以上のような指針案D8と農協法改正の動向から、もはや「協同組合会計基準」を必要とはしないのであろうか。

確かに先に見た最新の指針案には協同組合の独自性が反映されている。しかしそれが、協同組合の独自性に基づいた基準であるかどうか、それは疑問であると言わざるをえない。というのは指針案D8が、協同組合の出資金が負債に対する担保機能を有し、その意味で資本機能を発揮しており、さらに組合員が利用者であり、出資者と利用者が一致し、出資と利用が一体化しているという出資金の存在的特質に基づいた会計基準であるのかというと、必ずしもそうではないからである。国際会計基準のこうした解釈指針案への変化は、むしろ「出資金の払戻」重視から「出資金の流出防止」重視への変化に求められるからである。そうであ

るならば独自の「協同組合会計基準」の必要性は 依然として残されている。

ともあれこの指針案D8はまだ確定したわけではなく、その動向を追跡し続ける必要があると言えよう。

《参考文献資料》

- ・明田 作「協同組合の資本問題と会計制度―協 同組合の資本と会計面から協同組合の本質をさ ぐる―」日本協同組合学会第23回春季研究大会 要旨集、2004年5月22日
- ・堀越芳昭「協同組合『資本』の制度的諸問題」 同上所収。
- ・齋藤 敦「国際会計基準の動向と協同組合への 影響 | 同上所収。
- ・松崎 良「企業会計基準と協同組合会計―主と して農業協同組合法会計制度を中心に―」同上 所収。
- ・堀越芳昭「協同組合出資金の特質―その負債性 と資本性の検討―」農林中金総合研究所は『調 査と情報』(第209号、2004年7月)。
- ・内田多喜生「協同組合資本を巡る議論について 一国際会計基準 I A S32号改訂における出資金 の取り扱いと協同組合陣営の対応—」同上所収。
- ・金融庁ホームページ:<u>http://www.fsa.go.jp/no</u> に おける関連資料。
- ・(財)財務会計基準機構・企業会計基準委員会 ホームページ:<u>http://www.asb.or.jp/</u>における関 連資料。
- ・ I A S B ホームページ: http://www.iasb.org/ における関連資料。

(本稿作成に当たって、農協法改正に関する山岡 英也氏の情報提供に謝意を表したい。)

(ほりこし よしあき、山梨学院大学経営情報学 部教授)

フランスの社会的経済 の現状と事例

石塚 秀雄

はじめに

フランスは約76万の事業体と勤労者200万人の、 非営利・協同セクター(社会的経済・連帯経済と 呼んでいる)のネットワークがもっとも進んでい る国といえる。社会的経済という概念は、協同組 合、共済組合、アソシエーションなどの事業体を 包摂する言葉で、フランスで1980年代以降に再生 展開され、ヨーロッパ連合でも、民主主義的な経 済活動の担い手として、第三の経済セクターとし ての認知を受けている。第一セクターである公的 セクターや第二セクターの民間営利市場セクター に対して、いわば社会セクターとしての位置づけ を与えられている。とりわけ、フランスでは行政、 労働組合、伝統的社会的経済セクターと新しい社 会的経済・連帯経済の関係は、他国と比べると緊 密であり、現在の福祉国家における医療・社会サ ービスをはじめとした社会的問題の対応策として、 新しいモデルとなっており、日本においても、社 会保障、雇用問題、地域活性化の問題に関連して、 参考になるものがある。

1. フランスの社会的経済の 制度と諸団体

1.1. 政府の対応

フランスは、ヨーロッパ各国の中でも、非営利・協同セクターの育成を担当する省庁を設置している国である。フランス政府はこの分野を社会的経済・連帯経済・多元的経済という呼び方をしているが、そこにある基本的な考え方は人々の暮らしの質を高めるためには、経済活動への市民の民主的な参加が必要だという哲学である。民主主義という概念はこうした経済セクターの在り方の中心に据え置かれているのであって、一方、いわゆ

るアメリカ型の NPO は民主主義原則を必ずしも 掲げていないことと対照的である。

社会的経済・連帯経済は、新自由主義やグローバル化にもとづいた市場社会そのものの中に組み込まれることを避け、「市場とともにある」社会の新たな構築を目指すものである。そしていわゆる NPO 組織と違って、「収益・利潤」そのものを排除するものではなく、その主要目的として社会的貢献・社会連帯・倫理的要求の実現を掲げる事業活動を推進する事業体である。

しかし、行政がどうしてそのような社会的経済 セクターの育成を重視するようになったかといえ ば、それにはもちろん歴史的背景がある。こうし た社会的経済セクターを構築するうえでの経済政 策におけるいわゆる権力資源としての政治的イニ シャチブの重要性は、これまで日本ではあまり議 論されて来ていない。今後、この分野での議論の 発展が望まれる。フランスではフランス革命以来 の「自由・平等・連帯」の3原理の矛盾をはらみ ながらも、労働者の権利の拡大を重視する社会的 発展の伝統があり、社会的経済セクター作りの運 動が1970年代から活発化するための道具立てがあ った。1981年成立のミッテラン政権における政策 推進が大きな要素となった。その第一が、政府・ 地方自治体の促進政策であった。現在、社会的経 済・連帯経済セクターを促進するための行政機構 には次のようなものがある。

政府においては、現在、「雇用労働社会的統合省」が所管している。これは、旧社会事業省、続いて連帯経済省を改組したものである。この改組によって、組織的区割りよりも、より目標別の部門分けになった。部門としては、労働関係庁、若者職業挿入庁、社会的排除対策庁、住宅問題庁、平等機会庁が設置されている。さらに下部機関として12の局が設置されている。雇用分野には全国雇用局(ANPE)や雇用促進全国関係委員会

(CLCBE) が含まれている。地域医療社会サービス局や地域アソシエーション局なども含まれる。 関連省庁としては医療社会保障省、家族児童省がある。

また DIES (社会改革・社会的経済推進各省合同代表部)は、1981年に政令 (No.81-1125)に基づき設立され、社会的経済・連帯経済セクターの促進を進めた。1998年よりアソシエーションも対象にすべく政令が出された。アソシエーションは市民的社会的活動による公共性への独立的実現の手段であるとして、1999年には、DIES と経済省により、営利と非営利経済活動の概念区分によるアソシエーション活動の明確化を行った。これにより経営陣・理事への報酬支払いが承認された(2002年財政法改正)。

政府による社会的経済・連帯経済推進の目標は次のようなものである。

- 1. 社会的経済・連帯経済の分野別・地域別ネットワークの構築。
- 2. 連帯経済の国内における認知の拡大。
- 3. ヨーロッパ建設における社会的経済・連帯 経済の役割認知の拡大。
- 4. 国際連帯としての連帯経済の確認。
- 5. 社会連帯基金の実施。
- 6. コミュニティにおける社会サービスの主体 作り。
- 7. 公正貿易、発展途上国の発展に寄与。

(Guy Hascoet,「連帯経済の理解のために」 2001)

このために政府は、地域ネットワークのための 組織として、次の3つの機関を組織化した。すな わち

- (1) 社会的経済地域会議(CRES):
- (2) 社会的経済グループ(GRCMA):地域の協同組合、共済組合、アソシエーション(非営利組織)により構成される。
- (3) 地域社会経済審議会(CESR)

しかし、地域によって、社会的経済セクターの 力はばらつきがあり、より先進的な地域としては、 イルドフランス (パリ)、ブルターニュ、アトラ ンテック地域などが上げられる。

地方自治体とのパートナーシップの基本はそれ

ぞれの参加組織の協働と自治が重視されねばならないとされている。政府は「連帯経済の地域開発への統合」という大臣通告(2000年9月)を出して、その中で自治体と社会的経済・連帯経済セクターの組織との各レベルにおける事業契約促進を強調した。このために政府は、ヨーロッパ連合の「社会連帯基金」や「地域改善国家基金」(FNDE)の活用化を計った。地域プロジェクトは約360立ち上げられて、こうした費用として政府は3,300万フラン(約8億円)を予算として付けた(2001年)。地域プロジェクトの中味は次のようなものである。すなわち、

- (1) プロジェクトの29%⇒高齢者介護サービ スなどの対人サービス。
- (2) プロジェクトの26%⇒地域開発事業
- (3) プロジェクトの15%⇒海外公正貿易事業。
- (4) プロジェクトの12%⇒農業・環境・エネルギー部門の持続的発展のための事業。

また、連帯基金とともに倫理的投資プログラムも推進している。法律を改正して、勤労者が「連帯企業」(社会的貢献企業)、アソシエーション、協同組合、雇用仲介促進非営利事業体などへの「投資」が容易になった。これは倫理銀行や信用金庫を通じてもできる。このように、フランスでは非営利・営利の区分論議よりも、社会的貢献のための事業活動の主体はどのようにあるべきかという視点で、組織化が行われているといえる。民主的な、社会貢献する営利的株式会社もその範疇に含むことができるという点で「複合的経済」セクターという表現もある。

1.2.社会的経済・連帯経済の諸組織と制度

フランスの社会的経済・連帯経済セクターにおいては、伝統的セクターと新しいセクターとの協力関係は比較的良好と思われる。これは第一に、19世紀からの社会的経済セクターの発展の歴史、理論的な積み上げの歴史、また20世紀に入ってから社会保障制度の担い手となった歴史などが前提にある。たとえば、1988年の時点で、共済組合はフランスの社会保障の補完部分の3分の2をカバーしている。協同組合銀行は銀行預金の約40%をカバーしている。医療保険分野の約20%、社会サ

ービスの半分を社会的経済セクターが担っていると言われる。また政府の雇用創出政策(RMI)に対応した労働者協同組合やアソシエーションによる雇用創出促進策なども行われてきた(Credit cooperatif,1988)。こうした伝統的なセクターの在り方がフランスの社会の中にしっかりと根を下ろしていることがあって、初めて新しい社会的経済・連帯経済の発展が保障されるのである。協同組合、共済組合、アソシエーションはそれぞれに全国連合会などが確立しており、これらは従来の役割を担うとともに、福祉国家の転換とともに新しい社会的ニーズにも直接あるいは間接的に関与しようとしている。

1970年に社会的経済セクターのとりまとめ組織としてのクラムカ(CNLAMCA)が主として教育協同組合や労働者協同組合の主導で設立され、1979年に社会的経済憲章が発表された。一方、政府サイドでは、1981年に DIES(社会的経済各省代表部)が設立された。

一方、社会的経済・連帯経済セクターのネットワーク組織としては、CCES(社会的経済諮問委員会、2001年設置)が社会的経済セクターの結集と行政との調整、提案を任務としている。またさきにあげた CRES(社会的経済地域協議会(14地域に/26地域のうち))にも社会的経済組織は参加している。CEGES(社会的経済企業・企業家会議)はフランス、イタリア、スペイン、ポルトガル、ギリシャなど地中海沿岸の各国の組織が集まって作られている。

社会的経済・連帯経済セクターの資金調達ネットワークの新しい構築が進んできている。IDES (社会的経済開発協会) は協同組合、共済組合などによって1983年に設立されて、約3分の1の公的資金を受けながら社会的経済組織に対して資金貸し付けを行ってきた。しかし、次第に公的補助は減額されていった。1990年に、共済組合、労働者協同組合連合会(CGSCOP)、協同組合銀行(クレディ・コープ)により ESFIN(社会的経済金融)を設立して、IDES などに資金調達を行うことになった。ESFIN は融資会社として「ESFIN 出資会社」を設立し約60団体が加盟して、資本金は750万ユーロ(約10億円)である。グループ ESFIN に は さ ら に、労 働 者 協 同 組 合 連 合 会

(CGSCOP) が SCIC (社会共通益協同組合) むけの融資組織として設立した SPOT と、EU レベルで協同組合等に融資を行う SOFICATRA (ブリュッセルに本部)、また協同組合銀行、共済組合などが中心として作った「FONTANOT 出資」共同基金などと連結している。

1995年にはFINASOL(連帯金融)が連帯貯蓄 に関わる諸団体、すなわちアソシエーション、財 団、協同組合、連帯金庫、雇用推進団体などによ って設立された。FINASOL の掲げる使命は、① 社会的経済・連帯経済における金融連帯の強化、 ②行政に連帯金融セクターを認知させること、③ 市民社会化のために連帯金融を展開すること、④ 会員へのサービス向上などである。融資に際して は設立企業の事業倫理基準、連帯性、地域貢献度 などに基づいて、最大7年までの低利貸し付けを 行っている。また FINASOL と連動して、2000年 に BFS (連帯基金紹介所、アソシエーション) を設立して社会的経済・連帯経済セクターの事業 計画への支援を行っている。これは主として雇用 創出起業組織、地域経済開発事業に対するもので、 関連するセクター内の新旧の金融支援団体も共同 している (新しい団体では NEF「友愛新経済」、 「雇用のためのラブマネーアソシエーション」な ど)。

その他の社会的経済・連帯経済セクターにおける金融支援機関としては、CIGALE(貯蓄地域オルタナティブ管理投資クラブ)、DRAS(勤労者株式預金)、ESFIMMO(不動産金融社会的経済)、FGA(アソシエーション保証基金)、FGES(社会的経済保証基金)、FGIF(女性起業振興保証基金)などをはじめとして、それぞれの組織グループに対応した金融機関がある。また2001年の法律によってPPESV(勤労者起業支援連帯計画基金)によって連帯企業への投資が促進されるようになった。

以上のようにフランスの社会的経済・連帯経済 セクターの発展を支える金融支援ネットワークは、 水平的には新旧のセクター構成諸団体により作ら れ、垂直的には、EU連合の基金、フランス政府 の補助金などの受け容れ窓口となっている。この ように社会的経済・連帯経済セクターにおける起 業育成および活動推進のためには資金調達ネット ワークの確立が必要かつ重要である。

2. 関連法律の整備

社会的経済・連帯経済に関連してどのような法 律が制定・改定されているのかについて見ると、 第一にあげられるのは、2002年に制定された「社 会的共通益協同組合(SCIC)」法の制定である。 この法律の目的は、雇用促進のための受け皿的企 業を増やすことであった。これには2つの道筋が あって、1つはアソシエーションから SCIC 型の 企業に転換を促進させることであり、もう1つは 従来型の労働者協同組合などから SCIC 型に転換 または創設することである。アソシエーションに ついては、事業活動や市場参入を回避または制限 されている非営利組織の限界を克服するためのも のである。原理的にはチャリティ・ボランタリィ ・非再配分に立ち経済活動および市場との接触を 好まない非営利組織は、失業者や社会的弱者を労 働市場に挿入させるという課題に十分に対応でき ない。一方、従来型の協同組合、フランスの場合 とりわけ労働者協同組合連合会(CGSCOP)が新 しい社会的ニーズに取り組もうとするときには、 従来の閉じられた組合員原則から、社会サービス 分野での活動の場合に第三者へ開かれた活動をす る場合の困難さを解決する組織原則が必要とされ たのである。SCIC 法は社会的有用性のある事業 をその範囲としている。すなわち、在宅介護、雇 用挿入促進(若者雇用を含む)、障害者労働支援、 社会教育、社会ツーリズム、貧困層向け社会住宅、 社会的弱者むけの緊急宿泊所、社会的排除や家庭 内暴力への対応事業などである。また第19条では 「第三者も財・サービスの利益を受けられる」と 規定されている。SCIC 協同組合における組合員 資格は、従来の組合員制度が組合員の単一的性格 (労働者ばかり、消費者ばかりなど) から複数の 利害関係者(従業員、公的措置にもとづく無料受 益者、利用者・顧客、自治体関係者、法人、個人 など)が組合員として登録されるという、いわゆ るステークホルダー型としていることである)。 この場合、従来の協同組合原則のひとつである[1] 人1票」制度は原則として保持されるが、各利害 グループの利害をも反映するという現実的な対応

の必要から一定の規則を設けている。票配分については、フランスでは新しく派生してきた問題では必ずしもなく、すでに労働者協同組合連合会(CGSCOP)では約20年前に議論を行い一定の実践例を積み上げてきている。SCIC 法では自治体は参加する SCIC 協同組合において資本の20%以上を所有してはならない。また投票権は、ある組合員集団(グループ)がもてる投票権の比率を全体の最低10%から最大50%としている(代議員は1人1票)。また利潤配分を目的にしてはならないという点で、「共同所有、民主的管理、剰余金非分配」という非営利・協同組織としての原則を取り入れている。

また、2000年法 No.2000-242により、ボランティア活動への企業支援促進をはかった。また2003年11月5日法ではアソシエーションの営利活動を30%まで可能とした。

2001年2月19日付けの「連帯基金創設賃金預金にかかる法」では、さきにあげた連帯企業づくりのための労働者による資本形成のための「任意預金プラン」(PPESV)や企業設置共同基金(FCPE)が設置された。それに関連して労働法や財政法も改正された。地域連帯金庫の設立化も制定された。

このようにして、非営利・協同組織の組織的変 更あるいは革新は、医療・福祉・社会サービスに おける新しい社会的ニーズに対応するためのもの であるが、いくつもの社会的資源(社会的資本) を活用するという点で効率的なものといえる。す なわち、市場の資源(財とサービスの販売)、公 的資源(補助金、公共投資、行政の制度、自治体 の協力)、非市場的資源(市民参加、ボランティ ア、団体の関与、地域資源など)を組織事業の内 部にハイブリッド(混合的)に取り入れることが できる組織スタイルなのである。

3. 社会的経済・連帯経済のプロジェクト

3.1. 政府の社会的経済・連帯経済プラン

政府は2000-2001年のプランにおいて2カ年予 第37億ユーロ(約5,000億円)を付けた(研究プロジェクトでは大学・研究所が各プログラムに参 加する)。大要はつぎの通りである。

- ① 社会的経済・連帯経済セクターのネットワーク化 (115百万ユーロ)
 - ⇒社会的経済・連帯経済ネットワーク化。4400 万ユーロ。
 - ⇒協同組合支援。3300万ユーロ。
 - ⇒アソシエーション支援3800万ユーロ。
 - ⇒共済組合支援→地域による支援(住宅)、医療、保険、年金。
- ② 地域開発連帯ネットワーク(9000万ユーロ)
- ③ 人間連帯ネットワーク(2300万ユーロ):失業対策、労働挿入。
- ④ 国際支援ネットワーク(4600万ユーロ):フェアトレード、積極的消費者。
- ⑤ 社会的経済連帯経済推進ネットワーク(1億 ユーロ)
 - (i) 支援ネットワーク:社会的経済関連銀行。 情報などの新技術による情報の民主化(情報非対称性の克服)。地域連帯基金による 自己資金化促進と新イニシヤチブの促進 (イタリアに学ぶ。協同組合の収益3%の 積み立て)。
 - (ii) イノベーションの促進(労働組合、団体、 社会サービス・社会的質の向上、公共性概 念、持続的発展、資源の協働化)、社会的 基盤整備、企業の社会的会計導入の促進な ど。
 - (iii) 社会的経済・連帯経済企業の新しい形式 の発展:SCIC、社会的企業・活動の育成。
 - (iv) 社会的経済・連帯経済の新しい地域機関の設置化。

社会的経済・連帯経済の活動モデル支援。:既存組織から社会的企業へ。

(v) 公共政策とアソシエーションのネットワーク化。

15地方段階における諸協定の促進。県段階における社会的経済セクターによる500プロジェクトの推進。地方自治体における社会的経済地域開発の400プロジェクトの促進。

3.2. 社会的経済の2つの主要目的と担い手

政府プランに沿って、社会的経済・連帯経済セクター側の取り組みはつぎのようなものとなっている。すなわち、

- ① 社会的排除への戦い(プランの30%): 労働挿入企業(失業者を労働市場に挿入する企業)、仲介アソシエーション(失業者を労働市場に挿入するために中間的な準備斡旋をする非営利組織)、地域臨時宿泊施設、失業者運動・失業者アソシエーション(失業者自身が組織する非営利組織)、職業訓練企業(その他資源リサイクル、リハビリ施設、社会的食品、レストラン、住宅運動、医療、などの活動とリンクする例あり。(例⇒ブレターニュにある「ブレターニュ作業所(アソシエーション、1975年設立)」は従業員600人のうち80%が障害者である)
- ② 雇用の創出(プランの19%): SCIS(社会的共通益協同組合)、UNIOPSS(医療社会サービスアソシエーション連合会)による雇用促進。雇用促進地域契約。近隣サービスへの雇用。「貧困労働者」むけ雇用促進補助金(CBE)、近隣手仕事の促進。
- ③ 地域サービス・開発(プロジェクトの16%): 協同組合、アソシエーション。
 (i)地域開発(農業ツーリズム、農村地域廃棄物リサイクルなど)。(ii)漁業養殖、漁村雇用プロジェクト。(iii)労働者協同組合による省エネルギー資源化プロジェクト。環境教育。
- ④ 対人サービスの供給(17%): 近隣サービスアソシエーション。児童、女性、障害者のための居住施設、共同作業所など。職業訓練など②の雇用創出と連動。
- (5) 社会的経済・連帯経済開発プロジェクト (プロジェクトの8%): ホームページ ネットワーク化。資金連帯の促進(前述)、 地域通貨(SEL)の促進。
- ⑥ 文化事業プロジェクト(7%): 地域市 民テレビ、芸術家村他の促進。
- ③ 国際連帯プロジェクト(3%): 公正貿易、人権擁護運動の促進。

⑧ アソシエーションネットワーク(4%): 地域基金、資源ネットワーク。連帯経済 アソシエーションネットワーク支援。「連 帯ダイナミック」事業への支援。

これらの事業に取り組む企業を近年「社会的企業」とよぶようになっている。

4. アトランティク地域の 社会的経済の現状

社会的経済・連帯経済セクターの地域的数字を 広域圏のひとつアトランティク地域(アキテーヌ、 ブルターニュ、ロワール、ポワチエーシャラント

表1 社会的経済・連帯経済における従業員数

種類	アキテーヌ	ブルターニュ	ロワール	ポワチエ	合 計
農業協同組合	3, 162	8,365	5,336	1,873	18,736
協同組合銀行	6,628	12,080	11,978	5,952	36,638
その他協同組合	3,262	5,570	7,089	5,681	21,602
●協同組合合計	13,052	26,015	24,403	13,506	76,976
保険共済組合	851	565	4,677	4,493	10,586
互助共済組合	3, 123	4,766	4,236	2,382	14,507
●共済組合合計	3,974	5,331	8,913	6,875	25,093
教育アソシエーション	7,069	12,248	15,660	4,091	39,068
医療アソシエーション	4,093	5,856	5,455	1,141	16,545
社会セクターアソシエーション	28,792	29,472	37,607	15,375	111,246
―在宅アソシエーション	1,449	4,174	7,039	2,972	15,634
―労働挿入アソシエーション	6,291	7,085	6,773	3,403	23,552
―障害者支援アソシエーション	5,945	6,724	9,226	3,065	24,960
―高齢者支援アソシエーション	2,687	3,455	5,781	1,382	13,305
―保育アソシエーション	1,471	674	699	350	3,194
文化アソシエーション	1,523	1,618	1,659	878	5,678
スポーツアソシエーション	2,695	2,223	2,595	1,259	8,772
保護施設・食事アソシエーション	1,386	1,338	2,110	530	5,364
経済挿入アソシエーション	1,405	1,220	1,430	1,133	5,188
その他アソシエーション	11,788	11,169	12,411	6,879	42,247
●アソシエーション合計	58,751	65,144	78,927	31,286	234, 108
信徒団	510	1,860	844	193	3,407
財団	2,364	2,071	386	66	4,887
企業委員会	393	250	437	158	1,238
●周辺組織合計	3,267	4, 181	1,667	417	9,532
●●社会的経済合計	79,044	100,671	113,910	52,084	345,709
労働市場構成比	12.0%	13,1%	12.3%	10.2%	11.9%

Source:Insee-DADS2000

各県)を見ると**表1**のようである。この地域でも セクターの新旧のセクターの協働関係が進んでい る。

労働市場での占有率

○銀行業界での雇用占有率: 農業協同組合銀行

26%, 共済組合銀行16%, 貯蓄金庫 8%, 庶民 銀行 7%.

○医療業界での占有率: 9%.(ブレターニュ の一部の県では22%)。病院の種類は、アソシ エーション、財団、共済組合など。

表 2 社会サービス分野での雇用数と占有率: (2000.12.31)。

種 類	計	アソシエーション	共済	その他	占有率
障害児支援	13,305	11,836	87	0	89.6%
困難児支援	5,892	4,476	0	407	82.9%
障害者支援	16,237	13, 124	0	1,047	87.3%
高齢者支援	43,252	13,305	978	1,822	37.2%
社会的住居	2,659	2,549	0	16	96.5%
保育	3,938	3,194	21	9	81.9%
労働挿入支援	25,335	23,552	0	0	93.0%
在宅支援	18,060	15,634	5,634 389 61		87.6%
その他の社会サービス	45,662	23,576	0	73	51.8%

Source:Insee-DADS2000

「労働挿入支援」は障害者と非障害者がともに CAT (労働支援センター) で働く、社会的挿入を目指したもの。セラピー的役割も担う。障害者労働者の所得は、労賃(低い)+障害者手当。最低賃金規則(SMIC)の水準に達しているのは 1/4 の障害者である。常勤70%。CAT 自体も社会扶助金を受けている。

おわりに

フランスにおいて非営利・協同(社会的経済・連帯経済)セクターが活発に有効な役割を果たしている理由はなんであろうか。いわゆるフランスモデルはいわゆるスウェーデンモデルやドイツモデルあるいはイギリスモデルにくらべて、日本に参考になるであろうか?日本でスウェーデンモデルを導入する場合は「民主的な官僚国家」と社会的民主的な政権がひとたび実現することが必要であろう。ドイツモデル導入の場合は、強固な職能的代表団体がいくつか確立することが必要であろう。イギリスモデル導入の場合には、普遍主義的理念と地域圏における自立性およびコミュニティ基盤に基づく自主的イニシヤチブが必要とされるであろう。

もちろんフランスモデル導入が容易であるわけ ではない。しかし、国家、地域・県、非営利・協

同セクターの相互補完性、協働がうまく機能して いる点はなぜなのかについて学ぶ点は多い。第一 に公権力の非営利・協同セクターに対する理解で ある。雇用失業対策、住宅政策、社会保障の実施 組織としても認知され利用されている。社会的経 済の動きはフランスにおいてはもともと新自由主 義の出現に対抗して出てきたものである。フラン スの1980年代の社会党政権のときの支援政策が重 要な役割を果たした。第二に、協同組合、共済組 合、アソシエーションが歴史的に発展しており、 社会保障や市民活動、社会運動と連結してきた。 それが基礎となって新しい社会的問題すなわち、 社会的排除、移民問題、高齢者問題、男女差別問 題、南北問題などに取り組む新しい組織形態を開 発することができていることである。第三に労働 組合がこうした運動に対して関与していることで ある。これはフランスの労働重視の伝統があるか らである。第四に、非営利・協同セクターの組織 論が「非営利性」の議論というアプローチから始 まっているのではなくて、組織の民主性、社会的 連帯性、労働の質、雇用の創出といった問題から 出発していることである。現在の日本においては 人々の「いのちとくらし」を促進させるためには、 まず、非営利・協同セクターの発展がなによりも 必要となっている。公的セクター、民間セクター、 非営利・協同セクターにおいて、新たな「社会的 共通益」を認識するためには、それぞれの当事者 が、旧来のスタンスに固執することなく、新しい

挑戦に向かって共に一歩前に進むことが必要であ る。3つのセクターの協働関係を示しているフラ ンスの事例はそのための参考になるであろう。

(平成14-17年度日本学術振興化科学研究非補助 金基盤研究 (Ax2)) に基づく研究の一部であ る。)

(いしづか ひでお、研究所主任研究員)

【事務局ニュース】1・2004年度後期 研究助成募集

詳細は事務局までお問い合わせください。 2. 対象

1. 目的 非営利・協同セクターおよび、社会 保障、医療、経営管理労働問題など、研究所の 定款に掲げる目的に添った、人々の「いのちと くらし に関わる社会的経済的政治的分析調査 研究を支援する。

(定款第5条「③医療、福祉、まちづくりなど の調査・研究成果の公表」

設立趣旨書「事業目的①我が国の医療、福祉 等の歴史や様々な制度・施策の調査・研究。② 非営利・協同の理念、意義、管理、経営、労働、 会計、法制、税制等の調査研究。|

「研究・調査テーマ①21世紀の日本の医療、 福祉の施策や制度の現状分析と新世紀への提言。 ②新自由主義と市場経済論の打破への理論構築。 ③協同の「まちづくり」と、非営利・協同戦線 の拡大の実践・理論研究。④非営利・協同の実 践・理論探求|)

- (1) 個人による研究
- (2) グループによる共同研究
- 3. 助成金額

個人については30万円程度(最高50万円) グループについては100万円程度(最高200万円)

4. 応募方法

所定の助成申請書・助成金交付申請書(申込用 紙)を提出のこと。

5. 申し込み締切

2004年9月末日までに事務局へ応募のこと。

1. 小史

千葉民医連は70年以上の歴史を持つ。1931年の夏に、現在の成田市に「千葉北部無産者診療所」が設立された。これは農民組合運動を母体としていた。この「北部無診」の建物は現存している。昭和7(1932)年の全農全国会議行動要領の中には、「第25項、国庫負担による勤労農民の無料診断所、無料産院、無料託児所の設置とその農民委員会により管理」がうたわれている。さらに「千葉南部診療所」も現茂原市に作られたが、いずれも政治的弾圧により、昭和8年の秋には閉鎖を余儀なくされた。農民組合運動も同じく衰退を余儀なくされて、軍国国家へと突入した。千葉県は、農民運動の中でも戦闘的な伝統をもっていたところであった。

戦後まもなく1947年に、千葉市に今井町セツ ルメント運動が開始され、また奥山病院、南浜 診療所が開設されて、現在の千葉民医連の母体 となった。1953年に千葉民医連が結成された。 1974年には、奥山病院、北部診療所、花園診療 所、稲毛診療所などにより千葉県勤労者医療協 会が発足し、1976年に106床の千葉健生病院が つくられた。健生病院は、心臓カテーテル技術 の導入により、民医連の中では先端の医療を開 始した。1982年には、全国的にも早いとりくみ として「健康友の会」が結成された。1982年船 橋二和病院開設、1994年には県内2番目の施設 として「みさき訪問看護ステーション」を開始 した。2000年にはNPO「なのはな」がスター トした。2002年に社会福祉法人千葉勤労者福祉 会を設立した。千葉県勤労者医療協会は現在、 病院2,診療所9、老人保健施設1、訪問看護ス テーション10、デイサービスセンター1、在宅 介護支援センター6を経営している。

2. 運営の仕組み

千葉県勤労者医療協会の2003年度損益計算書 によれば、事業規模は約100億円を越えている。 そのうち入院収益が約42億円、外来収益が約44

回修会員さん節間



億円、介護事業収益が約9億円である。経常利益は約56百万円であった。経営悪化の原因は健保3割負担の影響による外来患者数の減少、人件費、退職金引当金の増加が主な原因と指摘されている。また、資本金の大半は出資金・出資基金で11億円である。職員数は医師69名を含め749人であり、友の会会員は約3万2千人となっている。

千葉県勤労者医療協会の事業経営上で重要な 組織は、千葉民医連「事業協同組合」である。 これは千葉民医連加盟の5法人(千葉勤医協、 青光会、かずさ勤医協、千葉保健共同企画、千 葉勤労者福祉会)が構成メンバーとなって作り、 会計、人事、給与調整、薬剤購入などの業務を 実施している。なお薬局部門は、有限会社千葉 保健共同企画が福祉機器サービス部門も含めて 経営している。この5法人と県連による事業協 の合同運営会議で経営上の問題が審議され、検 討決定されるという構造になっている。会計は グループ会計方式を取り、規模の経済の利点を 達成している。また、グループ全体の給与基準 づくりも事業協同組合がある程度行っている。 こうした方式は、イタリアの社会的協同組合グ ループの事業コンソーシアム方式や、スペイン のモンドラゴンのグループ会計およびグループ 内給与基準づくりと類似している。また出資基 金を11億円という高額を積み立てているのも特

千葉県勤労者医療協会



徴的である。信頼性が高い結果であろう。この 出資金は、職員出資分および友の会会員による ものである。出資金が資本であるならば、いわ ばヨーロッパの法制にある労働者協同組合的な 性格をもつものといえるであろう。友の会にし ては、会員特権として保健サービスが付属し ているというが、友の会を事業実施上の大きな 回路として役立てるためには、事業実施上の仕 組みとしてより連動させる位置づけが必要 コッパの非営利・協同組織が採用している社会 的会計や社会的監査という方式を一部採用して、 友の会の活動をより内包化していく方法も考え られよう。

3. 見て歩きの印象

千葉県勤労者医療協会の院所は、健康まつりを町内会と一緒に開くなど、地域との結びつきが良好である。様々な地域サークルなども勤医協や福祉会の施設などを利用して開かれている。こうした地域との結びつきの伝統が、2003年に開設した高齢者福祉総合施設「まくはり生活福祉センター」の開設をもたらしたと思われる。同センターは、デイサービスセンター「からたち」、生活支援ハウス、グループホーム「ひまわり」の3施設が一つの建物のフロアーごとに置かれている。さらに地域交流、ボランティア

にも部屋を開放している。この施設は、勤医協 が主導し、国および千葉市からの補助金取得に よって建設された。こうした場合、行政が協力 的であるかどうかは重要な事柄の一つである。 勤医協という医療的な実績とノウハウが背景に あればこそ、であろう。また民医連が新しい介 護福祉サービスの分野に展開していくというモ デルケースでもあろう。約4億円の建設費用は 財源比率的には国庫補助金34%、千葉市補助金 32%、借り入れ(社会福祉医療事業団)22%、 勤医協寄付12%である。社会サービスのニーズ に対応して、こうした中規模の福祉施設を建設 していくことは、地域への貢献にもなるし雇用 の拡大にもなる。比較的少ない資金でも、内容 的にすぐれた施設作りが可能であることのすぐ れた一例である。

この施設のすぐれた所は、まず建物および施設の心配りが優れている点である。デザインから配色、テーブルや椅子などへのこだわりとセンスがよく、利用者・入所者にいかに快適に生活してもらうかという考えに基づいている。また利用者が社会との接点を多く持つように外出プログラムを多く実施しているのも優れている。優秀なスタッフが、きちんとした理念に基づいて、最低限の利用費用で、行き届いたサービスを実施しているこの施設は、建設までのプロセスを含めて、全国的に広めたいモデルである。

(取材 事務局石塚、竹野)



文献プロムナード①

平和の脅威

野村 拓

アグロ・テロリズム

第1次世界大戦と第2次世界大戦の間の時期を「戦間期」(inter-war)としてとらえた本がイギリスなどに多い。第2次大戦を経験した後から整理すれば、このような時期区分が可能なのだろう。同様の視点に立てば、自衛隊のイラク派兵によって、日本の「戦後」は終り、「第2戦間期」としてとらえなおさなければならないかもしれない。それはともかく、「平和への願い」が圧しつぶされ、核兵器以外に生物・化学兵器、テロリズムなどの脅威が増大しつつあることは確かである。

2004年の2月から3月にかけての浅田農産の鶏インフルエンザ事件は、つい最近使われるようになった「アグロ・テロリズム」(農業・畜産テロリズム)という言葉を想起させてくれた。政府要人など特定個人を対象としたテロリズムが、誰が巻き添えになろうとも、という無差別テロになり、さらに人間対象から「人間の生活資料」対象に拡大しようとしているわけである。

新語「アグロ・テロリズム」という言葉が登場 する本としては(以下、仮訳の和名をつける) 『テロリズムの地理的次元』

☆Susan L. Cutter 他編: The Geographical Dimensions of Terrorism (2003) Routledge.

がある。ここには「生物兵器づくりとアグロ・ テロリズム」という節があり、その標的となりう るアメリカの農業生産・畜産のプロット・マップ が掲げられている。また

『世界生活資料保健政策』

☆Robert F. Kahrs: Global Livestock Health Policy (2004) Iowa State Press. では「農園テロ」「生物テロ」「農業テロ」などの新語が登場している。

同じ系統のものとしては 『食品で殺されるとき』

☆Hugh Pennington: When Food Kills. (2003) Oxford Univ. Press.

があり、ここでは当然のことながら、O-157やBSEがとりあげられている。

核兵器以外に、生物・化学兵器やアグロ・テロリズム、生活資料テロリズムの脅威にされされつつあるのが今日的状況ということになるが、これにいたる過程を歴史的に整理してみると、やはり戦争が節目になっている。そして、多くの問題が出そろったのが第1次大戦であった。

石油戦略とイスラム世界

「総力戦」の名の下に農業用トラクターの会社は戦車(当時は「タンク」と言った)を開発し、ロールス・ルイス社はマッチ・ポンプ式に、一方で「装甲自動車」を開発し、他方で「救急自動車」(それ以前は「救急馬車」)を開発した。化学メーカーは毒ガスを製造し、細菌学で一歩先を歩いていたドイツでは細菌兵器の研究をはじめた。

この他に、今日的関心から注目すべき点は、大 海軍国イギリスにおける石炭から重油へのエネル ギー革命に沿った形での、イギリスの中東産油国 への進出である。簡単に言えば、トルコから産油 国イラクを切り離して成立させたのもイギリスな ら、アメリカ以外で、もっともイラク戦争に熱心 だったのもイギリスである。しかも、私など「脱 亜入欧」型の教育を受けた人間は、イスラム世界 について知らな過ぎるのではないか。そんな反省 をこめて、貧しい書棚から何冊か選んでみよう。

☆David Nicolle: Historical Atlas of the Islamic

『歴史図説・イスラム世界』

World (2003) Checkmarck Books.

は、学校で習った地理・歴史との接合点を考え ながら読むべき本。

『蜃気楼の内側――サウジ・アラビア』

☆Thomas W. Lippman: Inside the Mirage (2004) Westview.

では、サウジ・アラビアに進出した石油資本の 他にアメリカ病院資本もあることがわかる。

『新しいイラク』

☆Joseph Braude : The New Iraq (2003) Basic Book.

は読んでいるうちに古くなりそうな本ではある。 そして、日本の海外派兵の一里塚となったのが 『地平の嵐――湾岸戦争』

☆David J. Morris: Storm on the Horizon (2004) Free Press.

である。このとき、小牧基地の輸送機C-130の存在がクローズ・アップされた。

書名はただの「同盟」であるが、イラク戦争に おける米英同盟をとりあげたのが

『イラク戦争と米英同盟』

☆William Shawcross : Allies (2004) Public Affairs.

だが、ここでは「貧しき独裁者の原爆としての生物兵器」という指摘がある。「貧しき独裁者」とはサダム・フセインを指しているのだが、「生物兵器」を開発したのはどこの国であったか。そして、いまや「貧しき独裁者」よりも「心貧しき大統領」の方が平和にとって危険な存在となりつつある。「力に頼る思い上がりの政治」は、日夜、貧困や暴力の下地を生みつつあるからである。

また、アメリカのやり方、イラク占領政策などに対して反対の意志表示をするレジスタンスを、すべてテロリズムの方に一括してしまうのも「心貧しき大統領」の特徴といえるのではないか。

・アメリカ・お膝元の貧困

ここで、世界の富を集め、ケタはずれの軍事力を持つアメリカのお膝元の貧困をとりあげたものをいくつかあげてみよう。

『低所得家族・親子の挑戦』

☆Ann C. Crouter: Low-Income Parents and Their

Children (2004) Lawrence Erlbaum Associates.

『難民の健康』

☆Pascale Allotey編: The Health of Refuges (2003) Oxford Univ. Press.

『底辺の生活』

☆Theodore Darymple : Life at the Bottom (2003) Ivan R. Dee.

これはゲットーの生活をテーマとしたもので、最終章は「そして、私たちの周辺で、毎日、このように死んでいく」(and dying thus around us every day)と結ばれている。ここで使われている dying という言葉の意味と、生命維持装置の開発によって機械的に生かされている状態を表現する言葉としての dying とのちがいは、アメリカ文明の二重性を示すものと言えよう。この二重性は、ある意味では「人を追いつめる文明」と「追いつめられた人の文明」ということになるのではないだろうか。

『拘禁の原理と方法』

☆Lorna A. Rhodes: Total Confinement (2004) Univ. of California Press.

では、アメリカでは200万人以上の囚人が常在 し、その費用は年間400億ドル以上(4~5兆円) という驚くべき数字が挙げられている。これは、 人を追いつめ、暴力的気分にかり立てるシステム の決算書でもある。

暴力、そしてテロ

医療職種が受ける暴力については、前回とりあげたが、暴力や虐待をキーワードとする本はますます増えつつある。

『欧州における子どもの性虐待』

☆Corinne May-Chanal 他: Child Sexual Abuse in Europe (2003) 欧州会議

『家庭内暴力』

☆Karel Kunst-Swanger 他: Violence in the Home (2003) Oxford Univ. Press.

『子どもの自殺』

☆Robert A. King: Suicide in Children and Adolescents (2003) Cambridge Univ. Press.

『性暴力』

☆Anglo P. Giardino 他: Sexual Assault (2003) G.

W. Medical Pub.

『家族暴力と看護』

☆Janice Humphreys 他 : Family Violence and Nursing Practice (2004) Lippincott.

『看護における暴力』

☆Monika Habermann 他編: Violence in Nursing (2003) Peter Lang.

これは看護職が受ける暴力だけではなく、看護職が患者に対して発揮する暴力(アフリカ諸国など)についての統計もある。

追いつめられて獣性を発揮する人たちが増えれば、やけくそ気分でなにかが起これば面白い、テロリズム歓迎ということにもなりかねない。これらの関連を示したものが

『暴力――テロ・大量虐殺・戦争』

☆ Wolfgang Sofsky : Violence — Terrorism, Genocides, War (2003) Granta Book.

である。もちろん、テロリズムは気分的なもので はなく、途上国の貧困と深くかかわるものであり、 この点に関して、第4回で紹介した『テロリズム と公衆衛生』の結論的部分では、次のように述べ られている。「世界人口の5分の1の金持ち人口 が世界の富の85%を所有しており、5分1の貧困 層の所有はわずか1%である。1兆ドルの富を所 有する400人のアメリカ人金持ちの資産は(人口 13億の)中国のGDPを上廻っている。……毎日 10億人以上の人が不潔な水を飲み、感染症は依然 として死因順位の首位で、毎日5万人近くが死ん でおり、その多くは子どもである。毎年、300万 人が下痢腸炎で死んでおり、100万人がマラリア で死んでいる。30億人が不衛生な状態で暮らして いる。……2億人の子どもを含む8.4億人が飢え に苦しんでいるのに、アメリカでは食品の27%が 浪費されており、これは1人1日1ポンド(450 グラム) に相当する。アメリカで浪費されている 食品の5%を、それを必要とする地域に輸送する ことができれば、400万人を養うことができる。」

もちろん、途上国の貧困がストレートにテロリズムに結びつくわけではなく、このような状態を 正当化しようとする力に対する反発と考えるべき なのだろう。

日本への視線

平和、日常性に対する脅威が古典的な戦争だけではなく、複雑化、増大しつつあるなかで、いま、海外文献に取り上げられつつある日本(人)を整理すれば、次のようなことになるのではないか。

- (1) 南京大虐殺事件 (1937)
- (2) 731部隊の細菌兵器の研究開発
- (3) 神風特攻隊 (1944-45) (これは「自爆テロ」との関連で)
- (4) 連合赤軍のテルアビブ空港での無差別乱射 事件(1972)
- (5) オウム真理教の松本サリン事件 (1994)、 地下鉄サリン事件 (1995)

第6回で紹介した『戦闘医学』では、これらのうち、(2)と(5)が紹介されており、前掲の『暴力――テロリズム、大虐殺、戦争』では(1)、(3)、(4)が取り上げられており、ここでは南京大虐殺の数字は「10万以上」となっている。

『なぜテロリズムか』

☆Man M. Dershowitz : Why Terrorism Works (2002) Yale Univ. Press.

は(4)と(5)および、第2次大戦中における日本軍の 自殺的戦闘行為(玉砕)を取り上げている。ある 意味では、「平和の脅威」となる道具立て一式を 歴史的に備えた国が日本だ、といえるかもしれな い。

この他、今回はふれないが、日本は「安上がり 社会保障」や「安上がり医療」の面で、しばしば 国際的注目を浴びてきたし、生産の「効率化」の 面では世界に冠たるものがあるらしい。

『カンバン――単純化』

☆John M. Gross 他: Kanban Made Simple (2003) AMACOM (これはアメリカマネージメント協会 の略名)

『ザ・トヨター14の管理原則』

☆Jeffrey K. Liker: The TOYOTA — 14 Management Principle (2004) McGraw-Hill. などは、その意味で象徴的な本である。

『カンバン』の方には、Kanban boards, Kanban Cards などの合成語が14語、索引に収められているし、『ザ・トヨタ』の方には国際語化した日本

語のローマ字表現がにぎやかに並んでいる。

「安全」「現場」「現地・現物」「平準化」「改善」「カンバン」「検討」「村」「森」「大部屋」「宣誓」

等々である。そして、このような「企業的効率 化」システムと国家権力との結びつきを示したも のが、書名のローマ字の

『アマクダリ』

☆Richard A. Colignon 他: Amakudari (2003) ILR Press

である。

ここに出てくるローマ字の日本語は政・官・財の癒着を物語る生臭い言葉ばかりであり、例えば「横すべり」「族」「独立行政法人」「肩叩き」「系列」「政界転身」「特殊法人」「特殊会社」「渡り鳥」「財団法人」「社団法人「財投資金」「財投機関債」などなどである。

なにか無気味な一体感を持った国が、戦争を知らない世代によってリードされているような日本像が浮かび上がってくる。

最近の「戦争史」

拙著、『20世紀の医療史』(2002、本の泉社)では、アメリカの白人貧困層であるトレーラー住民が、1,500万人以上いることを紹介したが、イラク人相手の虐待行為に登場した女性兵士はウェストバージニアのトレーラー住民であった。

国内貧困層を対外的虐待の手先に使う国とそのような国の意に従う「無気味な一体感」の国、これらこそ平和の脅威ではなかろうか。そんな視点で、最後に戦争の歴史に関する近刊を拾ってみよう。

『スペイン・アメリカ戦争』

☆Kenneth E. Hendrickson Jr. : The Spanish-American War (2003) Greenwood Press.

『1898年の戦争』

☆Thomas Schoonover : Uncle Sam's War of 1898. (2003) Univ. Press of Kentuckey.

もし、これらの本を「米西戦争」と訳したら、 なんのことかわからない若者がでてくることだろ う。看護史では、この戦争で、はじめて米軍に看 護部隊が編成されたことになっている。 『第1次世界大戦』

☆Michael Howard: The First World War. (2002) Oxford Univ. Press.

はくり返し語られるところに意味があるという ところか。

少し変ったところでは

『第1次大戦時の英・独漫画戦争』

☆Wolfgang K. Hünig: British and German Cartoons as Weapons in World War I. (2002) Peter Lang.

がある。EUに統合された今日から見れば、あれ は内輪喧嘩だったのか、と思われるような本であ る。それはとにかく、第1次大戦は手ごろな本に まとめられる規模の戦争であり、第2次大戦は「全 集」にしないと収まらない戦争といえる。

平凡な農村社会で育つ第2次大戦の戦死 (?) した人のヒストリーを取り上げたのが

『トシエ――日本の20世紀の農村生活から』

☆Simon Partner: Toshié—A Story of Village Life in Twentieth-Century Japan (2004) Univ. of California Press.

である。「死亡通知書」に「マラリア兼戦争栄養失調症ニ由リ死亡」と書かれているのが痛ましい。

戦時中、発禁になった石川達三の『生きている 兵隊』も、次のような形で英訳されている。

『生きている兵隊』

Ishikawa Tatsuzō : Soldiers Alive. Zeliko Cipris (訳) (2003) Univ. of Hawaii

『朝鮮戦争・再考』

☆William Stueck: Rethinking The Korean War (2002) Princeton Univ. Press.

は、この戦争がなければトヨタ自動車は倒産していたのではないか、という視点で再考すべきだし、

『戦争犯罪』

☆Omer Bartov 他: Crimes of War. (2002) The New Press.

は現在進行中の問題ともいえる。

- 戦争・感染症・生物兵器

戦争と感染症とは縁が深い。第1次世界大戦当

時のアメリカでは、戦死よりもインフルエンザ死の方が多かった。寿司づめの輪送船で大西洋を渡る間に感染したものが多かったのは浅田農産の鶏と同様である。そして西部戦線での戦死者は無造作に荷車に積まれた。このような状態に対して、

、戦争は国家間のものだけではなく階級闘争であり、戦争で死ぬのは労働者階級である"ことを主張したのがアメリカの看護婦、マーガッレット・サンガー(産児制限運動の方で有名だが)であったことも忘れてはならない。

SARSを例として感染症のグローバル化を取り上げたものが

『SARS――グローバル病対策』

☆David P. Fidler: SARS, Governance and the Globalization of Disease (2004) Palgrave.

である。また、感染症対策自体が戦争のようなものであることを示したのが

『SARS戦争』

☆Leung Ping Chung 他編 : SARS War (2003) World Scientific

だが、感染症の原因物質は生物兵器に転用できる

のだ、という意味にもとれる。

『ペスト』

☆Wendy Orent: Plague (2004) Free Press.

は中世末期にヨーロッパで大流行し、人口の40%、 4千万人を死亡させた「黒死病」のことではなく、 生物兵器としての「ペスト菌」開発の歴史である。 天然痘と炭疽菌に重点をおいたアメリカの生物兵 器開発に対してペスト菌に重点をおいた旧ソビエ トの研究開発史である。一時期、ソビエトの科学 アカデミーで金科玉条とされたルイセンコ学説の 非科学性がソビエトにおける生物兵器の開発を遅 らせた、という記述は歴史の皮肉としては面白い が、歴史の皮肉を面白がっている場合ではない。 大国が開発した生物兵器が「貧しき独裁者の原 爆 | としてイラクにあるはず、ということで始め たイラク戦争だが、その証拠は見つかっていない。 つまり、火をつけたマッチは見つかっていないの だが、マッチは「マッチ・ポンプ大国」の手にあ るのだから、当然の結果だろう。

(のむら たく、国民医療研究所顧問)

【事務局ニュース】2・会員の海外医療体験談、情報掲載について

新たな企画として会員の皆様から海外医療体験談、活動近況報告を募集します。皆様の応募をお待ちしています。

·字数:400字~800字程度

・原稿料:掲載された方には薄謝を進呈

内容:

1. 会員活動状況、情報募集 活動状況や情報募集など、読者へお知らせす る内容をお書きください。

2. 海外医療体験談

海外で生活し、実際に現地の医療を受診した 方の体験談を募集します。

· 投稿先:

事務局へ郵送あるいはFAX、電子メールでお寄せください。

なお投稿いただく際には「活動報告」「情報 募集」「海外医療体験」などのテーマを明記し、 「情報募集」の場合は連絡先を必ず入れてくだ さい。

BOOK-

ニホ立著『医療改革と病院

幻想の「抜本改革」から着実な部分改革へ』

川口 啓子

本書の内容は、そのサブタイトルに端的に示されており、さらに「はしがき」を読めば、本書を読みすすめるにあたっての柱をつかむことができます。

本書は第ⅠからV章と補章の6章から構成され、 第Ⅱ章と第Ⅲ章第1節には補論がついています。 それぞれが独立した論文であったものを表記の統一や加筆を行い1冊にまとめられたものですが、 おそらくそれぞれの論文を発表当時に即座に読ん だ貴兄にとっても、ぜひ本書を読まれることを勧めます。著者の冷静な現状認識と将来予測が、現場と研究者の共同作業に不可欠な内容であることをあらためて知らされる思いです。

私は読みすすむにつれ、本書が大きく2つの内容で構成されているような気がしてきました。1つは、日本の医療を巡る現状分析で、特に「医療(保険)制度抜本改革」が議論の末、幻想に終わったという事実の確認です。これは同時に我が国の戦後の医療制度が歩んできた今日の到達段階を再認識させるものでした。本書の主要な内容です。

もう1つは、その到達段階を冷静に見据え、「制度の部分改革と自己改革を着実に進めること」という、医療者に対する問題提起です。著者も個々の医療機関レベルでの3つ自己改革を提起していますが、医療の現場においては、上記の主要な内容と表裏一体のようにしてこの具体的姿が醸し出されてくるのではないでしょうか。

著者は次のように述べています。

「今後は、日本医療の歴史と現実に立脚した、 地に足のついた着実な部分改革を進めることが 求められる。私は、わが国医療制度の二つの柱 である国民皆保険と民間非営利医療機関主体の 医療提供制度の根幹を維持しつつ、改革を進め る必要があると考えている」。

このような意味においては、医療現場の当事者

ではない私がこの書評を受け持つことは甚だないことはといますが、我流ないら個々の医療機関の自己改革を紹介してみたいと思います。

本書は、著者が述べ ているように、第Ⅰ章 「小泉政権の医療改革・



の中間総括」が基調をなします。この章では、小泉「医療改革」の既に実施してきたことと今後の方針を複眼的に分析します。そして、医療分野への市場原理の導入が実効性を伴わないことを示しつつ、4つの成果をまとめています。そこでもっとも注目したいことは、新自由主義的医療改革が頓挫したという主張です。これには、異論を唱える研究者もあるかと思いますが、その議論はひとまず置き、著者の考え方に素直に聞き入りながら読みすすめると、医療者にとってポジティブな実践的基盤が見えてくるように思えます。

まず4つの成果ですが、①「国民皆保険制度堅持」の閣議決定、②医療保険給付は「最適水準」であることを閣議決定、③「保険者機能の強化」が閣議決定から消失、④株式会社の医療機関経営が医療費増加を招くことも合意、とまとめられています。それに対して私流の読み方ではありますが、①「国民皆保険制度堅持」の立場を医療者自身が貫くこと、②「最適水準」にそった医療サービスの提供をすすめる医療機関たらんとする姿勢と実践、③医療機関の利用者とそのサービス提供者である医療者こそ医療保険の主役であること、④従来の非営利医療機関経営を護り発展させること、というイメージにつながります。そのように

考えると、4つの成果は彼岸にあるのではなく、 「制度の部分改革と自己改革を着実に進める」ための医療者の実践的基盤として存在するとは言えないでしょうか。

私のような読み方は妥当ではないかもしれませんが、本書は、医療の現場で自己改革をすすめる 議論のパートナー、あるいは強力な参加者として の役割を果たしうる書であるように思います。以 下、部分的ではありますが、紹介を続けます。

第Ⅱ章「21世紀初頭の医療改革の三つのシナリオと医療者の自己改革」では、まず新自由主義的改革(第一)、社会保障制度の公私二階建て化(第二)、公的医療費・社会保障費用の総枠拡大(第三)の三つのシナリオが整理されます。著者は、第三のシナリオを強く支持していますが、第二のシナリオが厚生労働省の立場であり、この実現可能性が高いと述べています。したがって、医療者は第一と第二のシナリオを混同しないこと(混同して翻弄されないこと)、第二のシナリオが第一のシナリオに屈しないため、さらには第三のシナリオ「総枠拡大」のための建設的批判が必要であることを主張します。

この建設的批判に伴う重要な実践の一つが、補論で展開される「保健・医療・福祉『複合体』」です。著者は、連携と「複合体」を整理しつつ、「それぞれの地域と実態と特性に合わせて、連携と『複合体』との競争的共存の道をさぐること」を医療者に提起します。

第Ⅲ章「医療提供制度の二つの『抜本改革』論の挫折と崩壊」では、第1節で株式会社の病院経営参入論が頓挫したこと、第2節で一般病床半減説が虚構にすぎなかったことを展開します。

とりわけ第1節では、厚生労働省が株式会社の営利病院参入に反対していること、株式会社が病院経営のノウハウをもっていないこと、国際的にみても営利病院の参入政策はとられていないという研究成果を示しつつ、補論において、「医療特区」が中長期的に見ると国民皆保険制度の理念が崩壊する危険性を孕み、第一のシナリオへの突破口となる可能性を指摘します。そこで著者は、株式会社の病院経営参入については反対の立場を明確にした上で、反対を唱えるだけでは国民やマスコミの支持が得られないと述べ、「現在の医療法

人のあいまいな位置づけ・規定を、医療の非営利 原則・公共性を強化する方向で改革する必要があ る」と訴えています。

第N章第1節では、2002年診療報酬改定の4つの特徴を詳しく分析しています。4つの特徴とは、①史上初めての診療報酬本体のマイナス改定、②特定療養費制度の乱用、③病院の機能分化・病床抑制の方向がより明確化、④直接的・間接的規制の強化、の4点です。とりわけ、特定療養費制度の「ルールなき拡大」・「乱用」が大きな特徴としてあげられます。この点については第2節でさらに踏み込み、混合診療と特定療養費制度の異同を述べ、現実には混合診療は不可能であるとの見方を示しています。一方、厚生労働省が第二のシナリオに「特定療養費制度の拡大」を位置づけており、その乱用が保険給付範囲の縮小を可能とする最大の改悪であり国民皆保険制度の形骸化に結びつく危険性を指摘します。

第V章では、病院の外来分離の動きについて、「第二薬局」の歴史を分析しながら論が展開されます。厚生労働省内でも保険局と医務局とで合意が得られておらず、近い将来、規制・制約がかかるであろうと著者は予測しました。2004年の診療報酬改定の結果は、明確な規制・制約はないものの、補章において、外来分離は「時期は遅れても何らかの規制が導入されることは確実」と述べ、医療機関が外来分離を軸に長期的な経営計画を立てるのは危険であると警告します。

なお、十分な紹介はできませんでしたが、これら第Ⅳ章、V章は、医療機関の近未来を議論する際に、一度は現場で取り上げられるべき内容であると考えます。

さて、あらためて本書全体の提起するところを 考えてみます。

著者は、「はしがき」で「政府の医療費抑制政策はさらに厳しさを増しただけでなく、医療事故の多発により国民の医療不信も強まっており、医療者には閉塞感が強い。しかし、本書を読まれれば、同じ時期に、新自由主義医療改革は挫折し、一般病床半減説も崩壊するなど、決して一方的に『医療破壊』が進んでいるわけではないことが理解されるだろう」と述べています。つまり本書は、ネガティブな事態に圧倒されそうな医療者に対し

て、依拠すべきポジティブな現実をどこに見出す かを考え実践しようという提起だと思うのです。 そして、第三のシナリオ実現に向けて「制度の部 分改革と自己改革を着実に進めること」への着手 です。

最初に少し触れましたが、著者は第Ⅱ章で個々の医療機関レベルでの自己改革として、「①個々の医療機関の役割の明確化、②医療・経営両方の効率化と標準化、③他の保健・医療・福祉施設とのネットワークの形成または保健・医療・福祉複合体化の三つが必要である」と提起しています。これらの課題に着手することは、地域をぬきに考えることはできません。そして医療者においては

地域の中の医療機関として自己分析を行うことが 不可欠になってくるでしょう。その自己分析の方 法もまた大きな課題の一つではないかと思います。 本書の内容から若干ずれてしまいましたが、この あたりも現場と研究者との共同作業として求めら れてくるのではないでしょうか。

最後になりましたが、「制度の部分改革と自己 改革を着実に進める」にあたって、本書が格好の テキストとして、現場で活用されることを勧めた いと思います。

(かわぐち けいこ、大阪健康福祉短期大学・介護福祉学科)

【事務局ニュース】3・機関誌の論文募集

研究所機関誌『いのちとくらし』に掲載する 論文を募集します。応募の内容は以下の通りで す。詳細は、事務局までお問い合わせください。

- ○字数: (図表、写真を含めて) 400字詰め原 稿用紙30枚(12000字) 以内
- ○掲載の有無については、研究所機関誌委員会 にて決定させて頂きます
- ○原稿料: 研究所の規定により、薄謝ですが お支払いします
- ○募集する主なテーマ

管理問題

- 1:NPO、非営利・協同組織における経営
 - 組織論、組織構造論、経営論、所有論、労働組合と経営参加、政策と統制、賃金論、 地域社会と医療社会サービス組織、など

2:日本の医療、福祉政策・制度の現状分析 と提言

政府医療社会保障政策批判と対応策の提言、 社会政策・労働政策批判、制度比較分析、 など

- 3:新自由主義と市場経済論の打破 現状イデオロギーへの批判、基本的理念の 歴史的分析、具体的実態分析と非営利・協 同セクターの方向、公的セクターとの関係 分析提言、など
- 4: 非営利・協同の実践・理論探求 NPO論、政治・社会システム論、ヨーロッパ社会的企業(社会サービス、雇用)調査、非営利・協同セクター運動論、など

5:その他

「首都圏青年ユニオンを支える会」に

で参加を

できたばかりで、まだ小さいけれども、将来とても有望な、青年たちの労働組合があります。子どもや青年たちのこれからの労働環境がとても心配だという方、日本の労働組合運動 の現状を強く憂えている皆さん、この労働組合を支える会に参加しませんか。

「首都圏青年ユニオン」は2000年12月に、パート、アルバイトなど不安定雇用の青年たちが中心となり、「公務公共一般労働組合」の一つの支部として結成した労働組合です。 これまでも、不安定雇用労働者を組合に組織する努力がさまざまに行われてきましたが、今のような環境の下で青年層を本格的に組織しようという試みはありませんでした。「首都圏青年ユニオン」は、急激に悪化し続ける労働環境のしわよせが集中する青年労働者を、産業、職種、雇用形態を問わないで組織する道をえらびました。発足以来の「首都圏青年ユニオン」の活動は、きわめて困難な環境におかれている今日の青年労働者たちが、労働組合を強く求めていること、そして、彼ら自身が社会正義と連帯のために闘う強いエネルギーを持っていることを、私たちに理解させてくれました。

入会をされる方は、入会申込をした上、会費(年額1口1万円)を下記の振込先への振込をお願いいたします。りそな銀行は、インターネットバンクによる振込が可能です。郵便振替口座については、同封の振込用紙をご利用下さいませ。

●振込先

1) りそな銀行 大塚支店(店番313)

口座番号 1317438

口座名義 首都圏青年ユニオンを支える会

2) 郵便振替口座

口座番号 0017-0-12987

口座名義 首都圏青年ユニオン

実務上のお問い合わせについては、下記までお願いいたします。

電話 03-5395-5255 (東京公務公共一般労働組合・阿久津、名取)

機関誌『いのちとくらし』バックナンバーの紹介

● 7 号 (2004年 5 月) ―特集:コミュニティと非営利・協同の役割

- ○巻頭エッセイ「『満足の文化』といまの日本」相野谷安孝
- ○インタビュー「栄村高橋村長に聞く」高橋彦芳、福井典子、角瀬保雄、前沢淑子、司会:石塚秀雄
- ○栄村REPORT
- · 「栄村訪問記 | 角瀬保雄
- ・「小さくても輝いていた栄村:山間部と都市との比較から学んだこと」福井典子
- ・「栄村を訪ねて10年、いま思うこと」前沢淑子
- · 資料 事務局
- ○論文「市町村合併政策と保健事業の危機」池上洋通
- ○第3回公開研究会報告「インドネシアの非営利・協同セクターと社会保障制度」サエディマン
- ○書評「橘木俊詔『家計からみる日本経済』その基本理念に関連して」石塚秀雄
- ○文献プロムナード(6) 「医療職種 | 野村拓
- ○非営利・協同入門(5)「イギリスにおける社会的企業とコミュニティの再生―サンダーランドにおける非営利・協同組織の試み―|中川雄一郎
- ○海外医療体験エッセイ「英国の医療と『シップマン事件』| 大高研道
- ○書評・東京民主医療機関連合会50年史編纂委員会編/『東京地域医療実践史――いのちの平等を求めて』相澤與一

● 6 号 (2004.02) 特集:非営利・協同と共済制度・非営利組織と公共性

- ○巻頭エッセイ 「出征|日隈 威徳
- ○座談会「共済事業と非営利・協同セクター」本間 照光、根本 守、伊藤 淳、司会:石塚 秀雄
- ○論文「新非営利法人法の制定議論と税制改悪の方向|坂根 利幸
- ○論文「社会的企業体の連帯で保健・福祉・医療の複合体を」大嶋 茂男
- ○論文「長野モデルにおけるコモンズについて | 石塚秀雄
- ○シリーズ非営利・協同入門(4) 「非営利・協同と社会変革」富沢 賢治
- ○文献プロムナード(5) [Care を考える|野村 拓
- ○書評/南信州地域問題研究所編『国づくりを展望した地域づくり…長野・下伊那からの発信』石塚 秀雄

● 5 号 (2003.11) ――特集: 行政と非営利組織との協働 (1)

- ○巻頭エッセイ「民医連の医師| 千葉 周伸
- ○座談会「行政と非営利・協同セクターとの協働について」 富沢 賢治、高橋 晴雄、窪田 之喜、司会:石塚 秀雄
- ○インタビュー「医療と福祉に思う」秋元 波留夫
- ○特別寄稿(再録)「津川武一と東大精神医学教室」秋元 波留夫
- ○論文「韓国の社会運動と非営利・協同セクター」丸山 茂樹

- ○論文「韓国の医療保険制度と非営利協同セクター」石塚の秀雄
- ○第2回公開研究会報告「ヨーロッパの医療制度の特徴と問題点 | 松田 晋哉
- ○シリーズ非営利・協同入門(3)「サードセクター経済と社会的企業―ライブリネスのデベロップメント―」内山 哲朗
- ○文献プロムナード(4)「医療の国際比較」野村 拓
- ○書評/野村拓監修・赤十字共同研究プロジェクト著『日本赤十字の素顔』角瀬 保雄

● 4 号 (2003.08) ――特集: 障害者と社会・労働参加―支援費制度をめぐって―

- ○巻頭エッセイ「NPOによる地域福祉貢献活動とその困難」 相澤 與一
- ○シリーズ非営利・協同入門(2)「非営利・協同の事業組織 | 坂根 利幸
- ○座談会「非営利・協同と共同作業所づくり運動」 立岡 晄、斎藤 なを子、長瀬 文雄、岩本 鉄 矢、坂根 利幸、司会:石塚 秀雄
- ○論文「『共同作業所づくり運動』の過去・現在・未来」 菅井 真
- ○第1回公開研究会報告「米国のマネジドケアと非営利病院」 松原 由美
- ○「アメリカのNPO病院の非営利性の考え—薬品安価購入に関連して― | 石塚 秀雄
- ○シリーズ「デンマークの社会政策(下)」 山田 駒平
- ○文献プロムナード(3) 「医療政策」 野村 拓
- ○書評・宮本太郎編著『福祉国家再編の政治』 田中 夏子

● 3 号 (2003.05)

- ○巻頭エッセイ「わが家の庭から考える」 高柳 新
- ○シリーズ非営利・協同入門(1)「非営利・協同とは」 角瀬 保雄
- ○座談会「福祉国家の行方と非営利・協同、医療機関の役割」 後藤 道夫、高柳 新、司会:石塚 秀雄
- ○論文「地域づくり協同と地域調査実践 | 大高 研道・山中 洋
- ○論文「介護保険制度見直しと法改正に向けての展望」 伊藤 周平
- ○文献プロムナード(2) 「地域への展開 野村 拓
- ○シリーズ「デンマークの社会政策(上)| 山田 駒平
- ○「アメリカの医療と社会扶助の産業統計の特徴」 石塚 秀雄
- ○書評・八代尚弘・日本経済研究センター編著『社会保障改革の経済学』 高山 一夫

● 2号(2003.02)

- ○巻頭エッセイ「医療事故と非営利・協同の運動を思う」 二上 護
- ○新春座談会「NPOの現状と未来」 中村 陽一、八田 英之、角瀬 保雄、司会:石塚 秀雄
- ○論文「コミュニティ・ケアとシチズンシップ――イギリスの事例から」 中川 雄一郎
- ○インタビュー「介護保険にどう取り組むか」 増子 忠道、インタビュアー:林 泰則
- ○論文 「『小さな大国』オランダの医療・介護改革の意味するもの――ネオ・コーポラティズム的政 労使合意のあり方―― | 藤野 健正
- ○文献プロムナード(1) 「もう一度、社会医学 」野村 拓
- ○海外事情 「アメリカの医療従事者の収入事情 | 石塚 秀雄
- ○書評 「日本へ示唆 福島清彦著・『ヨーロッパ型資本主義』 窪田 之喜

●準備号(2002.10)

- ○発起人による「新・研究所へ期待する」
- ○特別寄稿論文
- · 「市場経済と非営利・協同―民医連経営観察者からの発信― | 坂根 利幸
- ・「医療保障制度の問題点―フランスの事例を中心にヨーロッパ医療制度改革の問題点―」石塚 秀雄

「研究所ニュース」バックナンバーの紹介

○No.7 (2004.7.25発行)

会員アンケート、欧米の老齢年金制度一覧、ブックレットNo.2『デンマークの社会政策』推薦、エッセイ他

○No.6 (2004.4.25発行)

総会とシンポジウムのお知らせ、書評「いま、改めて『帝国』とは「(藤野健正)、エッセイ他

○No.5 (2004.1.25発行)

研究費助成の公募、第3回公開研究会のお知らせ、「アメリカのホームケアワーカーの待遇改善」、他

○No.4 (2003.10.17発行)

「蹉跌への擬人法」(石塚秀雄)、「書評『人間のための経済学――開発と貧困を考える』」(大嶋茂男)、他

○No.3 (2003.7.4発行)

特集「角瀬先生慰労と激励のつどい」、「書評『福祉の哲学』」(高橋晴雄)、他

○No.2 (2003.4.17発行)

海外の医療・社会政策サイトの紹介、「書評『雲の都第1部広場』」(石塚秀雄)、他

○No.1 (2002.12.17発行)

「書評『20世紀の医療史』」(石塚秀雄)、いのくらエッセイ、他

【事務局ニュース】4・会員募集と定期購読

会員募集 「特定非営利活動法人 非営利・協同総合研究所 いのちとくらし」の会員を募集しています。会員には正会員(個人・団体)と賛助会員(個人・団体)があり、入会金・年会費は以下のようになっています。また、機関誌『いのちとくらし』を追加購入される場合、会員価格でお求めいただけます。(なお、会員への機関誌送付部数は、団体正会員1口5部、個人正会員1口1部、団体賛助会員1口2部、個人賛助会員1口1部となっています。)

○会員の種類

- ・正会員(団体、個人):研究所の行う行事に 参加でき、機関誌・研 究所ニュースが無料配 布され、総会での表決 権があります。
- ・賛助会員(団体、個人):研究所の行う行事 に参加でき、機関誌・ 研究所ニュースが無料 配布されます。

○会費 (年会費)

	区	分	適	用	入会金	年会費(一口)
ㅜ스ㅁ	団体	会員	団体	·法人	10,000円	100,000円
正会員	個人	会員	個	人	1,000円	5,000円
賛助	団体	会員	団体	·法人	なし	50,000円
会員	個人	会員	個	人	なし	3,000円

定期購読 機関誌『いのちとくらし』定期購読の申し込みも受け付けています。季刊(年4冊)発行、年間購読の場合は研究所ニュースも送付いたします。また、会員の方には機関誌が送付されますが、会員価格で追加購入もできます。詳細は事務局までお問い合わせください。

・1冊のみの場合:機関誌代 ¥1,000円+

送料

・年間購読の場合:機関誌年4冊+研究所ニ

ユース+送料 ¥5,000

円

き Ŋ لح

【入会申込 FAX 送付書】 切り取ってお使いくたさい 研究所の FAX番号: 03 (5770) 5046

3,000円(1口以上)

特定非営利活動法人 非営利・協同総合研究所 いのちとくらし入会申込書 会員の別 正会員(個人 ・ 団体) 賛助会員(個人・団体) 入会口数) 🏻 ふりがな 団体名称または氏名 ※団体正会員の場合は法人・団体を代表して入会する個人名を、個人正会員の場合は所属・勤務 先等を記入して下さい。(団体正会員は、入会時に登録された個人が定款上の社員となります。) ※団体会員で、登録する人物と実務担当が異なる場合は、担当者の氏名も記入して下さい。 ふりがな 代表して入会する個人名 (団体会員のみ) ふりがな 実務担当者名 ふりがな (個人会員のみ) 所属・勤務先等 ※機関誌等の郵送先、連絡先を記入して下さい 干番号 住所) FAX番号 () 電話番号 (電子メール (a) ※専門・主たる研究テーマまたは研究して欲しいテーマ・要望等を記入して下さい 入会金と会費 (1)入会金 団体正会員 10,000円 個人正会員 1,000円 賛助会員(個人・団体) 0円 (2) 年会費(1口) 100,000円(1口以上) 団体正会員 個人正会員 5,000円(1口以上) 団体賛助会員 50,000円(1口以上)

個人賛助会員

へきりとり〉

【FAX送付書】

切り取ってお使いください 研究所のFAX番号:03 (5770) 5046

□ 読者の声	機関誌や研究所に対するご感想・ご意見・取り上げて欲しいテーマなどを お寄せください (機関誌等に掲載することもあります)。									
お名前・ご所属等						ź	丰齢	才		
ご連絡先住所	₹									
電話番号・電子メールなど										
□ 送付部数変更 会員で次号から部数変更を希望される まけ、お名前と部数を表書される						次回()号か	らは		
	及史	方は、お名前と	部数を	お書きくださ	<i>ر</i> ۲			部		
□ 機関誌『いのちとくらし』購読申し込み申込日 200 年 月 日								-		
・単独購読は、「1冊¥1,000円十送料」です。 ・年間定期購読は、「機関誌年4冊十研究所ニュース十送料」で¥5,000円です。 ・お支払いは指定の銀行口座への振込、または郵便振替でお願いします。										
(フリガナ)										
お名前										
郵便番号		_								
送付先住所										
電話番号		()								
FAX 番号		()								
E-Mail	@									
購読区分	単独購読	号のみ	部数	部						
(どちらかに記入ください)	年間購読	号~	口)奴	口)						

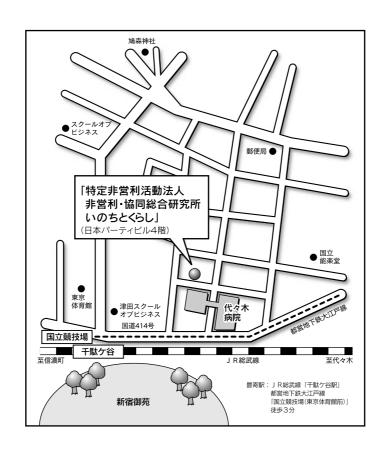
【次号第9号の予定】(2004年11月発行)

特集:非営利・協同と教育の使命

- ・座談会「非営利・協同組織と教育(仮題)」
- ・論文「非営利・協同組織のマネージメントと使命」
- ・論文「SRIF、倫理ファンドと非営利セクター」、 など

【編集後記】

今号から新たな企画「団体会員訪問」を 始めた。非営利・協同の実践の様子をお伝 えしながら、座談会でも話題となった「自 分たちのよって立つ基盤とは何か」を考え ていくようにしたい。



「特定非営利活動法人 非営利・協同総合研究所 いのちとくらし」 事務局

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ケ谷1-29-3 日本パーティビル4階 TEL: 03-5770-5045/FAX: 03-5770-5046

ホームページ URL:http://www.inhcc.org/ e-mail:inoci@inhcc.org